

別添

第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

～志を育み、明るい未来の創造へ～

（答申）

令和5年11月

宮城県教育振興審議会

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の中間見直しに当たって | 1 |
| 1 中間見直しの趣旨 | |
| 2 計画の位置付け | |
| 3 計画の期間 | |
| 第2章 本県教育の現状 | 2 |
| 1 本県教育を取り巻く社会の状況 | |
| 2 本県教育の課題 | |
| 第3章 第2期計画期間中の動向 | 18 |
| 1 計画期間中の本県教育を巡る主な状況 | |
| 2 計画の進捗状況 | |
| 3 見直しの概要 | |
| 第4章 本県教育の目指す姿 | 35 |
| 1 目指す姿 | |
| 2 計画の目標 | |
| 3 施策の展開に当たっての横断的な視点 | |
| 第5章 施策の展開 | 38 |
| 1 施策の全体体系 | |
| 2 施策の基本方向 | |
| ・ 基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成 | 42 |
| ・ 基本方向2：健やかな体の育成 | 47 |
| ・ 基本方向3：確かな学力の育成 | 50 |
| ・ 基本方向4：幼児教育の充実 | 55 |
| ・ 基本方向5：多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進 | 58 |
| ・ 基本方向6：社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成 | 61 |
| ・ 基本方向7：命を守る力と共に支え合う心の育成 | 64 |
| ・ 基本方向8：学びの保障と教育機会の確保 | 67 |
| ・ 基本方向9：安心して楽しく学べる教育環境づくり | 70 |
| ・ 基本方向10：学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる 環境づくり | 75 |
| ・ 基本方向11：生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進 | 79 |
| 第6章 計画の推進 | 83 |
| 1 計画の推進に向けた施策の在り方 | |
| 2 学校における教育施策の着実な推進 | |
| 3 関係機関、関係団体等との連携 | |
| 4 県民総がかりによる教育施策の展開 | |
| 5 こども基本法への対応 | |
| 資料：中間見直しの経過 | 85 |

第1章 計画の中間見直しに当たって

1 中間見直しの趣旨

宮城県では、教育の振興に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成29（2017）年3月に、令和8（2026）年度を目標年度とする「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本県教育の柱である「志教育」の推進をはじめとする様々な施策に取り組んでいます。

近年、大規模自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に代表される先行きが不透明な予測困難な社会の中で、子供たちの未来を切り拓く力の育成が求められています。また、誰もが生きがいを持って暮らすことができる魅力ある地域社会の構築に向け、他者の多様性を尊重しながら、互いに高め合うことのできる環境づくりが必要になっています。

このような中、教育を巡る状況についても大きく変化しており、学習指導要領の実施に伴う「主体的・対話的で深い学び」の実現や、教育機会確保法に基づく個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の実施、教育DXの推進等への対応が求められているとともに、多様で複雑化する教育ニーズに応えていくことが重要な課題となっています。

そのため、計画期間中に生じた様々な状況の変化に対応しながら、本県の課題である学力、体力・運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の取組について充実・強化を図るなど、本県における教育施策の方向性等を整理する必要があることから、このたび、本計画の中間見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、県政運営の基本指針である「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた部門別計画として、本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示すものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成29（2017）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする10年間の計画でしたが、国の教育振興基本計画との連動性を確保するため、計画期間を2年間延長し、令和10（2028）年度を目標年度とする12年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況

(1) 東日本大震災からの復興

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらしましたが、国内外から多くの支援を受けながら、復旧にとどまらない抜本的な再構築や先進的な地域づくりといった創造的な復興を進めました。

これにより、教育分野においては、学校施設の整備などハード面についての取組は完了しましたが、被災した児童生徒へのきめ細かな心のケアや、震災遺児・孤児への就学支援など、ソフト面の取組について引き続き取り組むことが必要になっています。

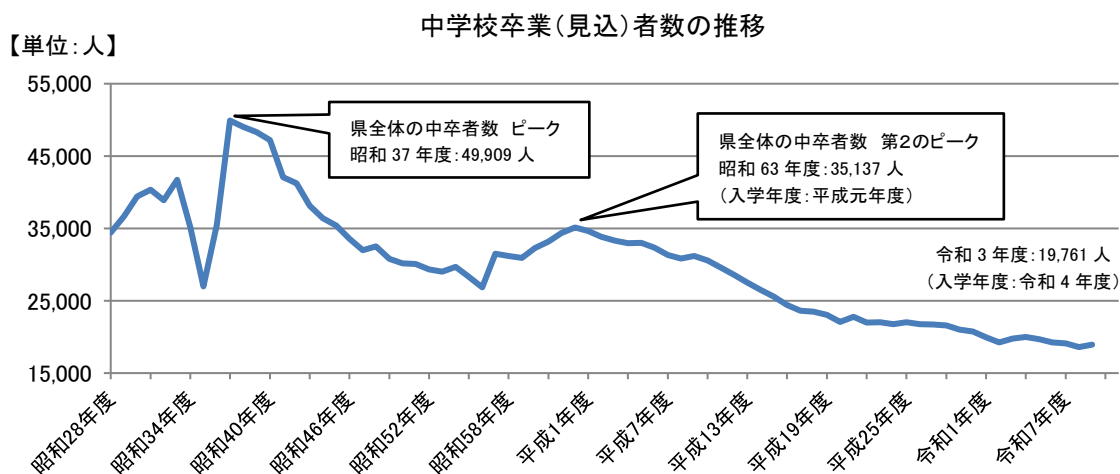
また、震災からの復興を成し遂げ、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成であり、教育の果たす役割は非常に大きくなっています。

(2) 人口減少社会の到来

本県の人口は、平成15（2003）年推計人口の約237万人をピークに減少に転じ、令和5（2023）年5月現在の本県の人口は約227万人となっています。また、少子高齢化も進んでおり、年少人口（14歳以下）の割合は、平成12（2000）年国勢調査時点で老年人口（65歳以上）の割合を下回り、令和2（2020）年国勢調査時点で11.7%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27（2045）年の本県の人口は、約181万人になると見込まれており、年少人口の割合は、9.6%にまで減少することが見込まれています。

人口減少社会の進展により、学校の統廃合が進んでいるほか、家庭・地域の教育力についても、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化等が進むなど、教育を取り巻く状況も変化しています。



出典:宮城県「教育企画室資料」

(3) グローバル化の進展

社会・経済・文化など様々な分野におけるグローバル^{※1}化が進展し、国境を越えた活動が行われており、各国の相互依存関係が深まる中で、国際的な交流や協調の必要性が高まっています。また、独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本人学生留学状況調査では、日本人学生の海外留学者数は、平成21（2009）年度の約3万6千人から令和元（2019）年度の約10万7千人に増加しており、留学期間が1か月未満の短期留学者を中心に増えています。

一方、訪日外国人旅行者数も増加傾向にあり、本県でも、外国人延べ宿泊者数が、平成21（2009）年の約11万人から令和元（2019）年の約56万人に増加しているほか、令和元（2019）年12月現在で約2万4千人の在留外国人がおり、日常生活の中で外国人と交流する機会が増えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、他国との人的交流は一時的に激減したものの、今後回復が見込まれる中で、自国の文化理解と日本人としてのアイデンティティ^{※2}を基盤として、多様な価値観を持った人々と協働し、国際的な視野で活躍するグローバル人材の育成が求められています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大とデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼし、教育分野においては学校行事の自粛や規模縮小、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、感染拡大当初の学校の臨時休業は、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけにもなりました。

その一方で、感染拡大を契機として社会のデジタル化は急速に進み、学校におけるICT（情報通信技術）の環境整備やオンライン教育が進展するなど、学びの在り方にも大きな変化が生じています。

今後は、ICTを生かしながらより良い教育環境づくりを図るとともに、情報活用の実践力や情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度などの情報活用能力を身に付け、更なる進展が見込まれる社会のデジタル化に対応できる人材の育成が求められています。

※1 「グローバル」:

世界的な規模であるさま。国境を越えて地球全体に関わるさま。

※2 「アイデンティティ」:

国・民族・組織など、ある特定集団への帰属意識。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

(5) 雇用情勢の動向

本県では、令和5（2023）年3月新規高卒者の就職内定率が99.8%、新規大卒者等の就職内定率が95.8%となっており、企業の人手不足なども相まって、高い割合が続いています。

有効求人倍率については、令和元（2019）年平均で1.63倍となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低下しましたが、その後緩やかに持ち直し令和5（2023）年4月には1.41倍となっています。

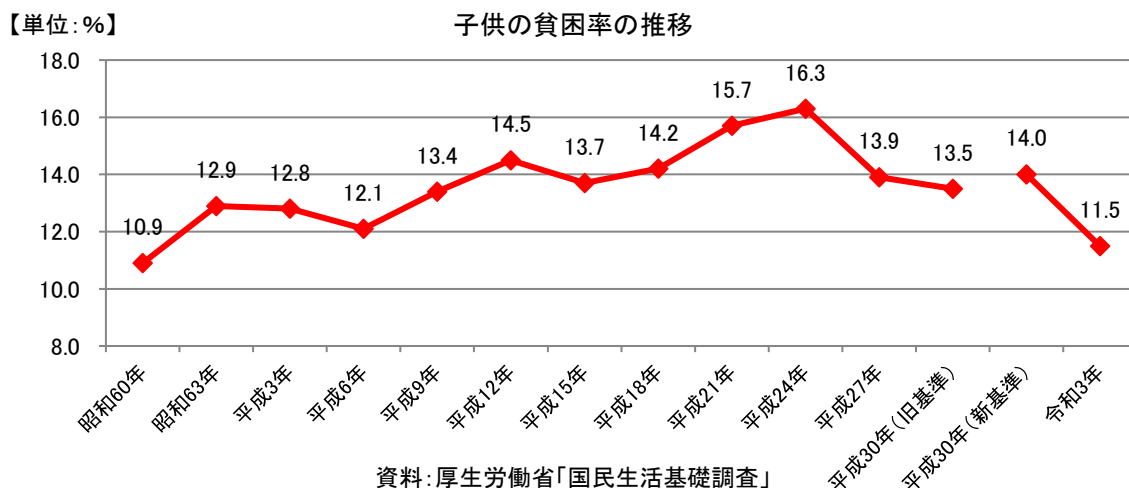
一方、雇用形態の変化や、女性及び高齢者の労働参加が進んだことなどにより、パート、アルバイト、派遣社員などの非正規雇用労働者が増加しているとともに、業種や職種により求人と求職のニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」などの問題が生じています。

(6) 子供の貧困率

我が国の子供の貧困率^{※3}は、平成24（2012）年の16.3%をピークに減少し、令和3（2021）年は11.5%となりましたが、おおむね子供9人のうち1人が貧困の状況にあります。

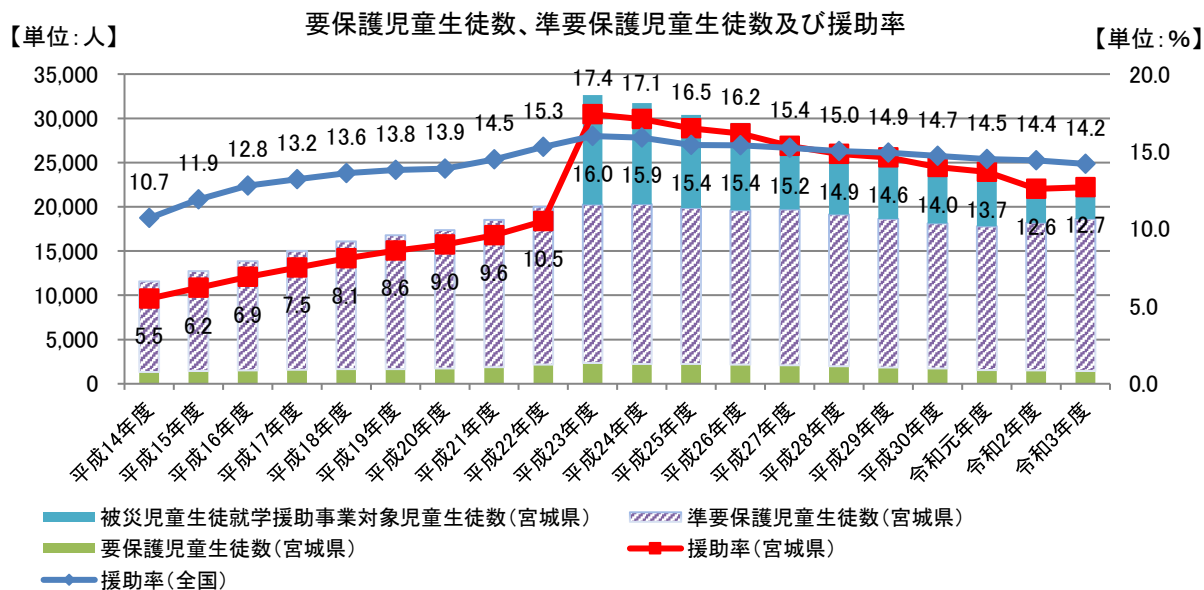
本県でも、就学援助を受けている児童生徒の割合（援助率）は震災後に上昇し、その後緩やかに減少していますが、令和3（2021）年度は12.7%と、震災前の水準には戻っていません。また、平成30（2018）年度宮城県ひとり親世帯等実態調査の結果では、母子世帯の年収が「200～300万円未満」の割合が25.4%と最も多く、ひとり親世帯等において厳しい経済状況にあることが伺えます。

このような経済的な格差が教育の格差を生み、将来の所得格差につながるものが懸念されており、経済的に困窮した家庭で育った子供が、貧困から抜け出すことができない「貧困の連鎖」が危惧されています。



※3 「子供の貧困率」：

17歳以下の子供全体に占める、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の子供の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。平成30（2018）年の「新基準」は、平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準であり、令和3（2021）年は新基準の数値である。



出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

(7) 家庭環境や地域社会の変化

少子化や核家族化が進み、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。

一方、震災を通して、地域コミュニティの重要性や学校の役割の大きさが再認識されたところであり、学校を地域コミュニティの核として、地域の人をつなぎ、地域の教育力を向上させていくことが重要になっています。

このような状況の中で、子育て家庭を社会全体で支え、学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくりが求められています。

(8) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

近年、我が国の文化財が世界的に認められ、高い関心が持たれており、東北では、平成23（2011）年6月に「平泉」が世界遺産に登録されるとともに、平成25（2013）年12月には、日本の「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。また、本県では、平成28（2016）年4月に「政宗が育んだ“伊達”な文化^{*4}」が、令和元（2018）年5月に「みちのくGOLD浪漫—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる—^{*5}」が日本遺産に認定されるなど、文化芸術や歴史に対する注目が集まっています。

スポーツに関しては、令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が「復興五輪」として位置付けられ、本県においてもサッカー競技が開催されるなど、スポーツがもたらす感動や喜びを直に感じられる絶好の機会になりました。

文化芸術やスポーツは、人々の心を豊かにし、健康で充実した生活を送ることにつながるものとして、その価値や果たす役割を改めて見つめ直し、文化芸術・スポーツ活動を推進していくことが求められています。

(9) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

平成27(2015)年に国際連合で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、令和12(2030)年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール、169のターゲット(ゴールごとの詳細な方向性)から構成される「世界共通の目標」であり、その特徴として、普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性が挙げられます。



本県の教育施策を推進するに当たって、SDGsが目指す持続可能性の追求は重要な要素であり、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」をテーマとする目標4「質の高い教育をみんなに」をはじめ、SDGsの視点を踏まえた取組を進めていく必要があります。

※4 「政宗が育んだ“伊達”な文化」:

仙台藩を築いた伊達政宗が築き上げた新しい文化であり、伊達家で育まれた伝統的な文化を土台に、桃山文化の影響を受けた豪華絢爛、政宗の個性ともいえるべき意表を突く粋な斬新さ、さらには海外の文化に触発された国際性、といった時代の息吹を汲み取りながら、仙台の地に華開かせたもの。

仙台北城跡や瑞巖寺、大崎八幡宮、鹽竈神社などの建造物のほか、仙台・青葉まつり、仙台箆笥等の伝統工芸品などでストーリーを構成しており、文化庁から平成28(2016)年度「日本遺産」に認定された。

※5 「みちのくGOLD浪漫—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる—」:

日本初の金産出は奈良時代の陸奥国(むつのくに)とされ、現在の岩手県や宮城県を含む「みちのく」が生んだ金は富の象徴のみならず、奈良・東大寺の大仏や平泉・中尊寺金色堂を彩り、祈りの対象として人々の心に光を灯してきた。

時代とともに幾重にも結び付き、独自の文化や信仰、産業へと昇華した金と人々の縁を、「みちのくGOLD」と名付け、文化庁から令和元(2019)年度、県内2番目の「日本遺産」に認定された。

2 本県教育の課題

(1) いじめ問題への対応

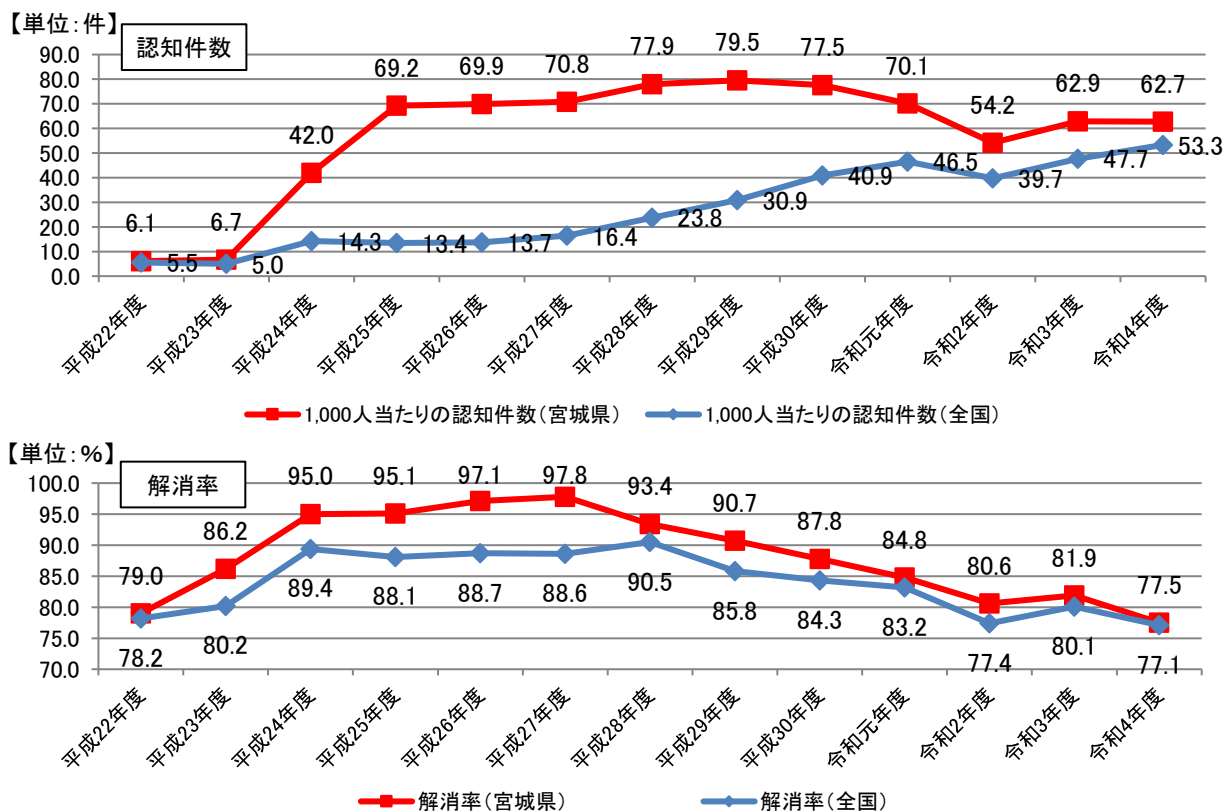
いじめは、決して許されないことであり、あらゆる場面で否定されるべきものです。全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25(2013)年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されたところであり、いじめ問題が大きな社会問題となる中、本県においては、いじめに対する意識の高まりと学校現場で早期発見の方針が徹底されたことで、平成24(2012)年度以降、いじめの認知件数が全国平均と比べて大幅に増加しています。

一方、いじめの解消率については、全国平均を上回る状況が続いており、このことは、各学校において、いじめを見逃さず、早期発見・早期対応に取り組んできた成果であると考えられます。

いじめ問題に対応していくためには、これまで以上に児童生徒一人一人の心の状態を把握しながら、家庭や地域、外部専門家等の関係機関との連携により、きめ細かな相談体制の確立と、未然防止、早期発見・早期対応に向けた一層の取組が必要になっています。

あわせて、児童生徒の自己肯定感の低さが、相手をいじめる要因の一つと考えられることから、自己肯定感や自己有用感を持てるような環境づくりを進めるとともに、相手の心情を理解し、思いやる心や規範意識を育み、いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりに取り組む必要があります。

いじめの認知件数・解消率（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）



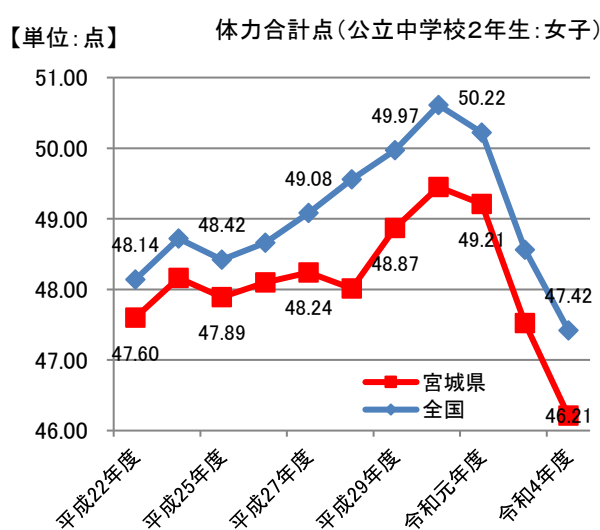
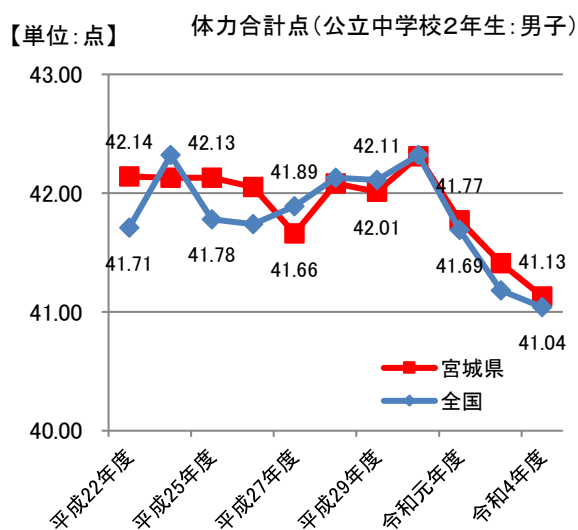
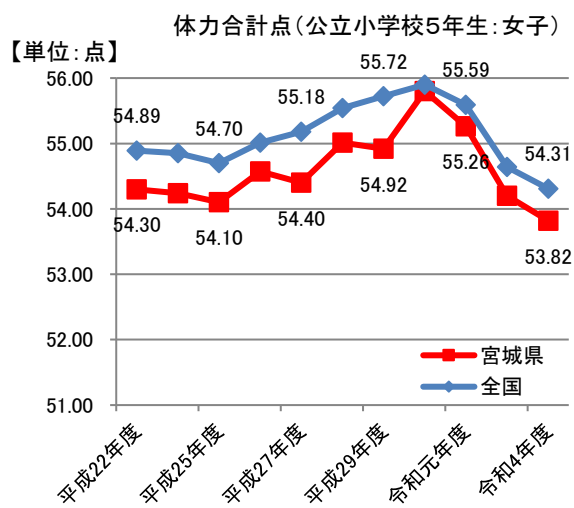
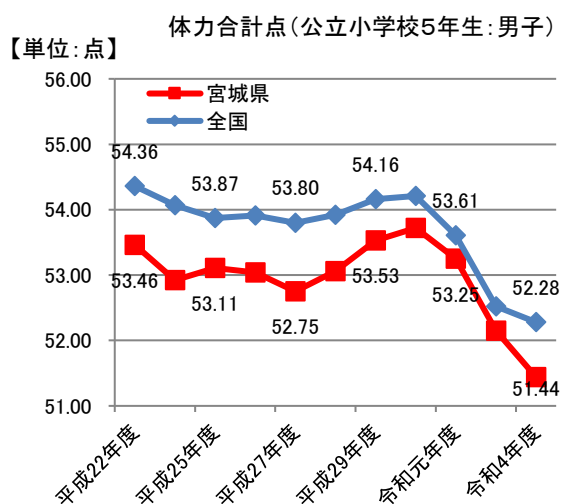
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 体力・運動能力の低下

本県の子供の発育状況（身長・体重）は、各年齢において全国平均と同等以上であるにもかかわらず、スポーツ庁が実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、児童生徒の体力・運動能力は、小学生と中学生女子において、全国平均を下回る傾向が続いています。同調査では、全国平均と比べて、一週間の総運動時間が短いことやスクリーンタイム※6が長いことのほか、運動が好きな子供と苦手な子供の二極化傾向が見られており、こうしたことが体力低下の要因であると考えられます。

あわせて、本県は、肥満傾向児出現率やむし歯のある子供の割合が全国と比べて高いなど、健康課題を抱えている現状があります。

このため、望ましい運動習慣の確立に向けた組織的な取組の推進が重要であるとともに、学校と家庭の連携により、積極的に運動に親しむ機会の創出や、規則正しい生活を送ることができるようにするための支援が必要になっていきます。



出典:スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

※6 「スクリーンタイム」:

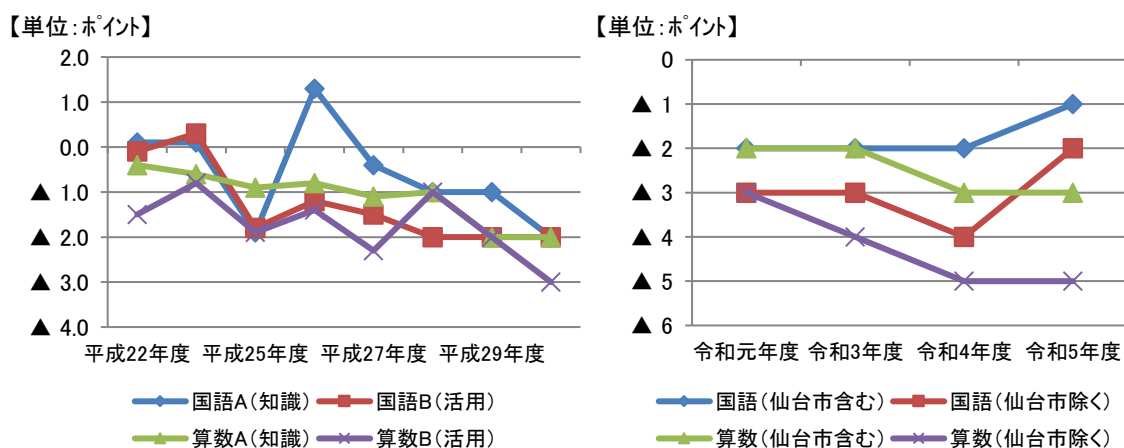
平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

(3) 基礎的・基本的な学習内容の定着

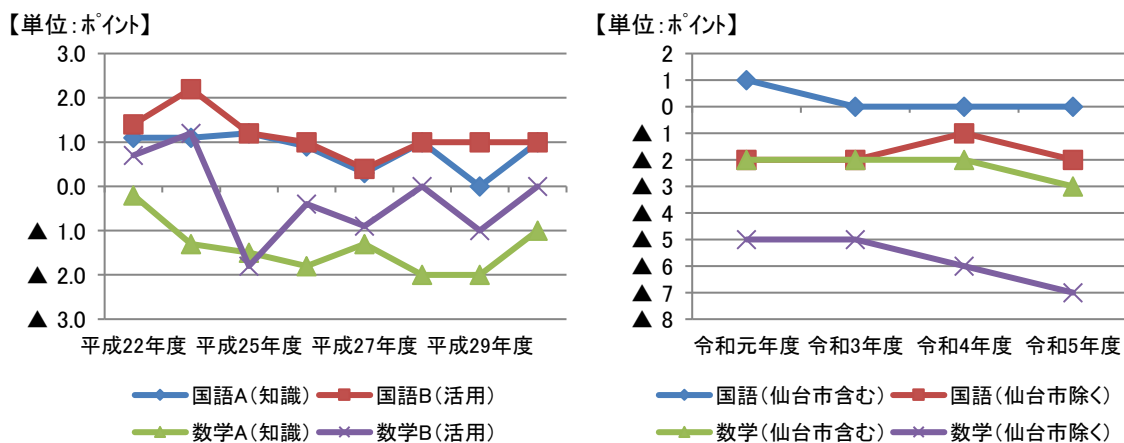
本県の児童生徒の学力状況について、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の結果では、小学生では国語と算数、中学生では数学において、全国平均正答率を下回る傾向が続いています。特に、小中学校のいずれの段階においても、仙台市を除く地域で算数・数学の全国との差が大きくなっています。

学力向上に向けては、各教科における基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、児童生徒が自立した学習者となるよう、学びに向かう力を育てていくことが必要です。このため、各学校において、調査結果等を踏まえた検証改善サイクルを充実させるとともに、県教育委員会で示した「子供の学びを支援する5つの提言^{※7}」を踏まえながら、学習指導要領で求める「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に取り組むことが重要になっています。

全国学力・学習状況調査 全国平均正答率との差（公立小学校6年生）



全国学力・学習状況調査 全国平均正答率との差（公立中学校3年生）



出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※令和元年度から「知識」に関するA問題と「活用」に関するB問題を一体的に問う調査問題となった。

※7 「子供の学びを支援する5つの提言」:

県教育委員会が平成25(2013)年10月に取りまとめた「学力向上に向けた5つの提言」に、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」などの視点を新たに加え、各学校で実践化に努めてもらうようまとめ直したものを。

(4) 英語教育の推進

文部科学省が実施した令和4（2022）年度英語教育実施状況調査では、本県の英検3級以上相当の英語力を有すると思われる中学3年生の割合が37.9%（全国平均49.2%）、英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる高校3年生の割合が37.8%（全国平均48.7%）と、全国平均よりも低い状況にあります。

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は、コミュニケーションのために非常に重要なものであり、学校教育の中でしっかりと身に付けさせていくことが求められています。

そのためには、各学校段階の学びを接続させ、小・中・高等学校を通じた英語教育の一層の充実・強化を図るとともに、学習指導要領を踏まえ、一貫した教育目標のもと、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図っていく必要があります。

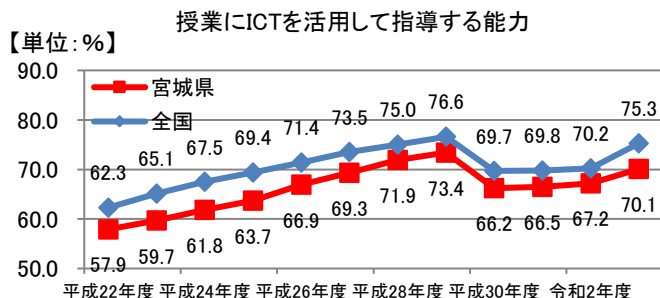
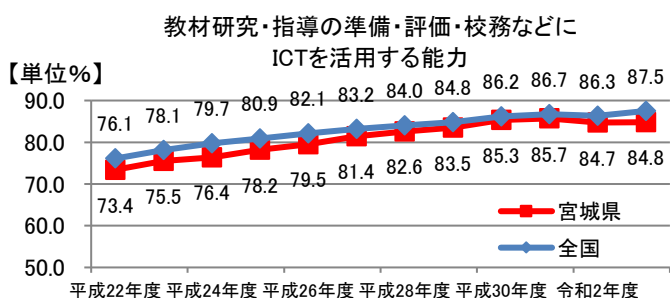
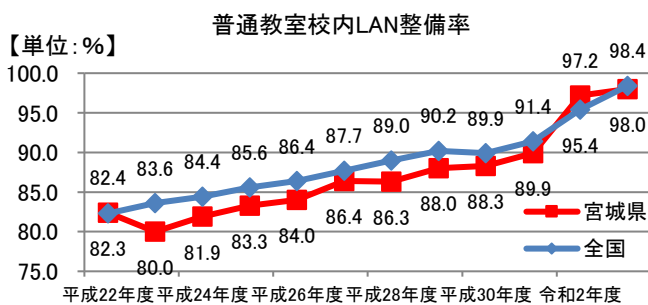
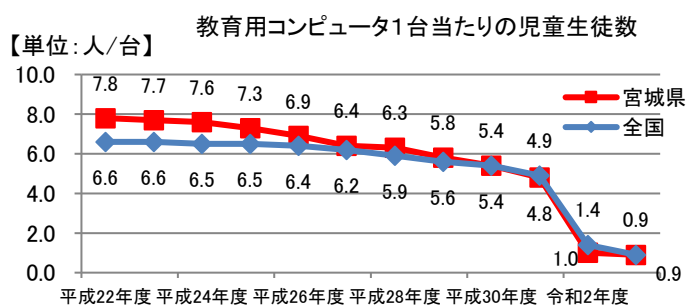
(5) 教育の情報化の推進

文部科学省が実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査では、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数などの「ICT環境の整備」については、近年では全国平均を上回る傾向も見られるなど、改善傾向にある一方、授業にICTを活用して指導する能力などの「教員のICT活用指導力」は、全国平均よりも低い状況が続いています。

このため、本県の教育の情報化を進めるに当たっては、整備されたICT環境を効果的に活用しながら、「教員のICT活用指導力」の向上を図ることで、充実した学びを得られる授業づくりに取り組んでいく必要があります。

あわせて、業務の効率化や教育の質の向上を図る観点から、校務の情報化を進めることも重要です。

そして、これらの取組を推進しながら、情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育成していくことが求められています。



出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

(6) 幼児教育の推進

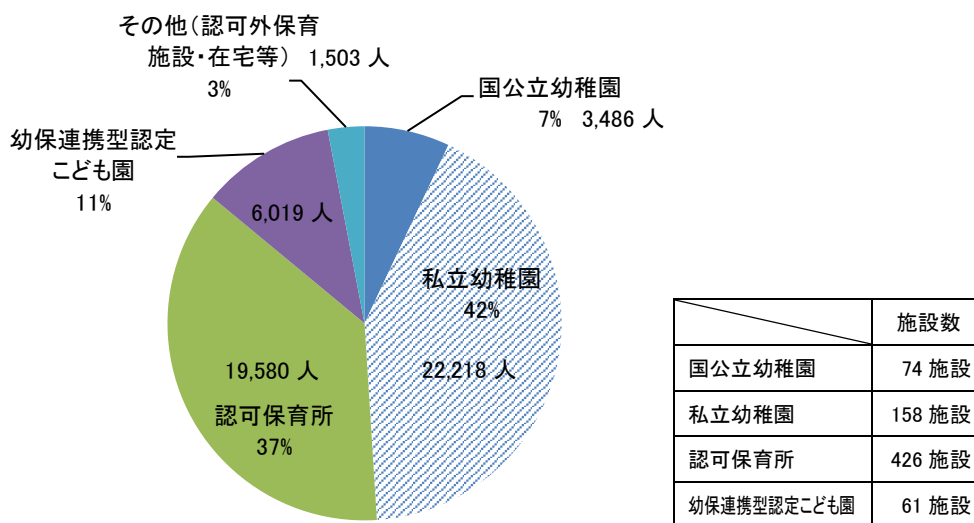
幼児教育については、平成18(2006)年に改正された教育基本法において、その重要性が明確に位置付けられ、国や地方公共団体は、その振興に努めることが定められました。

本県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり^{※8}」の時期として捉え、平成23(2011)年3月に「学ぶ土台づくり」推進計画を策定し、その必要性和重要性を普及啓発するとともに、幼児教育の充実に取り組んできました。また、令和3(2021)年3月には、「学ぶ土台づくり」を普遍的な就学前の幼児期の教育・保育の理念とすることとし、新たに「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」として掲げ、各種取組を推進しています。

「学ぶ土台づくり」の推進に当たっては、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政といった幼児教育に関係する主体がそれぞれの役割を的確に果たしつつ、連携・協力を図っていくことが重要になります。また、就学前児童の教育・保育等の状況は様々であることから、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等、子供が生活する全ての場で充実した教育・保育が行われるよう、取り組んでいく必要があります。

あわせて、県及び県教育委員会においても、関係する部門が一つの大きな方針のもとに連携しながら、「学ぶ土台づくり」の推進に向けて、一貫した取組を継続していく必要があります。

県内就学前児童の教育・保育等の状況(令和2年度:3歳以上児の施設利用状況)



※幼保連携型以外の認定こども園は、幼稚園・認可保育所の内数

出典:総務省「国勢調査」、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「福祉行政報告例」を基に教育企画室作成

※8 「学ぶ土台づくり」:

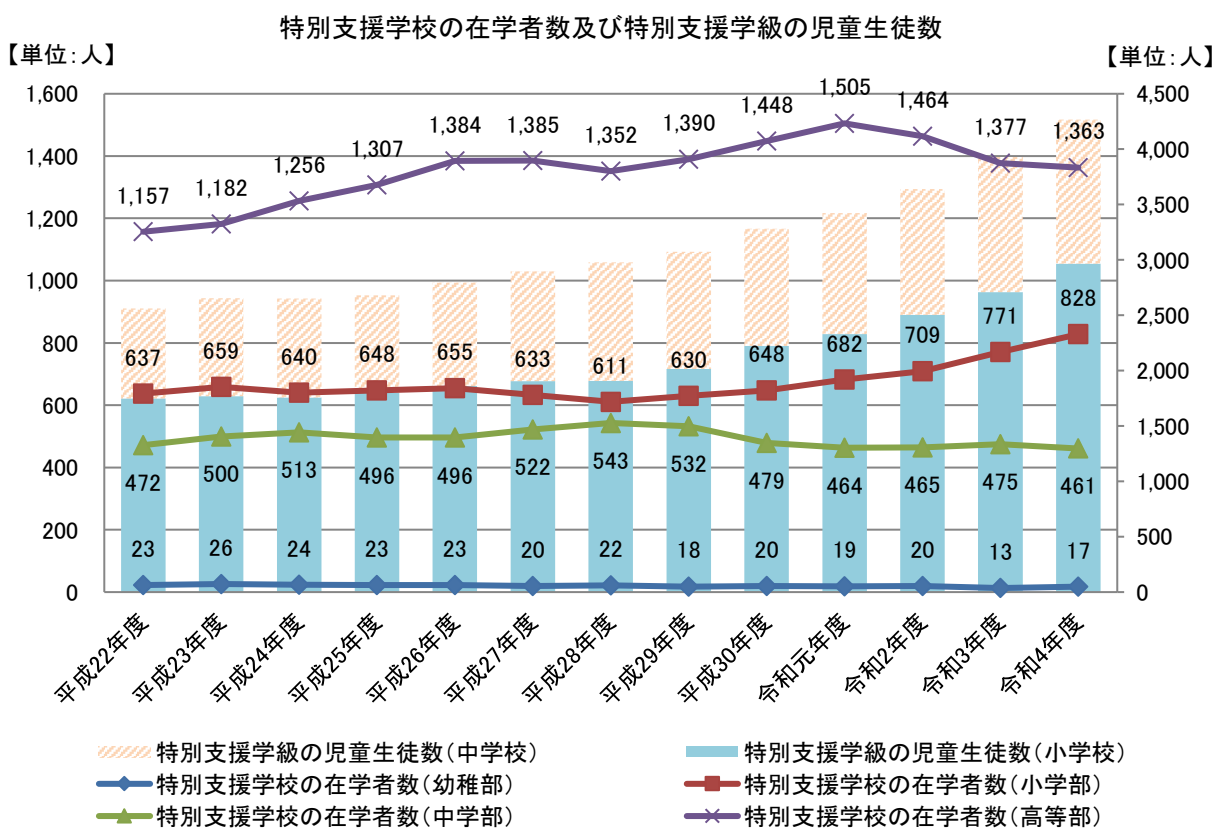
幼児期の子供の成長を促す幼児教育を表すもの。本県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期と捉え、幼児期の教育に関係する様々な主体(家庭、地域社会、教育現場、行政)がそれぞれの役割を果たしながら、本県幼児教育の推進に共に取り組んでいる。

(7) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加

本県では、平成17(2005)年7月に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めてきました。また、平成27(2015)年2月には、当該構想の基本理念と取組を継承した「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、インクルーシブ教育システム^{※9}の構築を推進してきました。

この間、個に応じた教育ニーズの高まりや、特別支援教育についての理解が進み、特別支援学校への入学を希望する子供が増加しています。また、発達障害など、小・中・高等学校等に在籍する児童生徒の中で、特別な支援を必要とする子供の割合が増加しているほか、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒も年々増加しています。今後は、乳幼児期からの連携も含めたより適切な指導・支援や、学校における医療的ケアの対応が必要になっています。

あわせて、現在、推進されているインクルーシブ教育システムの構築においては、多様化する教育的ニーズへの対応のため、学びの場の整備やICT活用等の教育環境の整備とともに、卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められています。



※9 「インクルーシブ教育システム」:

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

(8) 文化財の活用の促進

県内各地にある様々な文化財は、地域の歴史を刻んできたものであり、地域や社会の核としての役割を果たすものです。

人口減少や少子高齢化に伴い、文化財を継承する地域社会が年々弱体化する中で、保存・活用に向けた体制整備が必要になるとともに、地域の宝である文化財が持つ魅力を一層引き出し、発信していくことが重要になっています。

特に、文化財を単に後世へ保存し引き継ぐだけでなく、地域を活性化させるためのコンテンツとして、効果的に活用していくことが求められています。

(9) 防災体制の確立と次世代への継承

東日本大震災の発生から13年が経過し、時間の経過とともに震災の記憶の風化が懸念されており、災害に関する知恵や経験、教訓を様々な形で記録に残し、正しく国内外に向け後世へと伝承していくことが必要になっています。

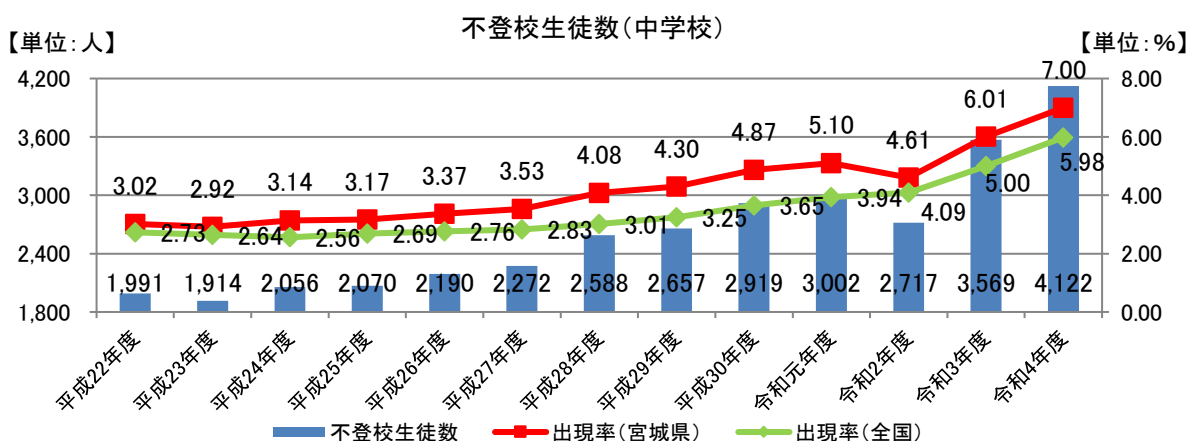
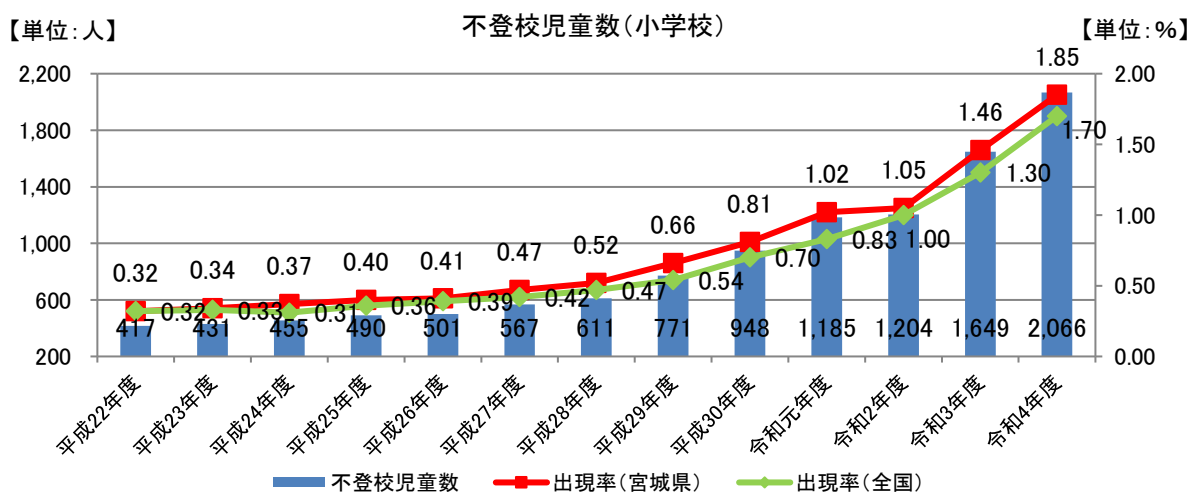
被災県である本県には、震災の教訓をしっかりと後世に伝えていく使命があります。地域との連携・協働を図りながら、震災の教訓を生かした防災体制の確立や系統的な防災教育を推進するとともに、国内外で将来起こりうる大災害に備えるため、震災の教訓を広く発信し、次世代へ継承していくことが求められています。

(10) 増加する不登校児童生徒への支援

本県における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、小学校、中学校ともに在籍者比率（出現率）は全国と比べ高い状況が続いています。また、中学1年生で不登校生徒数が急激に増加する状況が続いており、大きな課題となっています。宮城県長期欠席状況調査では、不登校のきっかけとして「気力がわかない」、「不安などの情緒的混乱」、「勉強が分からない」などが多くなっていますが、その要因や背景は多様化・複雑化しており、どの児童生徒にも起こり得るという認識に立って支援していく必要があります。

不登校児童生徒の支援においては、予兆の対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援とともに、民間施設等と連携し、学校内外で多様な教育機会を確保していくことが必要です。また、家庭などに直接出向くアウトリーチ^{※10}型支援も重要になっています。

あわせて、全ての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指し、学校行事を含む特別活動の充実と学校教育の中核となる授業の工夫改善を進めるなど、不登校が生じないような学校づくりを進める必要があります。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

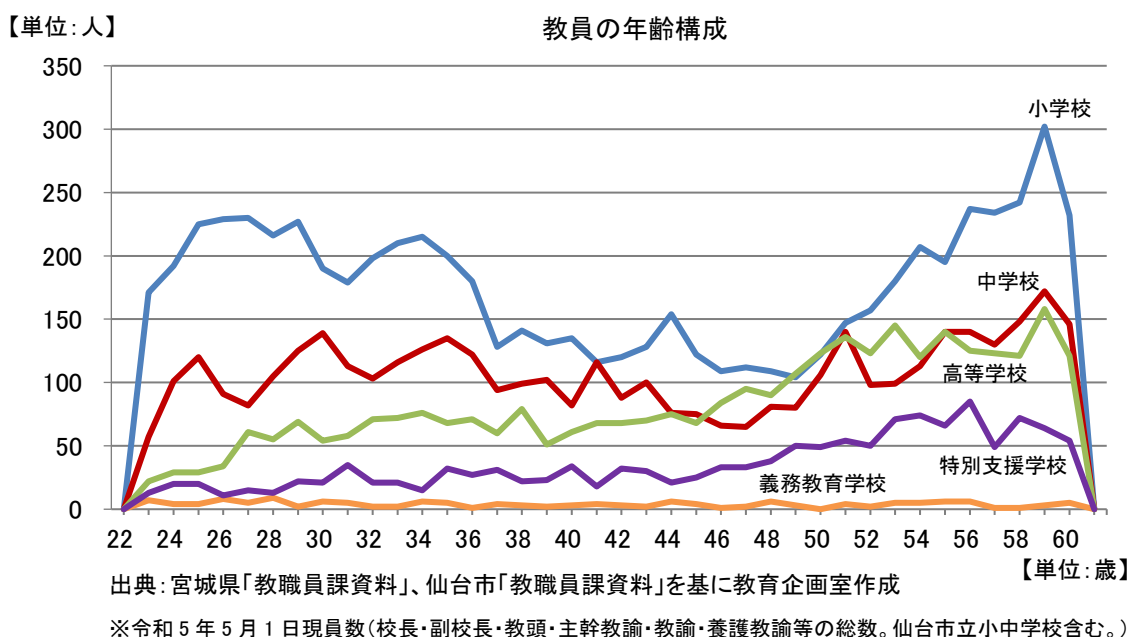
※10 「アウトリーチ」：

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援等。

(11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承

学校教育は、教員の力に負うところが極めて大きいことから、教員の資質能力の向上を図るため、関係機関と連携を深めながら、教員の養成・採用・研修に一貫して取り組むことが重要になっています。また、本県教員の年齢構成を見ると、今後、若手教員の役割がますます重要になってくることから、若手教員への知識・技能の伝承が必要になっています。

あわせて、子供や社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、教員には、自己の崇高な使命を深く自覚するとともに、自ら学ぶ姿勢を持ち、新たな教育課題に対応できる力量を高めていくことが求められています。



(12) 家庭教育への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、道徳心や自立心の育成など、子供の健全な育成のために重要な役割を担っています。また、子供の心の健全な発達に必要な自己肯定感、家庭における親子間の愛着形成を通して育まれます。

しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、家庭環境が大きく変化しており、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少するなど、様々な理由から家庭の教育力の低下が懸念されています。

このような状況の中で、家庭の教育力の向上のため、親としての「学び」や「育ち」を支える環境づくりを進めるとともに、子育て家庭を社会全体で支えていくことが必要になっています。

(13) 地域の教育力の向上

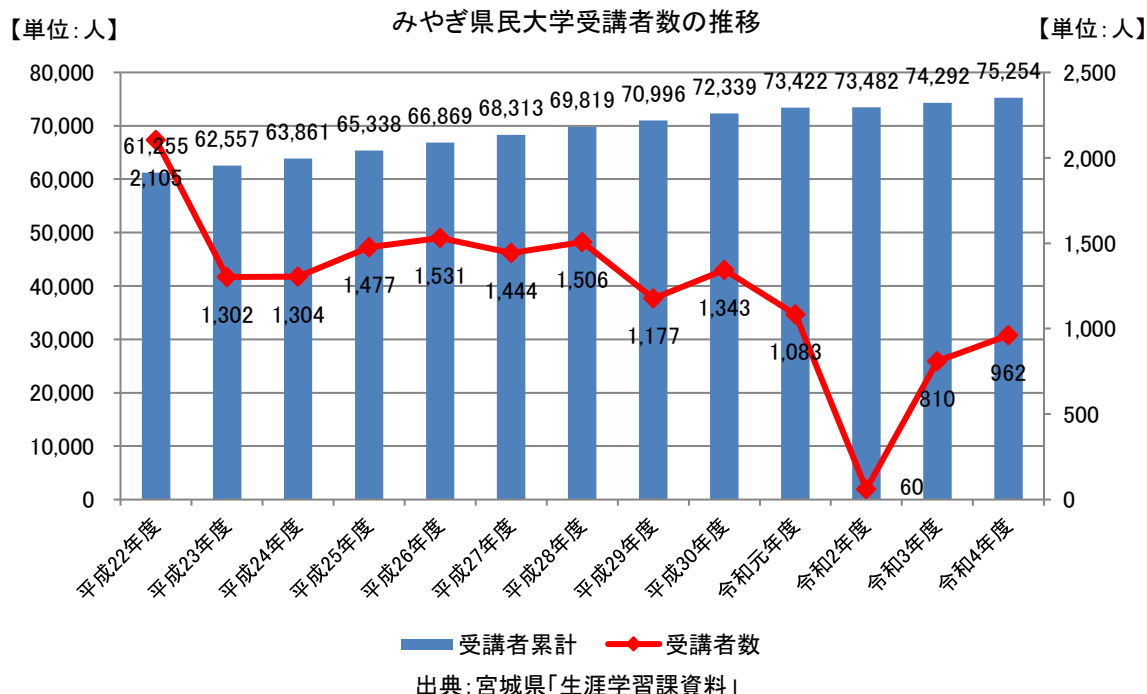
地域社会は、異なる世代の様々な人々との交流を通して、子供の社会性や規範意識、豊かな心などを育む役割を担ってきましたが、近年、都市化や過疎化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化しており、子供と大人の交流の機会が減少するなど、地域の教育力の低下が懸念されています。

一方、震災を通して、地域コミュニティの重要性や学校の役割の大きさが再認識されたところであり、地域の教育力の向上や地域のつながりを深めていくためには、学校が地域の学び・活動の拠点となり、家庭や地域と連携して子供の育ちを支援することが必要になっています。

(14) 県民の学習ニーズを捉えた生涯学習の推進

県民の学習活動を支援するため、学校や関係団体などとの連携により「みやぎ県民大学^{※11}」を実施し、各種講座を開講してきました。受講者数は震災をきっかけに減少しており、また、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座の開催を見送ったことなどから大きく減少しました。

今後は、オンライン講座の開講など、より県民の学習ニーズに合った参加しやすい講座を展開するとともに、生涯学習講座の修了者や、地域の生涯学習活動を推進する支援者が活動する場を提供し、学習の成果を実践に生かせるようにするなど、生涯にわたって学び、実践し続けることができる環境づくりが必要になっています。



※11 「みやぎ県民大学」：

昭和60（1985）年から実施しており、県立学校・社会教育施設・大学等の有する優れた教育機能を地域社会に開放し、様々な講座を展開するほか、地域において生涯学習を推進する人材の育成を目指し、生涯学習講座を開講するもの。

(15) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

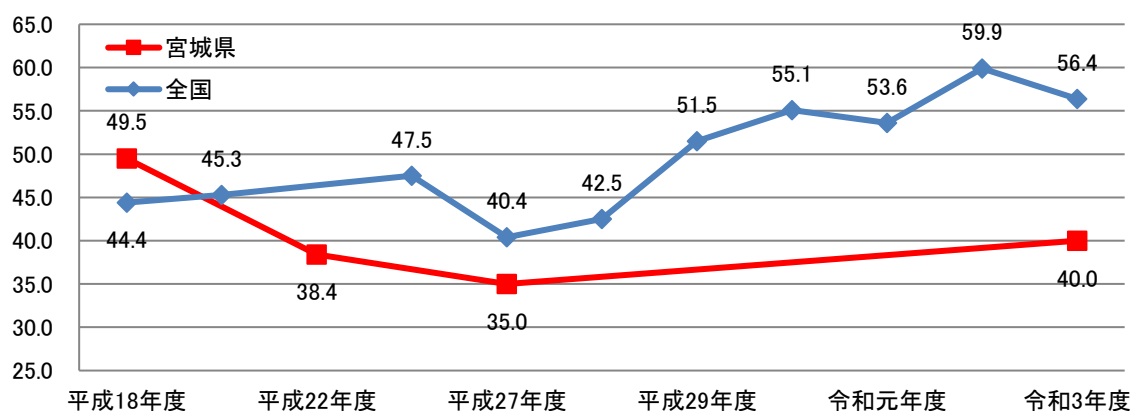
県民のスポーツの実施状況について、成人の「週1日以上」運動した人の割合は、令和3（2021）年度調査では40.0％であり、全国平均56.4％よりも低い割合となっています。

地域住民のスポーツ活動を支え、スポーツを通じた地域コミュニティ構築のための活動拠点である「総合型地域スポーツクラブ」は、令和4（2022）年度に25市町村53クラブが設立していますが、増加に伸び悩みが見られています。

今後も、県民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、様々な形でスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ活動を支えるための環境づくりを充実させていくことが必要になっています。

【単位：％】

成人の「週1日以上」運動した人の割合

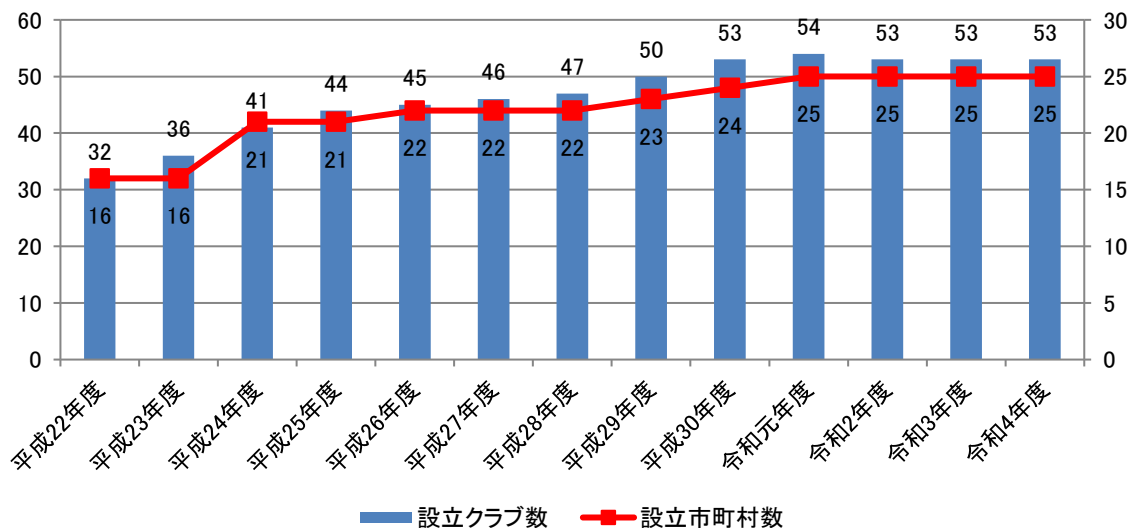


出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び宮城県「スポーツ振興課資料」

【単位：クラブ】

総合型地域スポーツクラブ設立状況(累計)

【単位：市町村】



出典：宮城県「スポーツ振興課資料」

第3章 第2期計画期間中の動向

1 計画期間中の本県教育を巡る主な状況

(1) 教育機会確保法に基づく個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援

平成29(2017)年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、同年3月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定されました。

これらに基づき、令和元(2019)年10月に不登校児童生徒の支援の在り方が国から示され、基本的な考え方として、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目指すのではなく、児童生徒の社会的な自立を目指すことが必要とされたことから、個々の状況に応じて、様々な機関と連携協力し、多様な教育機会を確保していくことが求められています。

(2) 新学習指導要領の実施

新学習指導要領が平成29(2017)年3月に告示され、令和4(2022)年度 of 高等学校における実施に至るまで、幼稚園、小学校、中学校と順次実施されました。

この学習指導要領では、学校において必要な教育課程を明確にしながら、社会との連携・協働によってより良い学校教育の実現を図る「社会に開かれた教育課程」を推進することとされたほか、育成を目指す資質・能力の3つの柱として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」が示されました。

また、その育成に向けて、カリキュラム・マネジメント^{※12}の推進や、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」を重視した授業改善への取組が求められています。

※12 「カリキュラム・マネジメント」:

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

(3) G I G Aスクール構想等に基づく I C T活用の加速化

令和元（2019）年度に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想が開始され、教育におけるI C Tの活用の動きが本格化しました。この動きは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い一層加速し、1人1台端末の早期実現によりI C Tを活用して全ての子供たちの学びを保障できる環境整備を図ることになりました。

また、令和3（2015）年1月に公表された中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、I C Tを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」という新たな時代における学びの在り方が示され、これらの一体的な充実を図ることで、学習指導要領で求める「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていくことが求められました。

今後は、G I G Aスクール構想等で整備されたI C T教育環境を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実とともに、様々な教育課題に対応していくことが重要になっています。

(4) 国の新たな教育振興基本計画の策定

令和5（2023）年6月、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトにした国の新たな教育振興基本計画が策定されました。

国の計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材を育成することや、共生社会の実現に向けた教育を推進していくこと、教育D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進などの方向性が示されており、本県としても、こうした動きに迅速に対応できる施策展開を図っていく必要があります。

(5) 新たな学校防災体制の構築

令和元（2019）年の大川小学校事故訴訟の最高裁判決を受け、本県が設置した学校防災の在り方検討会議において、令和2（2020）年12月に新たな学校防災の構築に向けた提言がまとめられました。

提言では、教職員の様々な状況下における災害対応力の強化や、地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備、地域ぐるみの学校防災体制の構築などの基本方針が示され、この基本方針を踏まえて学校防災体制の充実・強化を図っていくことが求められています。

(6) 新・宮城の将来ビジョンの策定

令和3（2021）年度から、県政運営の基本指針である新・宮城の将来ビジョンが開始しました。本ビジョンでは、県政運営の理念として「富県躍進」を掲げ、政策推進に向けて横断的に「人づくり」の推進を図ることとしています。

また、政策運営の基本方向として「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」の4本の柱を立てていますが、子ども・子育て分野については、本ビジョンの策定により政策運営の新たな柱となるなど、教育分野も重点的に取り組むこととしています。

2 計画の進捗状況

県及び県教育委員会では、毎年度、第2期宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価を行っており、アクションプランに掲載している事業の点検・評価を通して、10の基本方向と16の重点的取組について、「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的な評価を行っています。

評価を踏まえた第2期計画の基本方向における進捗状況の総括と今後の方向性は次のとおりと考えており、本計画を推進していくに当たり、これまでの取組を十分に踏まえ、遅れが見られる取組の充実・強化を図っていく必要があります。

第2期宮城県教育振興基本計画の点検及び評価結果一覧

| 施策の基本方向 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 豊かな人間性と社会性の育成 | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている |
| 2 健やかな体の育成 | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている |
| 3 確かな学力の育成 | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている |
| 4 幼児教育の充実 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 |
| 5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 |
| 6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 |
| 7 命を守る力と共に支え合う心の育成 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 |
| 8 安心して楽しく学べる教育環境づくり | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 |
| 9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | やや遅れている | 概ね順調 | 概ね順調 |
| 10 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進 | やや遅れている | 概ね順調 | 概ね順調 | 概ね順調 | やや遅れている | やや遅れている |

基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成

《進捗状況》

志教育や道徳教育、体験活動の推進については、志教育の意義が県内の小・中・高等学校に広く浸透するなど、各取組において一定の成果が見られたとともに、自己有用感に関する指標をはじめ、概ね順調に推移した目標指標も見られました。

一方で、いじめ対策・不登校児童生徒等支援については、不登校児童生徒が学習支援を受ける割合が増加する等の成果も見られたものの、教育機会の確保の観点からは十分とは言えない状況にあるなど、基本方向の進捗はやや遅れが見られる状況が続いています。

《今後の方向性》

志教育や道徳教育等について、各地域の実情に応じた取組が進められるよう、引き続き施策を推進していくほか、いじめ対策・不登校児童生徒等支援については、本県の大きな課題であることから、教育相談体制の整備や「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の推進など、関連する施策の一層の充実に取り組んでいきます。特に、不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、様々な関係機関と連携しながら、学校内外において学びの場などの確保や支援体制の充実を図ります。

また、いじめへの対応についても、人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、多様な児童生徒の状況に応じた支援が提供されるよう、福祉部門との連携を強化し対応を進めていきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|--|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 1-1-1 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | 88.5 | 89.0 | 89.5 | 90.0 | - | - |
| | | 実績値 | 86.0 | 85.4 | 84.4 | - | - | - |
| 1-1-2 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 92.0 | 92.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 88.3 | 87.7 |
| 1-2-1 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 目標値 | 73.5 | 74.0 | 74.5 | 75.0 | - | - |
| | | 実績値 | 71.8 | 72.8 | 71.1 | - | - | - |
| 1-2-2 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 83.0 | 83.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 79.6 | 78.3 |
| 2-1 | 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | 92.8 | 93.5 | 94.2 | 95.0 | 95.0 | 95.0 |
| | | 実績値 | 91.1 | 94.3 | 94.6 | - | 95.6 | 94.4 |
| 2-2 | 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 目標値 | 93.6 | 94.1 | 94.6 | 95.0 | 94.0 | 94.0 |
| | | 実績値 | 91.3 | 94.2 | 93.8 | - | 95.1 | 95.2 |
| 3-1 | 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 83.0 | 83.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 73.8 | 74.9 |
| 3-2 | 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 76.0 | 76.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 72.7 | 74.7 |
| 4 | 体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合(%) | 目標値 | 87.9 | 88.6 | 89.3 | 90.0 | 88.6 | 88.8 |
| | | 実績値 | 85.7 | 85.6 | 88.4 | 78.4 | 81.9 | 88.3 |
| 5-1 | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%) | 目標値 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | - | - |
| | | 実績値 | 0.5 | 0.7 | 0.8 | 1.0 | - | - |
| 5-2 | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%) | 目標値 | 3.2 | 3.2 | 3.1 | 3.0 | - | - |
| | | 実績値 | 4.1 | 4.3 | 4.9 | 5.1 | - | - |
| 5-3 | 不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)(%) | 目標値 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | - | - |
| | | 実績値 | 2.3 | 2.5 | 2.9 | 2.5 | - | - |
| 6 | 不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%) | 目標値 | 35.5 | 37.0 | 38.5 | 40.0 | - | - |
| | | 実績値 | 28.5 | 26.7 | - | - | - | - |
| 7-1 | 「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(小学校)(%) | 目標値 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | - | - |
| | | 実績値 | 100.0 | 100.0 | 98.1 | 100.0 | - | - |
| 7-2 | 「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(中学校)(%) | 目標値 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | - | - |
| | | 実績値 | 64.2 | 91.2 | 98.4 | 97.7 | - | - |

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|-------------------------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|
| 8-1 | 不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合(小学生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 71.0 | 84.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 90.2 | - |
| 8-2 | 不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合(中学生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 74.0 | 88.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 86.8 | - |
| 9-1 | 「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 88.0 | 88.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 85.8 | 81.2 |
| 9-2 | 「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 82.0 | 82.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 87.5 | 82.7 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向2 健やかな体の育成

《進捗状況》

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機にした教育活動の実践や関係機関との連携による学校保健の充実など、各取組において一定の成果が見られたとともに、食育の推進に関する指標など、概ね順調に推移した目標指標も見られました。

一方で、児童生徒の体力合計点は小学生と中学生女子において、全国平均を下回る状況が続いていることや、肥満出現率等の健康課題も依然として見られることなどから、基本方向の進捗はやや遅れが見られる状況が続いています。

《今後の方向性》

体力・運動能力の向上については、これまでの取組に加えて体力向上に向けた具体的な手立てを直接、学校や市町村教育委員会へ働きかける「体力・運動能力向上センター事業」を推進することで、全県的な体力・運動能力の向上を図ります。また、各地域で児童生徒が運動に親しむ機会を確保できるよう、スポーツ部門との連携のもと、学校と地域が連携したスポーツ環境の整備を推進していきます。

食育の推進や学校保健の充実については、引き続き関係機関と連携を図りながら、児童生徒の健康課題の改善など関連する取組を推進していきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|--|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 1-1 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生(男))(ポイント) | 目標値 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.02 | 0.06 |
| | | 実績値 | -0.63 | -0.49 | -0.36 | - | -0.37 | -0.84 |
| 1-2 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生(女))(ポイント) | 目標値 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.01 | 0.04 |
| | | 実績値 | -0.80 | -0.10 | -0.33 | - | -0.44 | -0.49 |
| 1-3 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生(男))(ポイント) | 目標値 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.08 | 0.09 |
| | | 実績値 | -0.10 | -0.01 | 0.08 | - | 0.23 | 0.09 |
| 1-4 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生(女))(ポイント) | 目標値 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.01 | 0.06 |
| | | 実績値 | -1.10 | -1.16 | -1.01 | - | -1.04 | -1.21 |
| 2-1 | 学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合(%) | 目標値 | 34.0 | 35.6 | 37.8 | 40.0 | - | - |
| | | 実績値 | 30.5 | 28.2 | 29.2 | 31.3 | - | - |
| 2-2 | 学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合(%) | 目標値 | - | - | - | - | 40.5 | 41.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 36.7 | 39.8 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向3 確かな学力の育成

《進捗状況》

I C T教育に係る環境整備について、G I G Aスクール構想等もあり概ね順調に進められたほか、シチズンシップ教育^{※13}への理解、主体的に考える環境教育などの取組も概ね順調に進められました。

一方で、基礎的・基本的な知識・技能の定着に向けた取組については、P D C Aサイクル^{※14}に基づく授業改善などの学力向上対策に取り組んだものの、全国学力・学習状況調査における全国平均値とのかい離は依然として大きい状況が見られています。また、国際理解教育についても、「国際バカロレア^{※15}」の導入などの成果が見られたものの、英検相当級を取得している生徒の割合は目標値に達していないなど、基本方向の進捗はやや遅れが見られる状況が続いています。

《今後の方向性》

学習指導要領で求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、I C Tを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、教科等横断的な学習の推進やきめ細かな指導体制の構築などにより、本県の大きな課題である全県的な学力の底上げを図ります。

また、英語教育や環境教育の推進など、確かな学力の育成に向けた各取組を継続するとともに、急速に進展する社会のデジタル化の中で、積極的に社会参画するための情報活用能力の育成について、関連する取組を充実させていきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|--|-----|-------|-------|------|------|------|------|
| 1-1 | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | 90.4 | 90.6 | 90.8 | 91.0 | 90.0 | 90.0 |
| | | 実績値 | 88.6 | 88.5 | 88.4 | 88.7 | 88.2 | 86.9 |
| 1-2 | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 目標値 | — | 88.6 | 88.9 | 89.2 | 90.0 | 90.0 |
| | | 実績値 | 88.3 | 88.2 | 88.9 | 87.0 | 89.5 | 88.5 |
| 1-3 | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 目標値 | 51.0 | 52.0 | 53.0 | 54.0 | 58.0 | 58.5 |
| | | 実績値 | 50.9 | 51.8 | 52.3 | 57.5 | 56.0 | 57.2 |
| 2-1 | 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | — | — | — | — | 74.0 | 75.0 |
| | | 実績値 | — | — | — | — | 78.6 | 78.0 |
| 2-2 | 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 目標値 | — | — | — | — | 74.0 | 75.0 |
| | | 実績値 | — | — | — | — | 77.5 | 79.8 |
| 3-1 | 全国平均正答率との乖離(小学6年生)(ポイント) | 目標値 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -2.2 | -1.4 |
| | | 実績値 | -7.0 | -9.0 | -4.0 | — | -3.5 | -4.5 |
| 3-2 | 全国平均正答率との乖離(中学3年生)(ポイント) | 目標値 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -2.6 | -1.7 |
| | | 実績値 | -2.0 | 1.0 | -1.0 | — | -3.5 | -3.5 |
| 4-1 | 児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%) | 目標値 | 91.8 | 92.2 | 92.6 | 93.0 | 94.2 | 94.4 |
| | | 実績値 | 90.6 | 92.3 | 92.7 | — | 90.1 | 88.0 |
| 4-2 | 児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%) | 目標値 | 67.8 | 68.2 | 68.6 | 69.0 | 65.7 | 67.2 |
| | | 実績値 | 67.9 | 69.1 | 67.2 | — | 70.7 | 66.2 |
| 4-3 | 児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%) | 目標値 | 16.0 | 18.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |
| | | 実績値 | 13.7 | 13.7 | 12.4 | 19.2 | 13.7 | 14.3 |
| 5-1 | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | 4.1 | 3.4 | 2.7 | 2.0 | — | — |
| | | 実績値 | 4.9 | 5.1 | 6.2 | 8.0 | — | — |
| 5-2 | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 目標値 | — | 7.0 | 6.0 | 5.0 | — | — |
| | | 実績値 | 8.1 | 9.2 | 10.6 | 14.2 | — | — |
| 5-3 | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 目標値 | 24.5 | 23.0 | 21.5 | 20.0 | — | — |
| | | 実績値 | 29.7 | 31.3 | 33.8 | 35.6 | — | — |
| 6-1 | 英検相当級を取得している生徒の割合(中学3年生(3級程度以上))(%) | 目標値 | 50.0 | 51.5 | 53.0 | 55.0 | 50.0 | 50.0 |
| | | 実績値 | 42.7 | 42.8 | 38.3 | — | 46.2 | 37.9 |
| 6-2 | 英検相当級を取得している生徒の割合(高校3年生(準2級程度以上))(%) | 目標値 | 50.0 | 51.5 | 53.0 | 55.0 | 50.0 | 50.0 |
| | | 実績値 | 27.9 | 31.1 | 36.2 | 41.7 | 41.2 | 37.8 |
| 7 | 県立学校での一斉学習における「MIYAGI Style」の実施校数(校) | 目標値 | 20 | 30 | 40 | 50 | — | — |
| | | 実績値 | 17 | 31 | 63 | 104 | — | — |
| 8 | 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合(%) | 目標値 | — | — | — | — | 68.0 | 69.5 |
| | | 実績値 | — | — | — | — | 70.1 | 72.9 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向4 幼児教育の充実

《進捗状況》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で目標値を下回った指標もありましたが、目標指標は概ね順調に推移しており、また、学ぶ土台づくりの推進や幼児教育アドバイザーの派遣、幼児教育センターの設置など、各取組においても一定の成果が見られるなど、基本方向の進捗は概ね順調に進んでいます。

《今後の方向性》

学ぶ土台づくりの継続的な普及啓発を図るとともに、幼児教育と小学校の円滑な接続を図るため、幼児教育センターにおける取組を着実に推進していきます。

また、5歳から小1までの「架け橋期」における子供たちの学びや生活の基盤を保障する観点から、市町村における幼児教育推進体制の整備を促していきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|--|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 1 | 平日、子供と触れ合う時間(食事と入浴を除く)について、1時間以上と答えた保護者の割合(%) | 目標値 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 |
| | | 実績値 | 89.9 | 86.2 | 91.6 | 92.8 | 90.2 | 91.1 |
| 2 | 小学校との連携内容で「就学前又は就学後のカリキュラム作成」と答えた幼稚園、保育所等の割合(%) | 目標値 | 25.0 | 35.0 | 45.0 | 55.0 | — | — |
| | | 実績値 | 16.2 | 21.6 | 41.4 | 54.4 | — | — |
| 3 | 県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数(悉皆研修を除く)(人) | 目標値 | 2,200 | 2,350 | 2,500 | 2,700 | — | — |
| | | 実績値 | 2,054 | 2,916 | 4,063 | 1,791 | — | — |
| 4 | 保幼小接続のための「スタートカリキュラム」を作成している市町村立小学校の割合(%) | 目標値 | — | — | — | — | 20.0 | 30.0 |
| | | 実績値 | — | — | — | — | 20.8 | 21.0 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

《進捗状況》

特別支援教育に関する研修受講者数など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で目標値を大きく下回った指標もありましたが、目標指標は概ね順調に推移したとともに、旧宮城県教育研修センター跡地等を活用した仙台みらい高等学園の開校支援、(仮称)秋保かがやき支援学校の開校に向けた準備など、特別支援学校の狭隘化対策が進められました。このほか、各取組においても一定の成果が見られたことから、基本方向の進捗は概ね順調に進んでいます。

《今後の方向性》

乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援体制づくりや、増加する特別な支援を必要とする児童生徒に対応するための狭隘化対策などに引き続き取り組むとともに、医療的ケア児への通学支援や発達障害の可能性のある児童生徒への支援など、新たな課題に対応していきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|--|-----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 1 | 小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の教育支援計画)(特別支援学級)(%) | 目標値 | 80.0 | 85.0 | 90.0 | 95.0 | 95.0 | 100.0 |
| | | 実績値 | 72.8 | 80.5 | 84.1 | 89.3 | 93.4 | 90.9 |
| 2 | 小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の教育支援計画)(通級指導教室)(%) | 目標値 | 71.0 | 78.0 | 85.0 | 92.0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 実績値 | 73.9 | 70.3 | 80.2 | 94.1 | 86.6 | 88.8 |
| 3 | 小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の指導計画)(特別支援学級)(%) | 目標値 | 82.0 | 86.0 | 90.0 | 95.0 | 88.0 | 91.0 |
| | | 実績値 | 80.8 | 87.1 | 80.8 | 83.6 | 90.1 | 89.8 |
| 4 | 小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の指導計画)(通級指導教室)(%) | 目標値 | 71.0 | 78.0 | 85.0 | 92.0 | 82.0 | 86.0 |
| | | 実績値 | 82.6 | 73.0 | 75.2 | 77.3 | 77.9 | 87.7 |
| 5 | 特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数(人) | 目標値 | 410 | 430 | 450 | 470 | 220 | 220 |
| | | 実績値 | 229 | 163 | 214 | 16 | 50 | 70 |
| 6 | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%) | 目標値 | 36.0 | 36.0 | 36.0 | 36.0 | 36.0 | 36.0 |
| | | 実績値 | 30.5 | 33.8 | 35.2 | 12.6 | 28.3 | 31.3 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

《進捗状況》

新規高卒者の就職決定率などの目標値を達成した目標指標や、大学等への現役進学達成率など、目標値を達成しなかったものの全国平均を上回った指標が多く見られ、生徒への職業・進路に関する支援や指導をはじめとした各種取組の成果の現れだと考えられます。

また、仙台二華高等学校における「国際バカロレア」の導入などグローバル社会で活躍する力の育成や、文化財の活用に向けた取組が着実に進んだことなどから、基本方向の進捗は概ね順調に進んでいます。

《今後の方向性》

総合的な学習(探究)の時間や体験活動の推進などを通じて、児童生徒が地域と関わる機会や、伝統・文化に触れる機会の充実を図ります。また、郷土の財産である文化財を適切に保存できるよう、きめ細かな対応を行っていきます。

あわせて、生徒自らが主体的に行動できる態度の育成や、次代を担う産業人・職業人としての意識啓発と志の醸成を通じて、富県躍進を支える人材の育成に取り組んでいきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|-------------------------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|
| 1-1 | 「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | 76.4 | 77.0 | 77.5 | 78.0 | 70.0 | 72.5 |
| | | 実績値 | 72.3 | 70.9 | 75.9 | - | 61.7 | 55.5 |
| 1-2 | 「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 目標値 | 47.0 | 47.3 | 47.6 | 48.0 | 50.0 | 52.0 |
| | | 実績値 | 44.6 | 47.8 | 54.0 | - | 46.7 | 40.9 |

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|--|-----|-------|-------|------|-------|------|------|
| 2-1-1 | 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | 37.0 | 38.0 | 39.0 | 40.0 | - | - |
| | | 実績値 | 34.9 | 38.1 | - | - | - | - |
| 2-1-2 | 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 34.0 | 35.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 52.7 | 47.4 |
| 2-2-1 | 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 目標値 | 47.0 | 48.0 | 49.0 | 50.0 | - | - |
| | | 実績値 | 49.0 | 51.5 | - | - | - | - |
| 2-2-2 | 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 30.0 | 31.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 49.9 | 46.7 |
| 3 | ボランティア活動を実施している公立高等学校の割合(%) | 目標値 | 95.5 | 97.0 | 98.5 | 100.0 | 90.1 | 90.6 |
| | | 実績値 | 89.7 | 92.2 | 89.6 | 61.0 | 71.4 | - |
| 4 | 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント) | 目標値 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 | 1.2 | 1.3 |
| | | 実績値 | 0.4 | 1.5 | 0.2 | 0.9 | 1.1 | - |
| 5 | 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント) | 目標値 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 1.0 | 1.0 |
| | | 実績値 | 0.7 | 0.6 | 1.1 | 0.9 | 1.3 | 0.8 |
| 6 | 県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合(%) | 目標値 | 82.5 | 83.0 | 83.5 | 84.0 | 80.1 | 80.6 |
| | | 実績値 | 81.6 | 80.7 | 79.6 | 80.1 | 81.0 | 80.2 |
| 7 | 職場体験に取り組む中学校の割合(%) | 目標値 | 98.4 | 98.6 | 98.8 | 99.0 | - | - |
| | | 実績値 | 100.0 | 97.8 | 97.8 | - | - | - |
| 8 | 公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率(%) | 目標値 | 70.0 | 73.0 | 76.0 | 80.0 | - | - |
| | | 実績値 | 67.9 | 70.1 | 72.7 | 33.8 | - | - |
| 9 | インターンシップやアカデミックインターンシップ等に取り組んでいる県立高等学校の割合(%) | 目標値 | - | - | - | - | 75.5 | 77.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 39.0 | 70.1 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成

《進捗状況》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域と連携した合同防災訓練の実施が困難になったことから、目標値を達成できなかった目標指標もありましたが、防災教育副読本「未来へのきずな」を活用した防災教育の推進や、東北大学災害科学国際研究所と連携し、高校生を対象に防災ジュニアリーダー養成研修会を実施するなどの取組が着実に進められました。

また、地域と連携した学校防災体制の構築に向けたアドバイザーの派遣など、新たな取組も開始しており、基本方向の進捗は概ね順調に進んでいます。

《今後の方向性》

防災教育の推進や地域防災の担い手の育成などに引き続き取り組んでいくとともに、地域の災害特性を踏まえた学校防災体制を構築し、より一層実効性のある取組が推進されるよう、学校防災体制構築に向けた支援や、地域と連携した学校防災体制の充実・強化に取り組んでいきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|----------------------------------|-----|-------|-------|------|-------|------|------|
| 1 | 地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合(%) | 目標値 | 80.0 | 90.0 | 95.0 | 100.0 | - | - |
| | | 実績値 | 80.3 | 84.1 | 83.1 | 76.8 | - | - |
| 2 | 地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合(%) | 目標値 | - | - | - | - | 50.0 | 55.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 42.0 | 42.4 |
| 3 | 地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合(%) | 目標値 | 80.0 | 90.0 | 95.0 | 100.0 | 98.0 | 99.0 |
| | | 実績値 | 89.0 | 92.4 | 95.1 | 97.3 | 93.9 | 94.7 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり

《進捗状況》

教員の資質能力の向上のため、体系的・効果的な教職員研修の展開を図ったほか、教員を目指す学生の志を高める出身校へのインターンシップなど、教員確保に向けた取組を進めました。

また、学びのセーフティネットの構築に向けて、被災地における児童生徒の学習機会の確保に取り組んだほか、開かれた魅力ある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール^{※16}の推進や高校教育改革に取り組みました。このほか、被災した学校施設の復旧など、各種取組が着実に進められたことから、基本方向の進捗は概ね順調に進んでいます。

《今後の方向性》

教員研修体制の確立や、コミュニティ・スクールの設置促進、学校施設の長寿命化推進などの取組を引き続き推進していきます。また、教員の多忙化解消が全国的にも大きな課題となっており、本県としても、教員が授業づくりや子供と向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革を進めていきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|---------------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 1-1 | 「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | 84.9 | 85.1 | 85.3 | 85.5 | 88.0 | 88.0 |
| | | 実績値 | 83.9 | 84.1 | 83.0 | 86.7 | 85.8 | 81.2 |
| 1-2 | 「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 目標値 | - | 78.5 | 79.5 | 80.5 | 82.0 | 82.0 |
| | | 実績値 | - | 78.4 | 79.4 | 88.3 | 87.5 | 82.7 |
| 2-1 | 保護者等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合(小学校)(%) | 目標値 | 80.0 | 81.0 | 82.0 | 83.0 | 78.0 | 79.0 |
| | | 実績値 | 77.2 | 77.4 | 77.2 | 62.4 | 40.8 | 42.0 |
| 2-2 | 保護者等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合(中学校)(%) | 目標値 | 54.0 | 56.0 | 58.0 | 60.0 | 58.0 | 59.0 |
| | | 実績値 | 51.1 | 57.7 | 56.7 | 48.5 | 37.1 | 37.7 |
| 3 | 学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合(%) | 目標値 | 80.0 | 84.0 | 87.0 | 90.0 | 80.0 | 82.0 |
| | | 実績値 | 77.2 | 77.9 | - | 68.8 | 72.7 | 75.3 |
| 4 | 学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合(%) | 目標値 | 90.0 | 96.0 | 100.0 | 100.0 | 88.0 | 89.0 |
| | | 実績値 | 79.5 | 83.3 | 87.2 | 62.7 | 70.5 | 79.5 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり

《進捗状況》

家庭の教育力を支える環境づくりについては、宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」^{※17}を活用した研修会などを開催したほか、地域で子育てを支援する子育てサポーター・子育てサポーターリーダーの育成に取り組みました。あわせて、子供の基本的な生活習慣の定着を図るために「ルルブル運動^{※18}」を推進しました。

地域と学校の連携・協働体制の推進については、地域学校協働活動に取り組む市町村や団体を支援したほか、「みやぎ教育応援団^{※19}」の周知や活用促進を図りました。

進捗状況については、家庭の教育力を支える環境づくりにやや遅れが見られていたため、基本方向全体としてもやや遅れている状況が続いていたものの、近年は子育てサポーターや子育てサポーターリーダーの活動件数も伸びてきており、進捗も概ね順調に進んでいます。

《今後の方向性》

家庭教育支援体制の充実や「ルルブル」の普及啓発に一層取り組んでいくとともに、コミュニティ・スクールの設置促進を図り、学校・家庭・地域の連携・協働体制の充実に取り組んでいきます。また、地域と連携しながら、子供たちがスポーツや文化芸術に気軽に親しむことができよう、休日部活動の地域移行も見据えながら地域の体制整備を支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少したリアルな体験活動機会について、地域や企業等との連携・協働を通じて、一層の充実を図っていきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|---------------------------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|
| 1-1-1 | 朝食を欠食する児童の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | - | - |
| | | 実績値 | 4.1 | 4.8 | 3.5 | - | - | - |
| 1-1-2 | 朝食を毎日食べる児童の割合(小学6年生)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 97.0 | 97.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 95.3 | 94.2 |
| 2-1 | 平日、午後10時より前に就寝する児童の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | 60.0 | 60.0 | 60.0 | 60.0 | 68.0 | 68.0 |
| | | 実績値 | 49.3 | 68.2 | 67.5 | 65.1 | 66.4 | 66.7 |
| 2-2 | 平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合(小学5年生)(%) | 目標値 | 60.0 | 60.0 | 60.0 | 60.0 | 63.0 | 63.0 |
| | | 実績値 | 61.6 | 62.5 | 61.6 | 62.1 | 63.1 | 57.5 |
| 3 | 「市町村家庭教育支援チーム」を設置する市町村数(市町村) | 目標値 | 22 | 26 | 30 | 35 | - | - |
| | | 実績値 | 20 | 24 | 26 | - | - | - |
| 4 | 「家庭教育支援チーム」の活動件数(件) | 目標値 | - | - | - | - | 87 | 91 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 210 | 268 |
| 5 | 市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数(人) | 目標値 | - | - | - | - | 300 | 300 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 410 | 404 |
| 6 | 地域学校協働本部を設置する市町村数(市町村) | 目標値 | 9 | 18 | 27 | 35 | - | - |
| | | 実績値 | 5 | 14 | 20 | - | - | - |

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 7 | 地域学校協働本部がカバーする学校の割合(%) | 目標値 | - | - | - | - | 55.0 | 60.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 63.9 | 67.4 |
| 8 | 「みやぎ教育応援団」の活用件数(件) | 目標値 | 2,460 | 2,560 | 2,660 | 2,760 | 200 | 250 |
| | | 実績値 | 2,723 | 3,099 | 3,090 | 2,015 | 130 | 360 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向 10 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

《進捗状況》

生涯学習環境の充実に向けては、みやぎ県民大学を開講するとともに、多様な生涯学習ニーズに応えるため、県内の生涯学習情報を一元化して提供するポータルサイト「まなびのWEB宮城」を立ち上げ、内容の充実に取り組みました。また、生涯スポーツ環境の構築のため、市町村における総合型地域スポーツクラブの設立・育成の支援やスポーツ指導者の育成などを行いました。

基本方向全体については、各取組で一定の成果が見られたことから概ね順調に推移していましたが、近年は、総合型地域スポーツクラブの育成率も横ばい傾向が続いているなど、進捗にもやや遅れが見られています。

《今後の方向性》

生涯学習ポータルサイトの一層の充実に取り組むほか、共生社会の実現に向けて、多様な主体と連携した生涯学習の推進や、学びを通じた地域づくりに取り組んでいきます。また、文化芸術活動の支援や総合型地域スポーツクラブの設置促進などの取組について、地域の文化・スポーツ関係者等と課題を共有し、その解決を図りながら引き続き推進していきます。

《目標指標の推移》

| No. | 目標指標 | 区分 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|--|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 | みやぎ県民大学講座における受講率(%) | 目標値 | 72.0 | 74.6 | 77.3 | 80.0 | - | - |
| | | 実績値 | 65.9 | 84.5 | 68.2 | - | - | - |
| 2 | 生涯学習プラットフォーム閲覧数(セッション数)(件) | 目標値 | - | - | - | - | 12,000 | 24,000 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 5,488 | 14,045 |
| 3 | 市町村社会教育講座の参加者数(人口千人当たり)(人) | 目標値 | 742 | 749 | 756 | 764 | 740 | 746 |
| | | 実績値 | 732 | 744 | 738 | 190 | 320 | 373 |
| 4-1 | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(参加者数)(千人) | 目標値 | 1,050 | 1,060 | 1,070 | 1,080 | - | - |
| | | 実績値 | 1,144 | 1,074 | 1,077 | 86 | - | - |
| 4-2 | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人) | 目標値 | 24.2 | 24.4 | 24.6 | 24.8 | - | - |
| | | 実績値 | 17 | 17 | 17 | 3 | - | - |
| 5-1 | みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化(文化芸術が身近な所で様々な分野に活用され地域の活性化に役立っていると思う人の割合)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 30.0 | 40.0 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 85.0 | 73.3 |
| 5-2 | みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化(不安を抱える方々の心のケアのために文化芸術の果たす役割が大切だと思う人の割合)(%) | 目標値 | - | - | - | - | 70.0 | 73.5 |
| | | 実績値 | - | - | - | - | 92.7 | 82.2 |
| 6 | 総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%) | 目標値 | 77.1 | 82.9 | 85.7 | 91.4 | 82.9 | 88.5 |
| | | 実績値 | 71.4 | 71.4 | 77.1 | 77.1 | 77.1 | 77.1 |

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

※13 「シチズンシップ教育」:

市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身に付けさせる。

※14 「P D C A サイクル」:

Plan (立案・計画)、Do (実施)、Check (検証・評価)、Action (改善) の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。

※15 「国際バカロレア」:

国際バカロレア機構(本部ジュネーブ)が提供する国際的な教育プログラム。国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)を与え、大学進学へのルートを確保することを基本的な目的とするもの。また、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成も目的としている。

※16 「コミュニティ・スクール」:

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※17 「宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』」:

(掲載 HP : <http://www.pref.miyagi.jp/site/katei/oyanomanabi-index.html>)

親育ちのための“参加型ワークショップ形式プログラム”。

< 第1弾〔平成24年度作成版〕 >

親としての心構えや親子のコミュニケーションについて、子育て中の親が「気付き」を得ることができるように工夫したプログラム。

対象：乳幼児期の子供や小学校低・中学年の子を持つ親

< 第2弾〔平成25年度作成版〕 >

自分自身を振り返ることをきっかけとして、親子が向き合って信頼関係を見つめ直し、子育てや自分への「気付き」を得ることができるように工夫したプログラム。

対象：思春期の子供を持つ親や将来親になる10代の子供

< 第3弾〔令和2年度作成版〕 >

第1弾、第2弾の中から需要が高かったプログラムを短時間で実施できるよう内容を工夫したもの。また、これから親となる妊婦及び中高生等が学べる内容を追加。

対象：子供を持つ全ての親、妊婦、将来親になる10代の子供

※18 「ルルブル運動」:

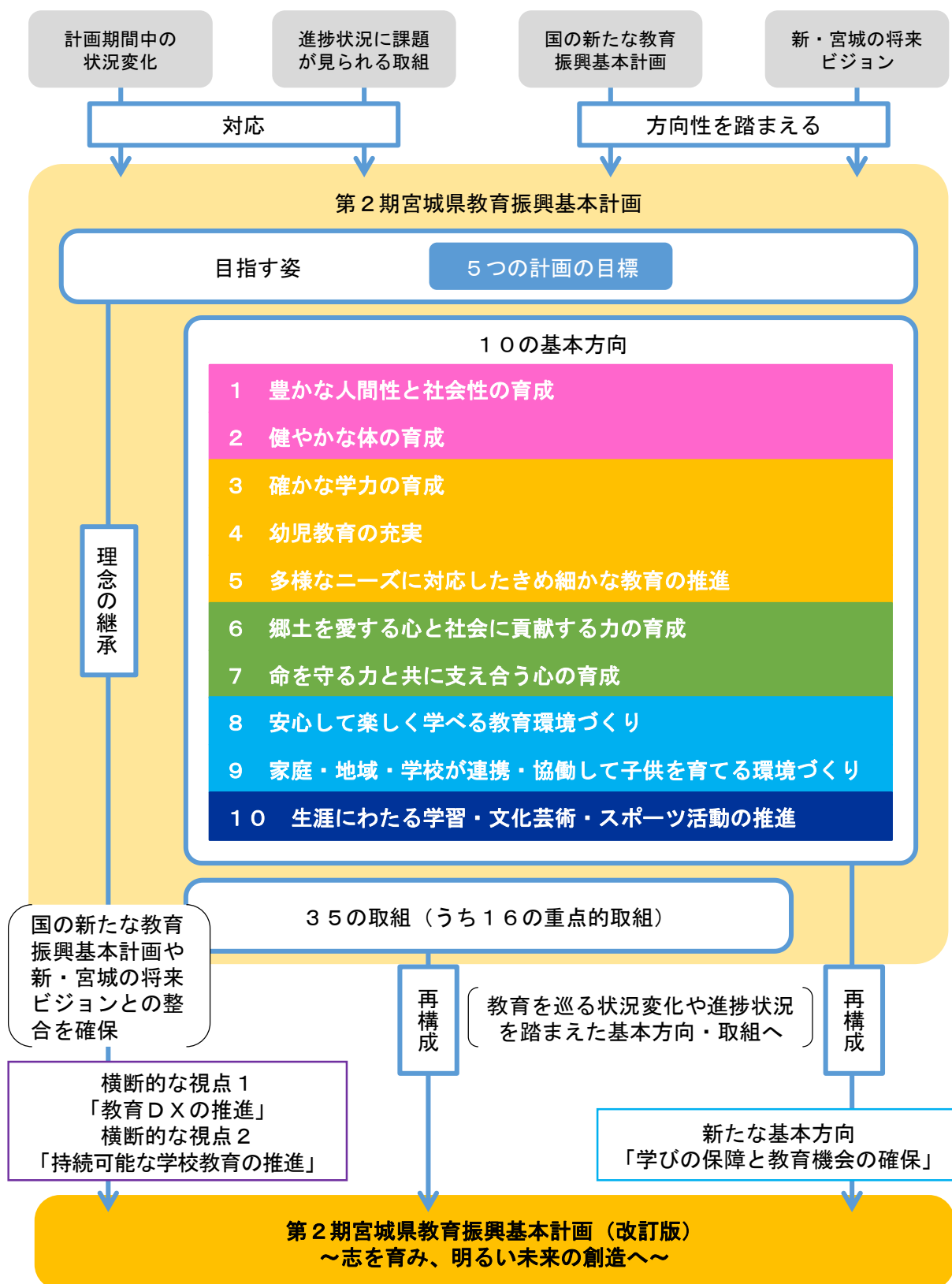
「早寝・早起き・朝ごはん」などの規則正しい生活リズムや外遊びなど、子供の健やかな成長に必要な「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ぶで健やかに伸びル）」の普及啓発を図るため、家庭のみならず、学校・地域・企業・民間団体などがお互いに協力し、社会全体で進めている本県独自の取組。

※19 「みやぎ教育応援団」:

学校・家庭・地域が協働して子供を育てる仕組みとして、子供の教育活動を支える個人・企業・団体等を団員として認証・登録し、子供の学習・体験活動の充実・活性化を図るために設立されたもの。

3 見直しの概要

計画期間中の本県教育を巡る状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、現計画の理念を継承しながら、新たな視点を追加するとともに、基本方向や取組を再構成し、計画の推進を図ります。



第4章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である12年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

2 計画の目標

「目指す姿」の実現に向けて、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

<目標1> 生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、多様な価値観について理解し、互いを尊重しながら共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

このことから、他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会と捉え、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

<目標2> 夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

人口減少やグローバル化・情報化の進展など多様で変化が激しく、今後の先行きが不透明な予測困難な社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

このことから、幼児期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

東日本大震災からの復興の完遂と、復興の先に地域社会が持続的に発展していくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、子供たちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

次代を担う子供たちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

このことから、学校を中心として子供たちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

<目標5> 生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るためには、学校や社会で行われる学習をはじめ、文化芸術、スポーツなど様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、他者の多様性を認めながら、相互に高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

このことから、県民誰もが、生涯にわたり主体的に学び続けることで、幸福や生きがいを感じながら、充実した人生を送るとともに、相互に高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

3 施策の展開に当たっての横断的な視点

「目指す姿」と5つの「計画の目標」を実現し、本県教育の更なる発展につなげるため、次の2つの横断的な視点を踏まえた施策展開を図り、施策の効果を最大化させます。

《横断的な視点1》

誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」

社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けた動きが加速する中、GIGAスクール構想等で整備された1人1台端末や高速通信ネットワーク環境等により、新たな学びの可能性が広がりました。こうした状況から、多様化する教育ニーズへの対応や、人口減少・少子化が進展する中での魅力ある教育環境づくり、様々な生涯学習機会の提供などに向けて、リアル（対面）の教育と合わせて、デジタル化による教育内容の充実と学校業務の効率化を着実に進めていくことが一層重要になっています。

このことから、県民誰もが自分らしく学び、自身の可能性を広げられるよう教育DXを推進し、学びの変革を図ります。

《横断的な視点2》

社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、児童生徒の主体的に社会の形成に参画する態度と価値創造を志向する態度の育成が重要です。新学習指導要領において示された「主体的・対話的で深い学び」は、これまでの知識の伝達を中心とした授業から、児童生徒が主体となる授業へと改善を求めるものであり、教員には、こうした学校教育の在り方の変容に伴う資質能力の向上が不可欠となっています。このため、教員自身が健康で生き生きと、誇りを持って働きながら、学び続けることができるよう働き方改革を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の充実を図るとともに、専門性を高めることができる環境づくりを推進していきます。

あわせて、学校が児童生徒の豊かな学びの場として在り続けられるよう、学校外の多様な担い手による学びや様々な支援体制の確保、外部人材の活用など、社会全体で子供たちを支える環境づくりを進め、持続可能な学校教育の推進を図ります。

第5章 施策の展開

1 施策の全体体系

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、2つの「横断的な視点」を持ちながら、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を11の「基本方向」に分け、全部で34の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。

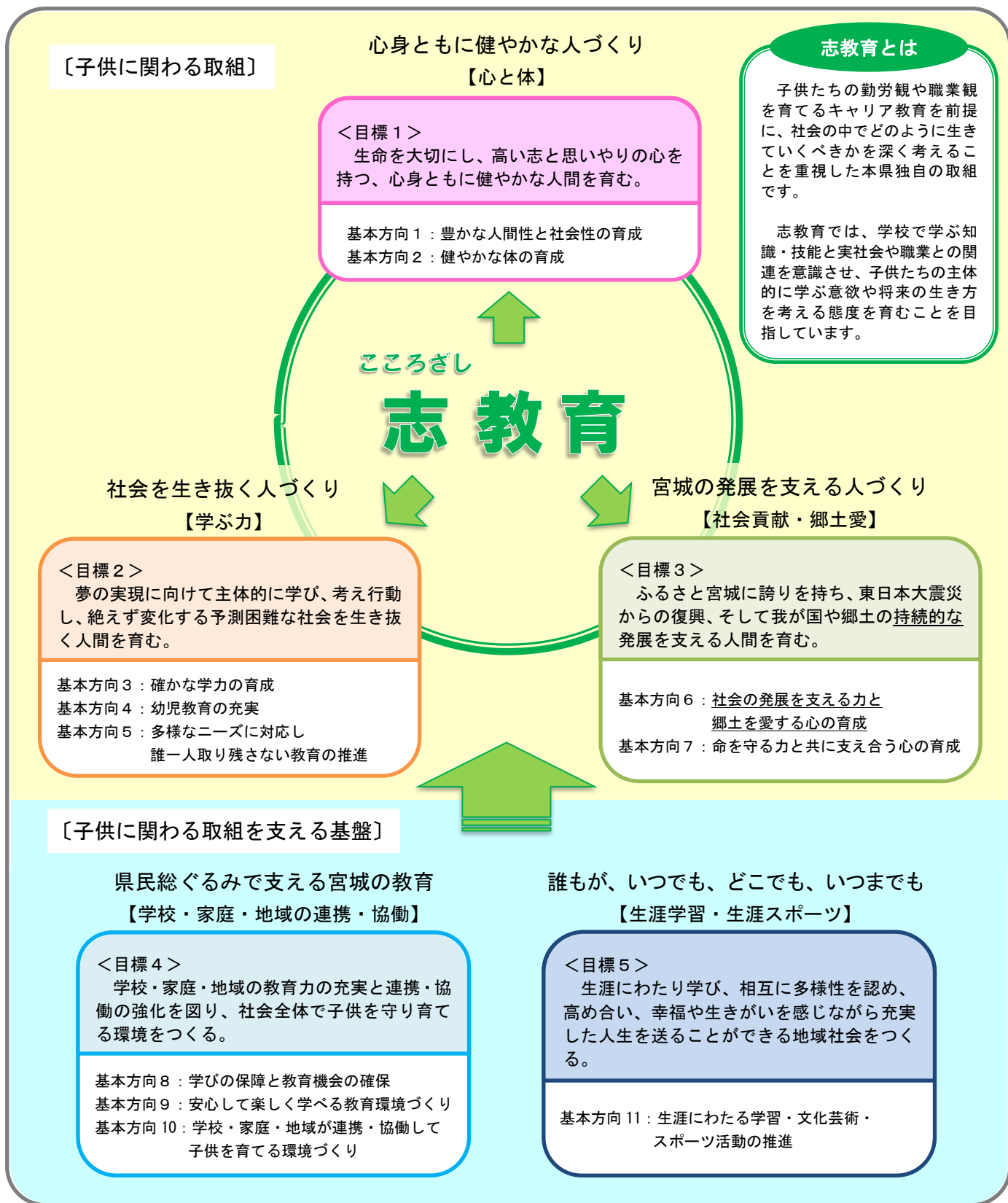
<目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。



(施策の全体体系イメージ図)



《施策の展開に当たっての横断的な視点》

- 1 誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」
- 2 社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

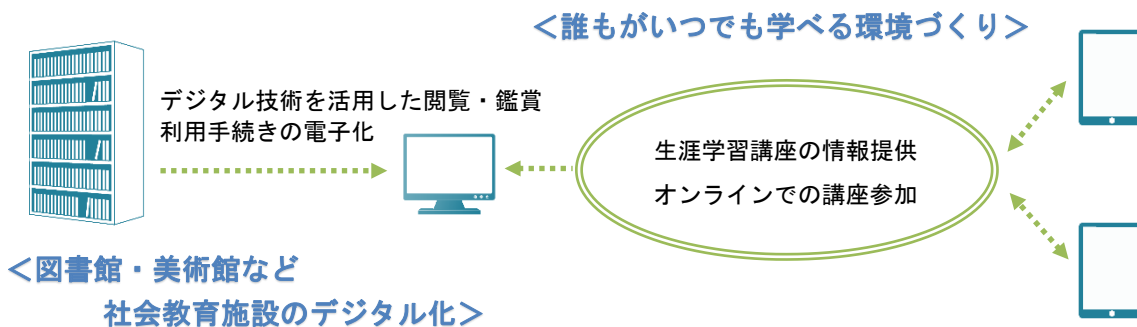
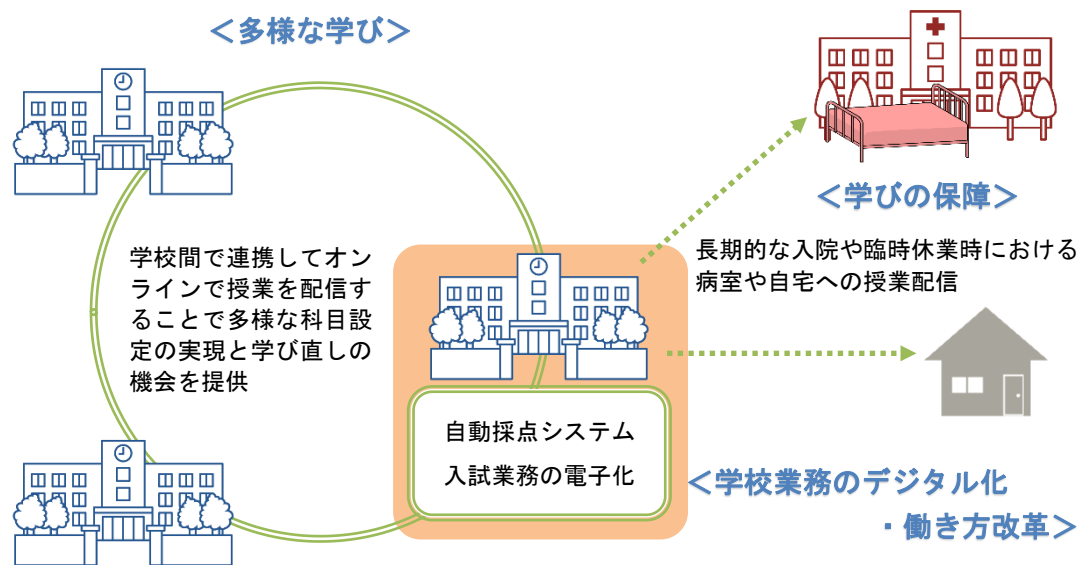
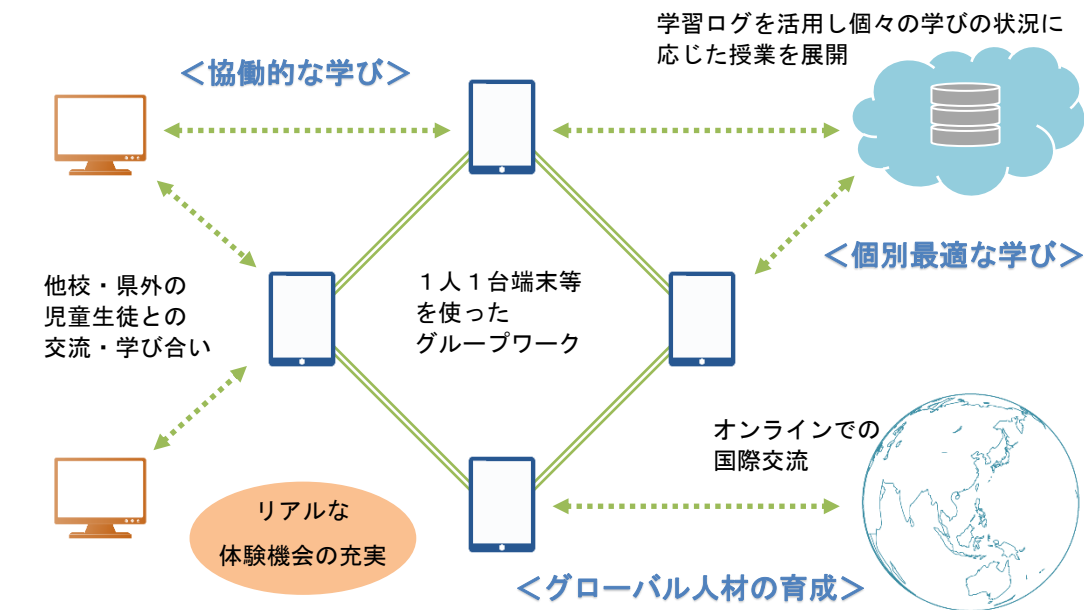
(発達段階における取組イメージ)

| 生涯学習等 学校教育 | | |
|--|------|------|
| 就学前 | 義務教育 | 高等学校 |
| 特別支援教育 | | |
| 子供に関わる取組 | | |
| <p><目標1> 生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。</p> | | |
| <p>心身ともに健やかな人づくり【心と体】</p> <p>基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 基本方向1 (2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 基本方向1 (3) いじめへの対応、人権教育の推進</p> <p>基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 基本方向2 (2) 食育の推進</p> <p>基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の充実</p> | | |
| <p><目標2> 夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。</p> | | |
| <p>社会を生き抜く人づくり【学ぶ力】</p> <p>基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長</p> <p>基本方向3 (2) ICTによる学びの充実と情報活用能力の育成 基本方向3 (3) 国際理解を育む教育の推進 基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教育（シチズンシップ教育）の推進 基本方向3 (5) 環境教育の推進</p> <p>基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり</p> <p>基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 基本方向5 (2) 多様性を尊重し共に学び合う教育の推進</p> | | |
| <p><目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。</p> | | |
| <p>宮城の発展を支える人づくり【社会貢献・郷土愛】</p> <p>基本方向6 (1) 宮城の将来を担う人づくり 基本方向6 (2) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成</p> <p>基本方向7 (1) 地域と連携した防災・安全体制の確立 基本方向7 (2) 系統的な防災・安全教育の推進</p> | | |
| 子供に関わる取組を支える基盤 | | |
| <p><目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。</p> | | |
| <p>県民総ぐるみで支える宮城の教育【学校・家庭・地域の連携・協働】</p> <p>基本方向8 (1) 社会全体で子供を支援する体制の充実 基本方向8 (2) 学習環境の整備充実による学びのセーフティネットの構築</p> <p>基本方向9 (1) 地域とともにある魅力ある学校づくりの推進 基本方向9 (2) 教員の資質能力の総合的な向上と働き方改革の推進</p> <p>基本方向9 (3) 学校施設・設備の整備充実 基本方向9 (4) 私学教育の振興</p> <p>基本方向10 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 基本方向10 (2) 地域と学校の連携・協働体制の推進 基本方向10 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり</p> | | |
| <p><目標5> 生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。</p> | | |
| <p>誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも【生涯学習・生涯スポーツ】</p> <p>基本方向11 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 基本方向11 (2) 多様な学びによる地域づくり 基本方向11 (3) 文化芸術活動の推進 基本方向11 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 基本方向11 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進</p> | | |

基本方向6 (3) 文化財の保護と活用

※ 基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。

(教育DXの推進イメージ)



2 施策の基本方向

目標1：生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成

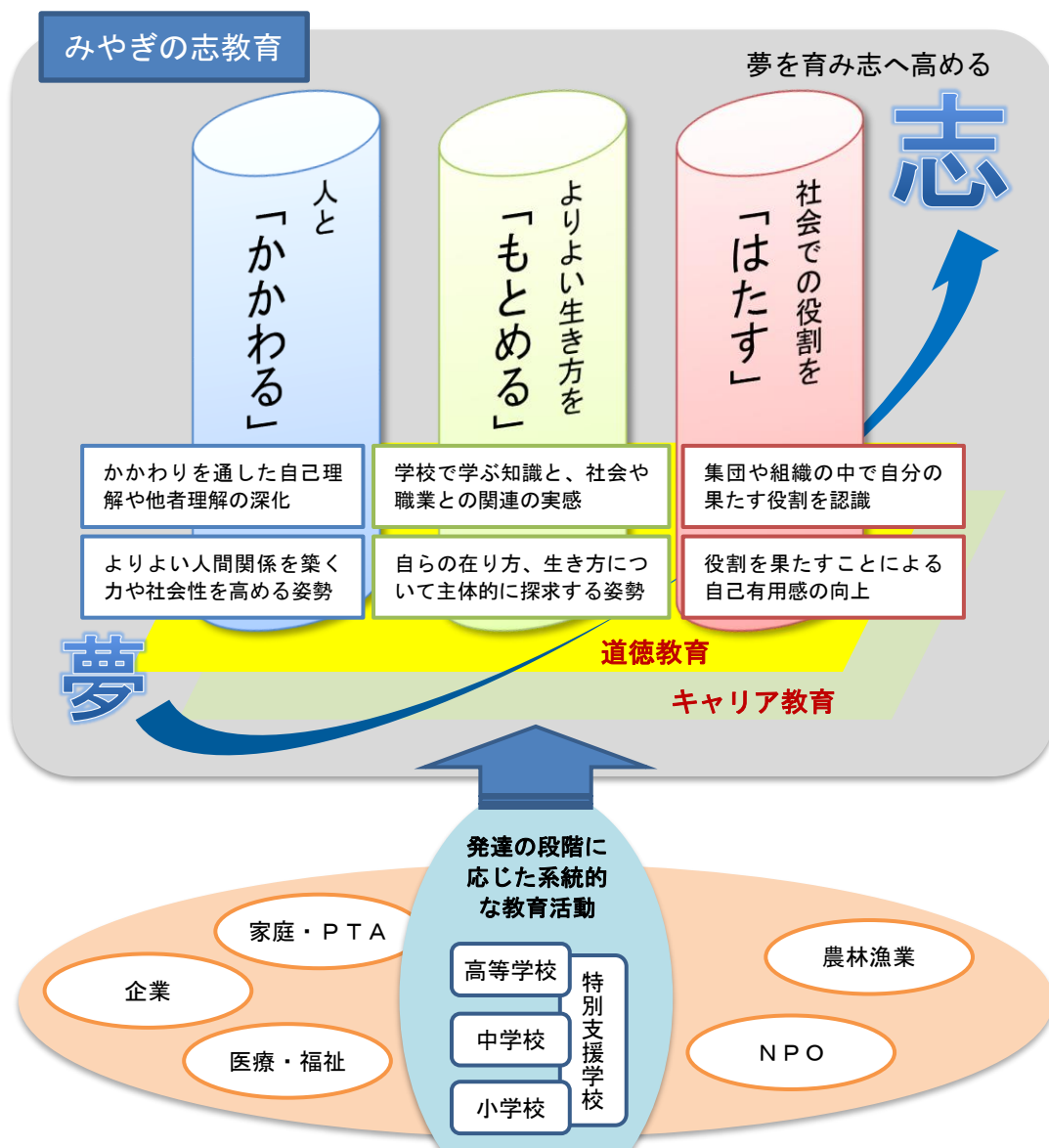
<方向性>

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 人権尊重の精神を基盤として、差別や偏見をなくし、いじめに向かわない心を育むとともに、いじめに向かわない学級・学校づくり、関係機関との連携を一層強化した「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進 重点的取組1

- ・ 小学校段階から児童生徒の発達の段階に応じ、系統的な教育活動を通じて「志教育」を一層推進し、人や社会と関わる中で、社会性、勤労観を養い、自らの在り方や生き方について主体的に探求させるとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、より良い未来を創造する高い志と豊かな心を持った人づくりを進めます。
- ・ 学校と地域の連携・協働のもと、「志教育」を継続、発展して推進し、集団や組織の中で自己の役割を果たすことを通して自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会の一員として他者や社会に貢献しようとする思いなどを育み、発達の段階に応じた確かな「心」の成長を目指します。
- ・ みやぎの先人集「未来への架け橋」を活用し、本県ゆかりの先人の活躍に触れ、その考え方や生き方を学ぶことを通じて「志教育」を推進します。

<「志教育」の推進>



学校と地域との連携・協働による体験・学習活動の展開

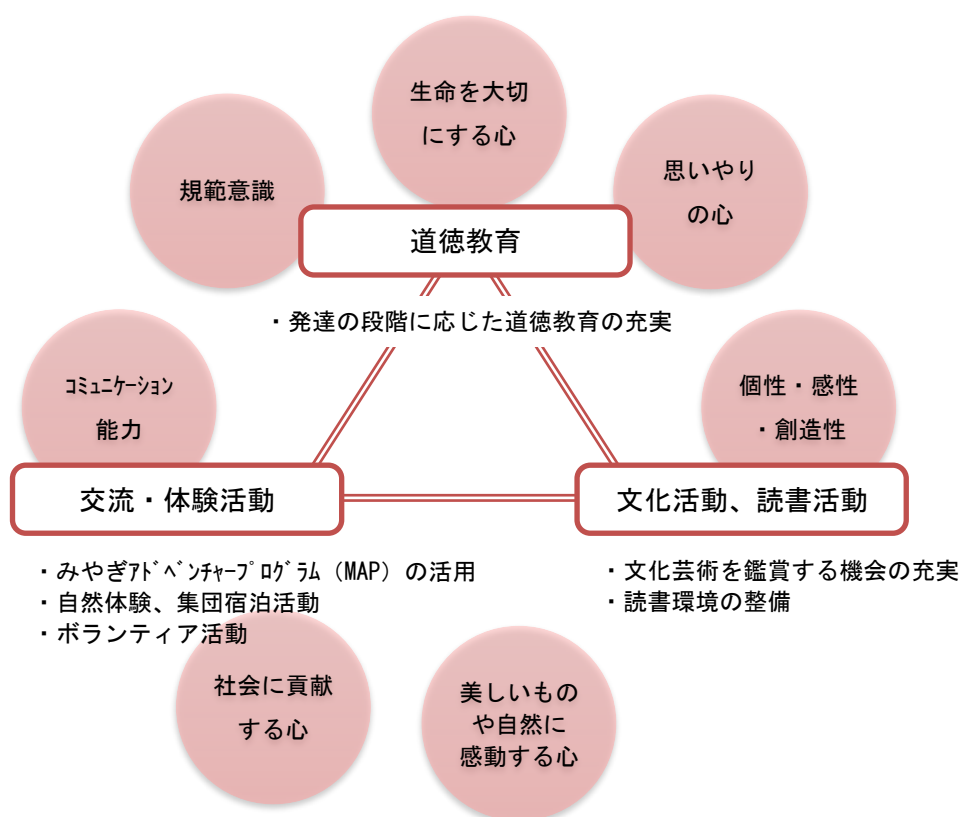
●地域と連携した課題解決型学習（活動） ●キャリアセミナー ●職場体験・インターンシップ 等

(2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 重点的取組2

- ・ 生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や思いやりの心、社会の一員としての規範意識を育てる道徳教育に取り組むとともに、「志教育」の充実を図り、目標を持って学ぶ態度やより良い人間関係を築く力を育みます。
- ・ 集団の中で自他を認め合いながら多くの課題を解決する活動に取り組むことで、豊かな人間関係に基づく充実した生活ができるようになることを目的とした教育手法である「みやぎアドベンチャープログラム (MAP) *20」などを通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

- ・ 各地にある自然の家等での自然体験や集団宿泊活動、各種のボランティア活動等を通して、感性を豊かにするとともに、社会性、協調性、自立性等の人間関係形成能力を育みます。
- ・ 優れた文化芸術を鑑賞する機会や、発表・交流の場の充実を図るなど、文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し、個性、感性及び創造性を育みます。
- ・ 学校、家庭、地域、図書館等の連携・協働のもと、読書の意義の理解促進と積極的な読書環境の整備を推進し、子供たちの読書への関心を高め、読書の楽しさや面白さを広めることにより、豊かな心を育みます。

<思いやりがあり感性豊かな子供の育成>

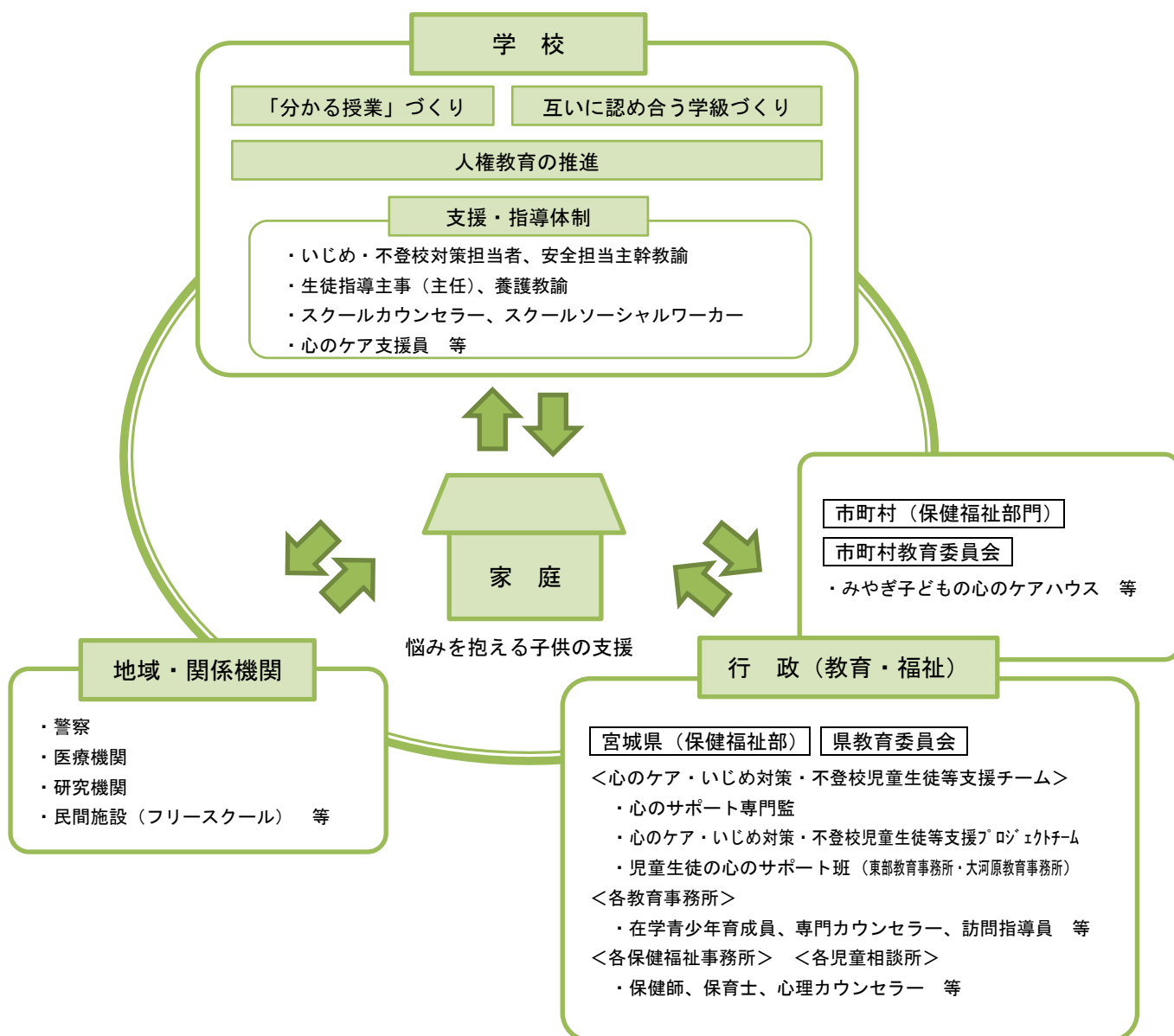


(3) いじめへの対応、人権教育の推進 重点的取組3

- ・ 児童生徒の社会性を育むとともに、人権尊重の精神を基盤として、様々な偏見や差別をなくし、いじめに向かわない心・態度を育むため、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの取組を推進します。
- ・ 児童生徒が、いじめが及ぼす深刻な問題に正面から向き合い、未然防止に関する活動に主体的に取り組む態度を育むため、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する実践的な取組を推進します。

- ・ いじめに向かわせない学級・学校づくりに向けて、教職員がいじめについて正しく理解するとともに、いじめ防止のための指導力向上を図ります。また、いじめに関する組織的な対応を図るため、心理や福祉等の専門家、児童相談所、医療機関及び警察などの関係機関、地域等と連携し、「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応及び継続的な指導、支援に取り組みます。
- ・ 児童生徒が異文化や多様性を理解し、一人一人の人権を互いに尊重し合うことができるよう、「共生の心」を育み、人権意識を高めるための教育を推進します。
- ・ 心の健康に関する総合的な知識の習得を図り、心の健康に役立てることができる能力を育むとともに、自らの心の不調等に気づき、必要な時にSOSを出せる環境づくりを進めます。

<いじめへの対応、人権教育の推進>



<基本方向1>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|--------------------------|---------------------------|-------|
| 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生 | 82.3% 66.5% (R5年度) | 86.0% 72.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生 | 95.6% 95.0% (R5年度) | 96.0% 96.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生 | 80.0% 77.1% (R5年度) | 83.0% 78.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生 | 74.4% 66.5% (R5年度) | 77.0% 68.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 「自然に親しむ体験活動(登山、オリエンテーリング、カヌーなど)」を実施している小学校の割合 (%) | 94.4% (R5年度) | 97.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生 | 73.8% 77.4% (R5年度) | 75.0% 80.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生 | 64.5% 61.1% (R5年度) | 70.0% 67.0% (R10年度) | 義務教育課 |

※20 「みやぎアドベンチャープログラム (MAP)」:

課題解決型体験学習法の一つであるプロジェクトアドベンチャーの考え方や手法を取り入れた県独自の教育方法(プロジェクトアドベンチャー:グループでの冒険活動を通じて、チームワーク、信頼感、コミュニケーション能力、チャレンジ精神などを学び、他者理解と自己理解を進めて、個人の成長と人間関係の改善を目指すプログラム)。

目標1：生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

基本方向2 健やかな体の育成

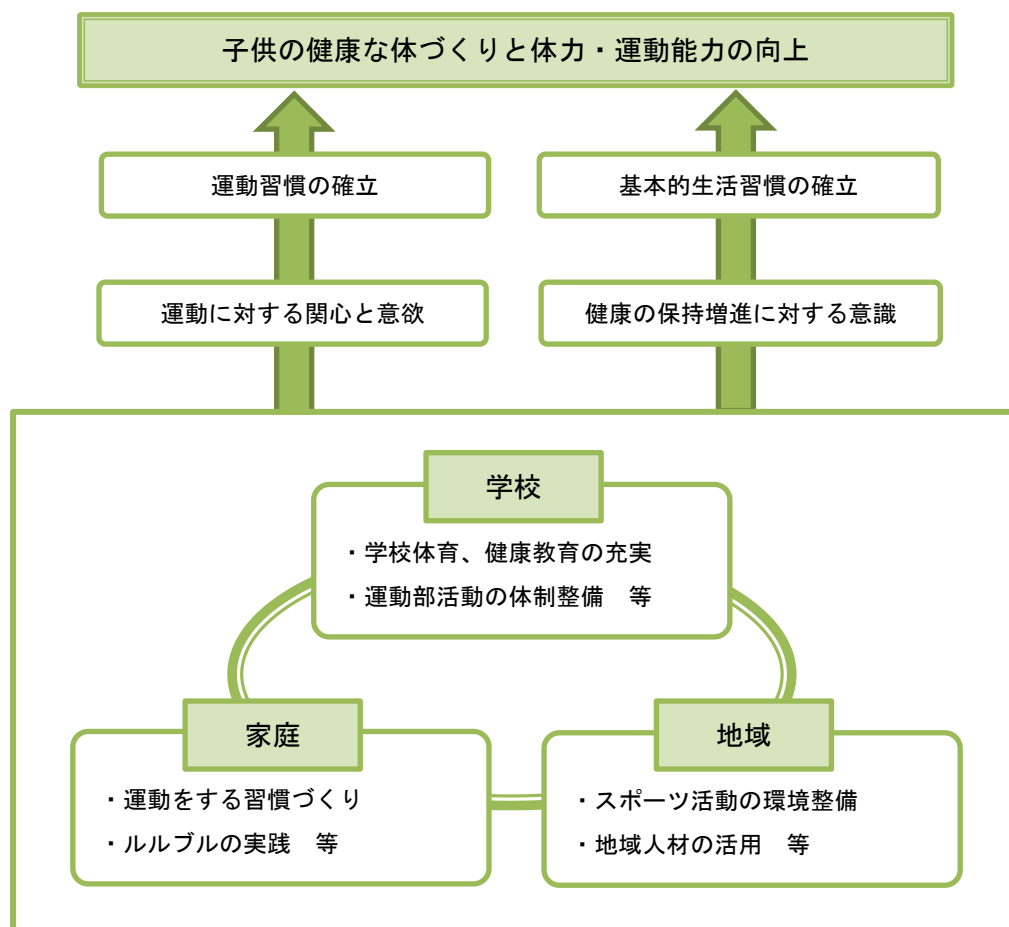
<方向性>

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供の運動習慣の確立に取り組むとともに、子供たちが仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出や学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組めます。
- ・ 食を通じた心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。また、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組4

- ・ 健康な体づくりのため、ルルブル運動などを通して子供の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、体力・運動能力は、幼児期からの運動遊びに大きく影響されることから、子供の成長段階に応じて楽しく運動ができる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進します。
- ・ 学校教育活動全体を通じて、発達の段階に応じた指導を適切に行います。また、児童生徒が基礎的な体力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、ICTの効果的な活用も図りながら、体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実に取り組めます。
- ・ 児童生徒の体力低下の原因を踏まえ、運動や健康維持の重要性、外遊びの大切さ、スポーツの楽しさなどを児童生徒及び保護者に発信し、体力・運動能力の向上、健康の保持増進に対する意識の高揚を図ります。
- ・ 体力・運動能力の向上に向けて、市町村や学校の組織的な取組を促すとともに、教員の指導力向上を図ります。また、児童生徒が仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出に取り組めます。
- ・ 児童生徒が興味関心のあるスポーツに、気軽に取り組むことができる体制の構築を目指し、学校と地域が連携したスポーツ環境の整備を推進します。

<子供の健康な体づくりと体力・運動能力の向上>



(2) 食育の推進

- ・ 健全な心身の発育・発達や健康の保持増進に必要な食生活を実践できるよう、食育を推進します。
- ・ 児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として活用し、各教科との関連を図りながら「食に関する指導全体計画」を整備し、食育を推進します。
- ・ 宮城の食材を使用した地域の伝統的な郷土料理や行事食を積極的に学校給食に取り入れるとともに、農林漁業体験などの機会を設けて地域の生産者との交流にも取り組み、宮城の食材や食文化についての理解と関心を深めます。
- ・ 学校において、食に関する指導を推進する栄養教諭を配置し、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭及び学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図ります。

- ・ 食に関する基本的な知識や所作を身に付ける場となる、家族等と一緒に食卓を囲む「共食」についてなど、「食の大切さ」に関する情報発信を推進します。

(3) 心身の健康を育む学校保健の充実

- ・ 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、保健教育等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、子供たちに自分の心と体に関心を持たせ、食事・睡眠・運動の大切さを理解させるため、保健教育の充実を図ります。

<基本方向2>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|---|-----------|----------|---------|
| 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離（ポイント） | | | |
| 小学5年生（男） | -0.84ポイント | 0.10ポイント | 保健体育安全課 |
| 小学5年生（女） | -0.49ポイント | 0.10ポイント | |
| 中学2年生（男） | 0.09ポイント | 0.10ポイント | |
| 中学2年生（女） | -1.21ポイント | 0.10ポイント | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合（％） | | | |
| 小学5年生（男） | 43.4% | 54.0% | 保健体育安全課 |
| 小学5年生（女） | 22.3% | 34.0% | |
| 中学2年生（男） | 85.0% | 89.0% | |
| 中学2年生（女） | 64.0% | 71.0% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 食に関する指導について、「給食時間」「授業」「個別相談指導」の全てに栄養教諭・学校栄養職員が関わった市町村の割合（％） | 45.7% | 100% | 保健体育安全課 |
| | (R3年度) | (R10年度) | |

目標2：夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

基本方向3 確かな学力の育成

<方向性>

- ・ 子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力を育成します。
- ・ ICTを効果的に活用した教育を進めることで、知識の理解の質を深め、多様な子供たちの資質・能力を育むとともに、急速に進むデジタル社会の中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学び、考え、行動できる力を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、他国の文化等を理解し、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成します。また、シチズンシップ教育や環境教育を通して、社会を支える一員として必要な資質・能力を育成します。

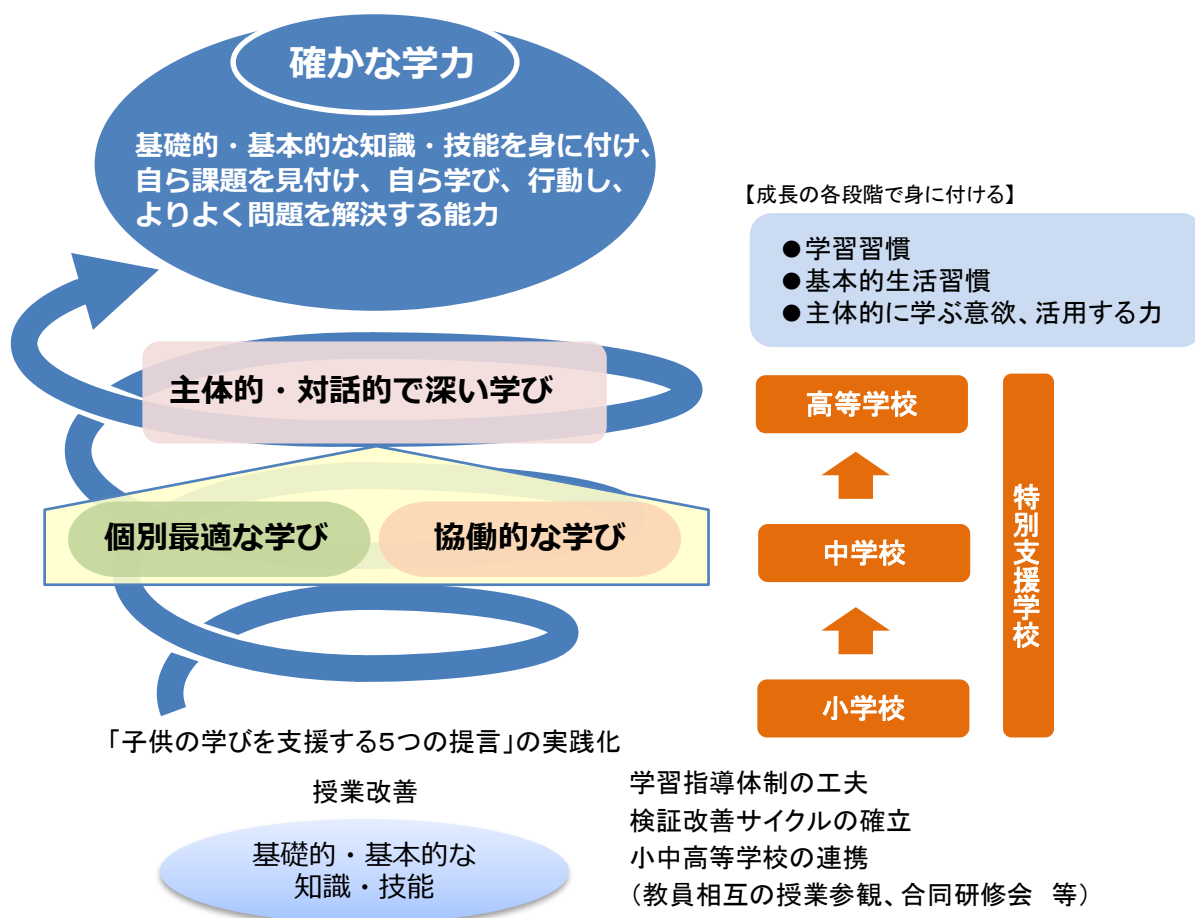
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長

重点的取組5

- ・ 家庭との密接な連携のもと、児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに、教育活動全体を通じた「志教育」の推進などにより、学ぶ意義や有用性を実感させ、児童生徒の学びに向かう力を育みます。
- ・ 学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの取組を進めるとともに、知識の理解の質を高め、児童生徒の資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。
- ・ 多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する個別最適な学びと、子供たちの多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、一人一人の長所や強みを最大限に生かす視点を持ち、優れた才能や個性を伸ばす教育を実践します。
- ・ 学力・学習状況調査の一層の活用により、児童生徒の学習状況を把握し、PDCAサイクルに基づいた授業改善を推進します。

- ・ 教科等横断的な学習や探究的な学習の充実などにより、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成を図ります。
- ・ 異校種間で教員相互の授業参観や合同研修会を実施するなど、学びの連続性を踏まえ、小・中・高等学校及び特別支援学校の連携強化を図ります。

＜確かな学力の育成＞

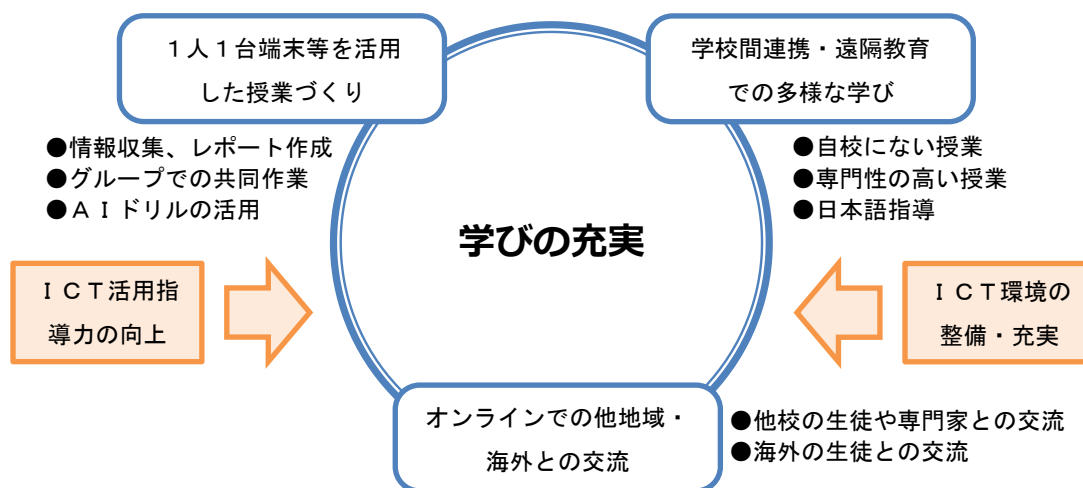


(2) ICTによる学びの充実と情報活用能力の育成 重点的取組6

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、1人1台端末等を効果的に活用した教育を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげます。また、そのために必要となる教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- ・ 学校間の連携による遠隔教育の推進や、オンラインでの他校・他地域との交流の実施など、ICTを活用した学習と交流機会の充実を図ります。

- ・ 急速に進展するデジタル社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し、責任ある社会の一員として参画していくための情報活用能力を身に付け、自ら学び・考え・行動できる児童生徒の育成を目指します。
- ・ 児童生徒が情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決できるように、情報技術を活用した学習活動やプログラミング教育の充実を図ります。
- ・ パソコンやスマートフォンなどを適切に利用するための注意喚起を図るとともに、ICT機器の望ましい使い方について、児童生徒に主体的に考えさせる取組を行います。
- ・ 校務の情報化や高度化する教育の情報化を支えるため、情報システムやネットワークなどの学校におけるICT教育環境を更に充実させ、教育の質の向上や安全・安心、快適にICTを活用できる基盤の構築を推進します。

< ICTによる学びの充実 >



(3) 国際理解を育む教育の推進

- ・ 他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための資質・能力を育成するため、教員研修や外国語指導助手の適切な配置、デジタル教材の活用などにより小学校段階からの外国語活動を推進するとともに、小学校、中学校及び高等学校を通じ、国際共通語である英語力の向上に向けた教育の充実を図ります。
- ・ グローバルな視野と国際社会に貢献する志を育むため、他国との学校間交流を進めるとともに、オンラインを活用した交流活動や海外留学などの体験活動等の充実を図ります。

(4) 社会形成・社会参加に関する教育（シチズンシップ教育）の推進

- ・ 児童生徒一人一人が、社会、政治、経済に対する関心や判断力を持ち、民主的な国家や社会を支える一員であることを理解・実践するために必要な資質・能力を身に付けられるよう、シチズンシップ教育を推進します。

(5) 環境教育の推進

- ・ 宮城の豊かな自然を生かした体験活動などを通じて、人間と環境との関わりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、持続可能な社会の実現に向けて、環境問題を自らの問題として、地域の環境から課題を発見し、主体的・協働的に解決する態度や、進んで環境に配慮しようとする態度を養います。

<基本方向3>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|----------|---------|----------------|
| 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合 (%) | | | |
| 小学5年生 | 86.9% | 90.0% | 義務教育課 高校教育課 |
| 中学2年生 | — | 90.0% | |
| 高校2年生 | 57.2% | 60.0% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と答えた児童生徒の割合 (%) | | | |
| 小学6年生 | 79.5% | 80.0% | 義務教育課 |
| 中学3年生 | 80.9% | 82.0% | |
| | (R5年度) | (R10年度) | |
| 全国平均正答率とのかい離 (ポイント) | | | |
| 小学6年生 | -3.5ポイント | 0.0ポイント | 義務教育課 |
| 中学3年生 | -4.5ポイント | 0.0ポイント | |
| | (R5年度) | (R10年度) | |
| 児童生徒の家庭等での学習時間 (%) | | | |
| 小学6年生：30分以上の児童の割合 | 86.4% | 90.0% | 義務教育課 高校教育課 |
| 中学3年生：1時間以上の生徒の割合 | 59.4% | 70.0% | |
| 高校2年生：2時間以上の生徒の割合 | 14.3% | 17.0% | |
| | (R4/5年度) | (R10年度) | |
| 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 (%) | 72.9% | 90.5% | 教育企画室 |
| | (R4年度) | (R10年度) | |

<基本方向3>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|-------------------------------------|--------|---------|----------------|
| 英検相当級を取得している生徒の割合 (%) | | | |
| 中学3年生 (3級程度以上) | 37.9% | 50.0% | 義務教育課 高校教育課 |
| 高校3年生 (準2級程度以上) | 37.8% | 52.0% | |
| 高校3年生 (2級程度以上) | 14.2% | 26.0% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 英検相当級を取得している英語担当教員の割合 (準1級程度以上) (%) | | | |
| 中学校 | 35.2% | 50.0% | 義務教育課 高校教育課 |
| 高等学校 | 51.2% | 67.5% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |

目標2：夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

基本方向4 幼児教育の充実

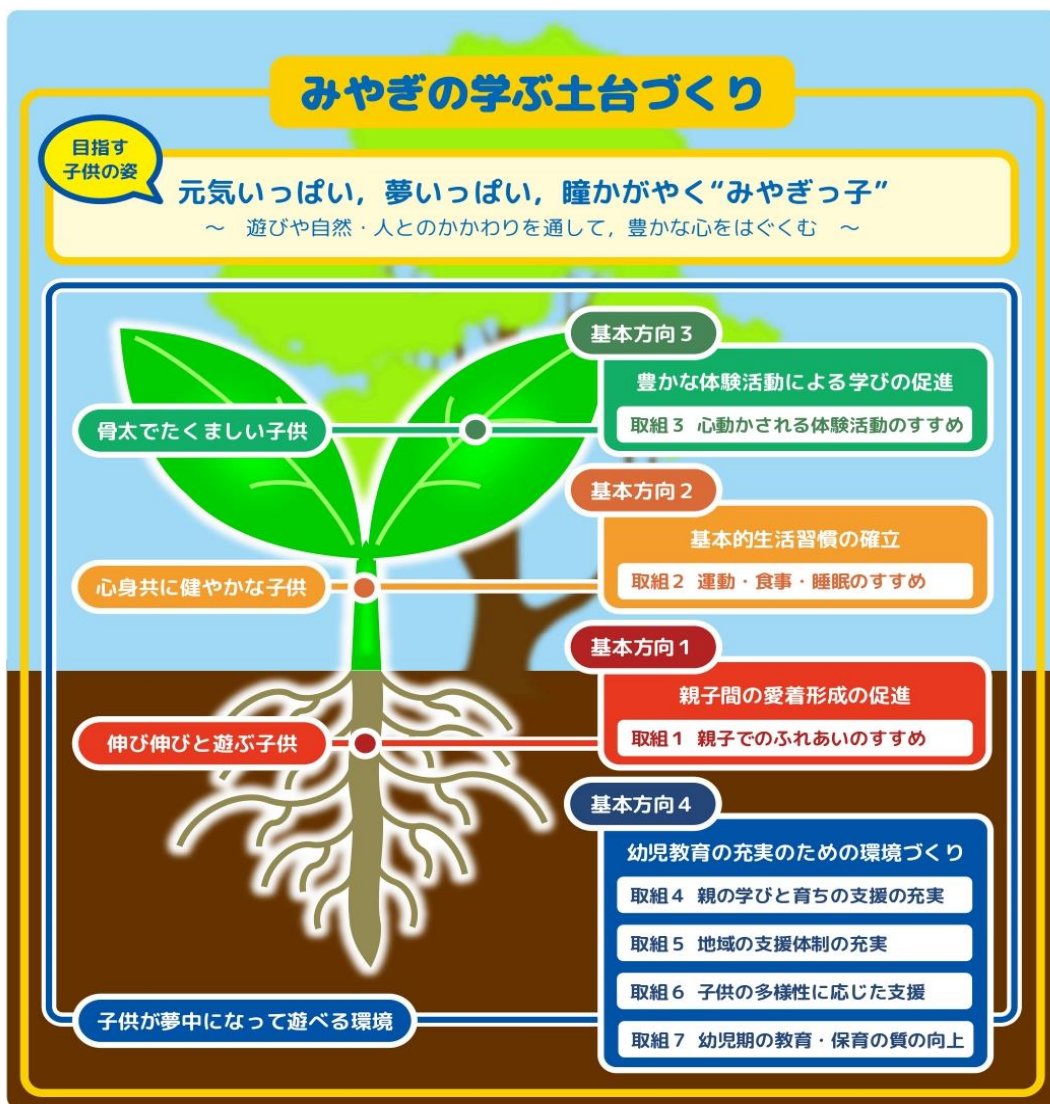
<方向性>

- ・ 幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。
- ・ 各地域において幼児教育を推進していくため、研修などを通じて教員等の資質向上を図るとともに、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 重点的取組7

- ・ 親子間の愛着形成の促進、基本的な生活習慣の確立及び豊かな体験活動による学びの促進を図り、人格形成の基礎となる人と関わる力、思考力、感性や学ぼうとする意欲など、様々な能力や態度を築く「学ぶ土台づくり」の推進に取り組みます。
- ・ 「学ぶ土台づくり」の場として重要な役割を持つ家庭の教育力の向上に向けて、親としての「学び」と「育ち」を支援するため、保護者向け研修会やワークショップの開催などにより、家庭教育支援を行います。

<「学ぶ土台づくり」の推進イメージ>



※宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」(令和3年3月策定)から抜粋

(2) 幼児教育の充実のための環境づくり

- ・ 幼稚園、保育所及び認定こども園などと小学校との合同研修や相互交流、カリキュラム編成等を通し、幼・保・小の連携強化を図るとともに、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指します。
- ・ 幼児期の教育や保育の質を高めるため、社会の変化等に対応しながら将来の学習の基礎を作る幼児教育を担う幼稚園教員や保育士等の資質の向上を目指し、大学や関係機関と連携しながら研修の充実を図ります。
- ・ 各地域における幼児教育の質の向上を図るため、教育現場のニーズに合わせたアウトリーチ型の研修を推進します。
- ・ 各地域において幼児教育の推進を中心的に担う人材を育成し、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

<基本方向4>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|---|-----------------|--------------------|-------|
| 平日、子供と触れ合う時間（食事と入浴を除く）について、1時間以上と答えた保護者の割合（%） | 91.1% (R4年度) | 91.0%以上 (R10年度) | 義務教育課 |
| 保幼小接続のための「スタートカリキュラム」を作成している市町村立小学校の割合（%） | 27.9% (R5年度) | 71.0% (R10年度) | 義務教育課 |

目標2：夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

基本方向5 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

<方向性>

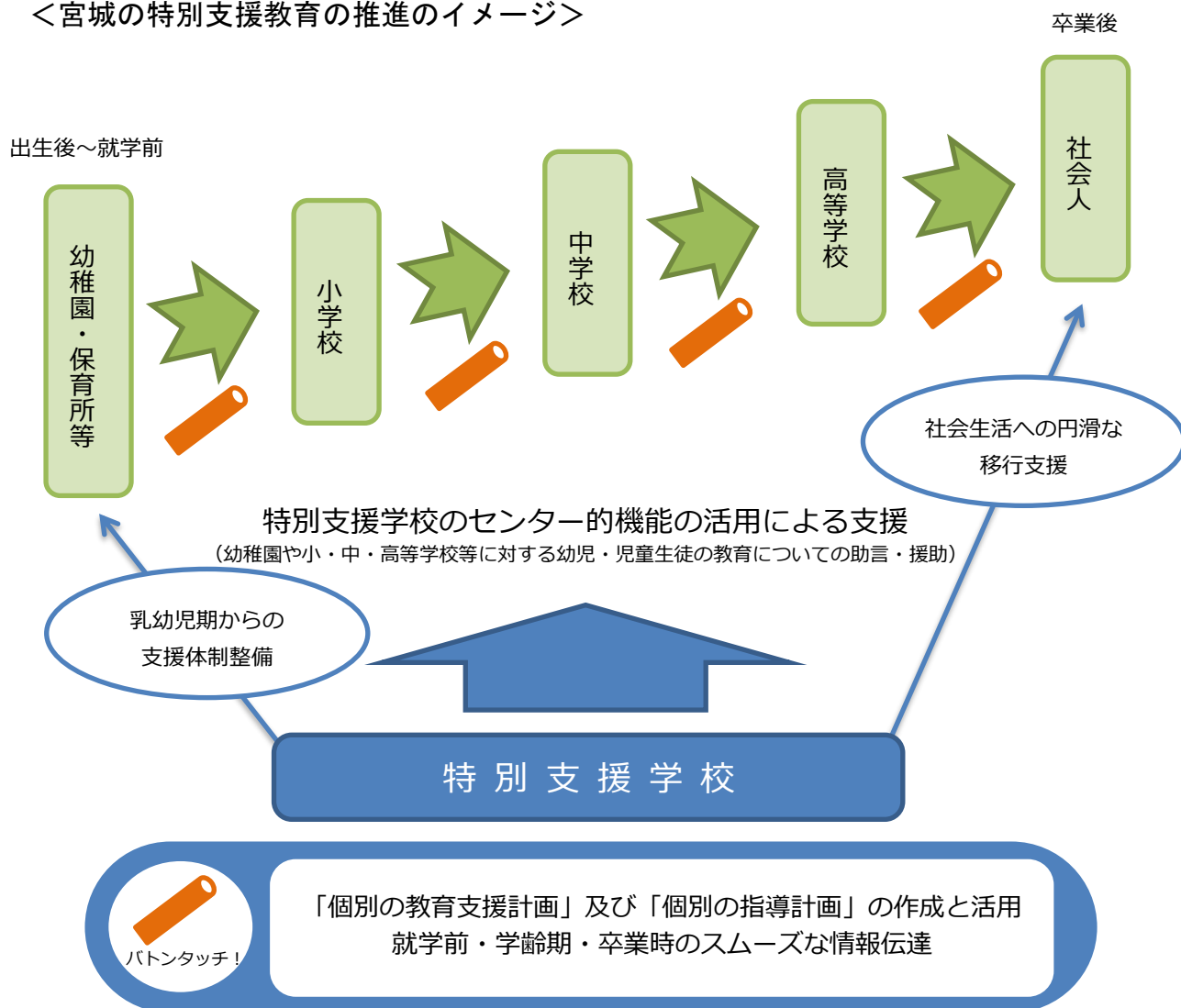
- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期からの切れ目ない支援や、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。
- ・ 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズに対応しながら、共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成します。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 重点的取組8

- ・ 障害の特性や状態に応じた必要な支援を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携のもと、乳幼児期からの支援体制の充実を図るとともに、各障害、医療的ケア等の専門的な教育相談・支援が受けられる体制を整備します。
- ・ 日常生活における生活の質（QOL）の向上に向けた指導を充実し、個別の支援情報に関する資料の活用や、「個別の教育支援計画^{*21}」及び「個別の指導計画^{*22}」に基づいた一貫した指導や支援を行うことで、卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実を図ります。
- ・ 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制を充実させ、企業や労働及び福祉関係機関と連携しながら、将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実を図ります。
- ・ 障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに対応できる研修の充実により、教員の実践的指導力の向上を目指すとともに、指導の上で必要な前提となる情報的サポートを行います。また、特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、各学校において児童生徒がより良い支援を受けられるよう、教員の専門性の向上を図ります。
- ・ 特別な教育的ニーズのある児童生徒の学びの場として、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の一層の充実・整備を図ります。また、障害の特性に応じた指導の工夫を行うため、ICTの活用も含めた教材教具の充実を図ります。

- ・ 特別支援学校の狭隘化に対する対策を推進し、学習の質や効果を高めるための環境整備を図ります。

<宮城の特別支援教育の推進のイメージ>



(2) 多様性を尊重し共に学び合う教育の推進

- ・ 多様な個性や能力のある子供たち一人一人の様々な教育的ニーズに対応し、それぞれの長所や強みを生かしながら、子供の力を最大限に伸ばす教育を推進します。
- ・ 共生社会の実現に向けて、地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進や、インクルーシブ教育システムの理解と啓発に取り組みます。
- ・ 帰国・外国籍児童生徒など日本語指導を必要とする児童生徒に対し、それぞれのルーツやアイデンティティを尊重しながら指導や支援の充実を図るとともに、日本語指導の教員の配置など、校内体制の充実と強化を図ります。

- ・ 性的マイノリティ^{※23}とされる児童生徒に対し、その心情等に十分配慮した対応を行うなど、一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を行うとともに、多様な個性を尊重し、互いに認め合う態度を育みます。

＜基本方向5＞

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|------------------|-------------------|---------|
| 小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合（％） （個別の教育支援計画） | | | |
| 特別支援学級 | 92.3% | 100% | 特別支援教育課 |
| 通級指導教室 | 89.5% | 100% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| | | | |
| （個別の指導計画） | | | |
| 特別支援学級 | 90.5% | 100% | |
| 通級指導教室 | 87.6% | 100% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| | | | |
| 特別支援学校が主催する研修会への小学校、中学校、高等学校教員の受講者数（人） | 913人 (R4年度) | 1,810人 (R10年度) | 特別支援教育課 |
| 小・中・高等学校において通級による指導（LD等）を受けている児童生徒数（通級による指導（LD等））（人） | 3,087人 (R4年度) | 4,354人 (R10年度) | 特別支援教育課 |
| 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合（％） | 31.3% (R4年度) | 37.0% (R10年度) | 特別支援教育課 |

※21「個別の教育支援計画」：

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの。

※22「個別の指導計画」：

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

※23「性的マイノリティ」：

LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）など、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ性的少数者のこと。この他にも、クエスチョニング（性的指向や性自認が揺れ動いたり、いずれかに決められない、決めたくない、わからない等の感覚の人）なども含まれることもある。

目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

基本方向6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

<方向性>

- ・ 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

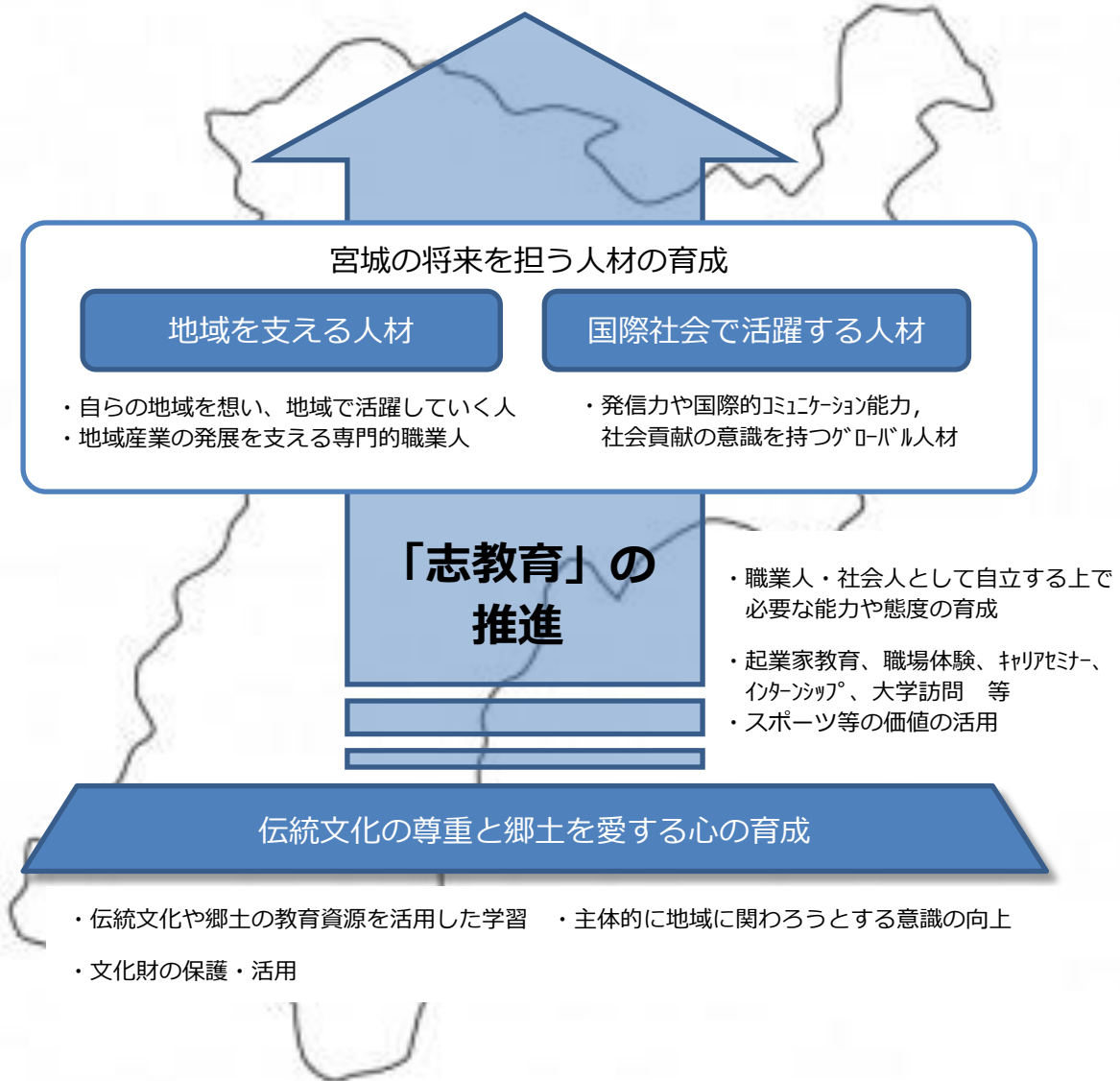
(1) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組9

- ・ ふるさと宮城への愛着や誇りを持ち、東日本大震災からの復興を支える人づくりを視野に入れながら、学校と地域や産業界などが連携・協働し、児童生徒一人一人が将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度を育てます。
- ・ 未来を担う子供たちを育てていく中で、一人一人の個性に応じて、自らの地域を想い、地域で活躍していく人、あるいは世界に羽ばたく人を育成し、支えていきます。
- ・ 自国の伝統・文化を理解するとともに、多様な価値観や異文化を理解し、相互理解に基づく発信力や国際的コミュニケーション能力、そして社会貢献の意識を持つグローバル人材を育成します。
- ・ 起業家教育、職場体験やキャリアセミナー、インターンシップ、大学訪問など、キャリア教育の充実を図り、職業や進路に関する啓発的な取組を推進します。
- ・ 地域の産業界のニーズを踏まえながら、学校、地域、産業界の連携により、実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、地域の持続的な発展を支える職業人を育成します。

- ・ SDGsなどを題材としながら、国際的な視野に立ち、世界の平和や発展に貢献しようとする態度を育てる教育的活動を推進します。

<人材育成のイメージ>

宮城の復興、我が国の発展



(2) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

- ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習などを通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- ・ 地域の特色ある伝統・文化などを守り継承していくために、地域の個性を知り、主体的に地域に関わろうとする意識を高めます。また、地域への関わりを通して地域への誇りや愛着を育み、伝統・文化を継承する人材を育成します。

- 宮城の魅力あふれる様々な文化財を、地域が主体となって国内外に発信し、地域の活性化を図るとともに、郷土の良さを見つめ直し、主体的に関わることで郷土を愛する心を育みます。

(3) 文化財の保護と活用

- 文化財を後世へ保存・継承し、郷土の誇りとするために、所有者による保存修理や土地の公有化、無形文化財の保持団体などによる後継者育成や技術研さんを支援します。また、埋蔵文化財については、保存と開発のバランスを考慮して、必要な調整を行います。
- デジタル技術等を用いた文化財の魅力発信など、地域の貴重な文化財を、地域活性化のための取組に効果的に活用するよう工夫していきます。

<基本方向6>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|--------------------------|---------------------------|-------|
| 大学等への現役進学達成率の全国平均値との かい離（ポイント） | 1.1ポイント (R3年度) | 1.5ポイント (R10年度) | 高校教育課 |
| 新規高卒者の就職決定率の全国平均値との かい離（ポイント） | 0.8ポイント (R4年度) | 1.0ポイント (R10年度) | 高校教育課 |
| 県内の高等学校卒業生が県内に就職した割 合（％） | 80.2% (R4年度) | 81.0% (R10年度) | 高校教育課 |
| インターンシップやアカデミックインター ンシップ等に取り組んでいる県立高等学校 の割合（％） | 70.1% (R4年度) | 80.0% (R10年度) | 高校教育課 |
| 「地域や社会をよくするために何かしてみ たいと思う」と答えた児童生徒の割合（％） 小学6年生 中学3年生 | 74.4% 66.5% (R5年度) | 77.0% 68.0% (R10年度) | 義務教育課 |
| 「芸術や文化に親しむ体験活動（地域の祭 りへの参加なども含む）」を実践している学 校の割合（％） 小学校 中学校 | 63.5% 55.8% (R5年度) | 80.0% 80.0% (R10年度) | 義務教育課 |

目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成

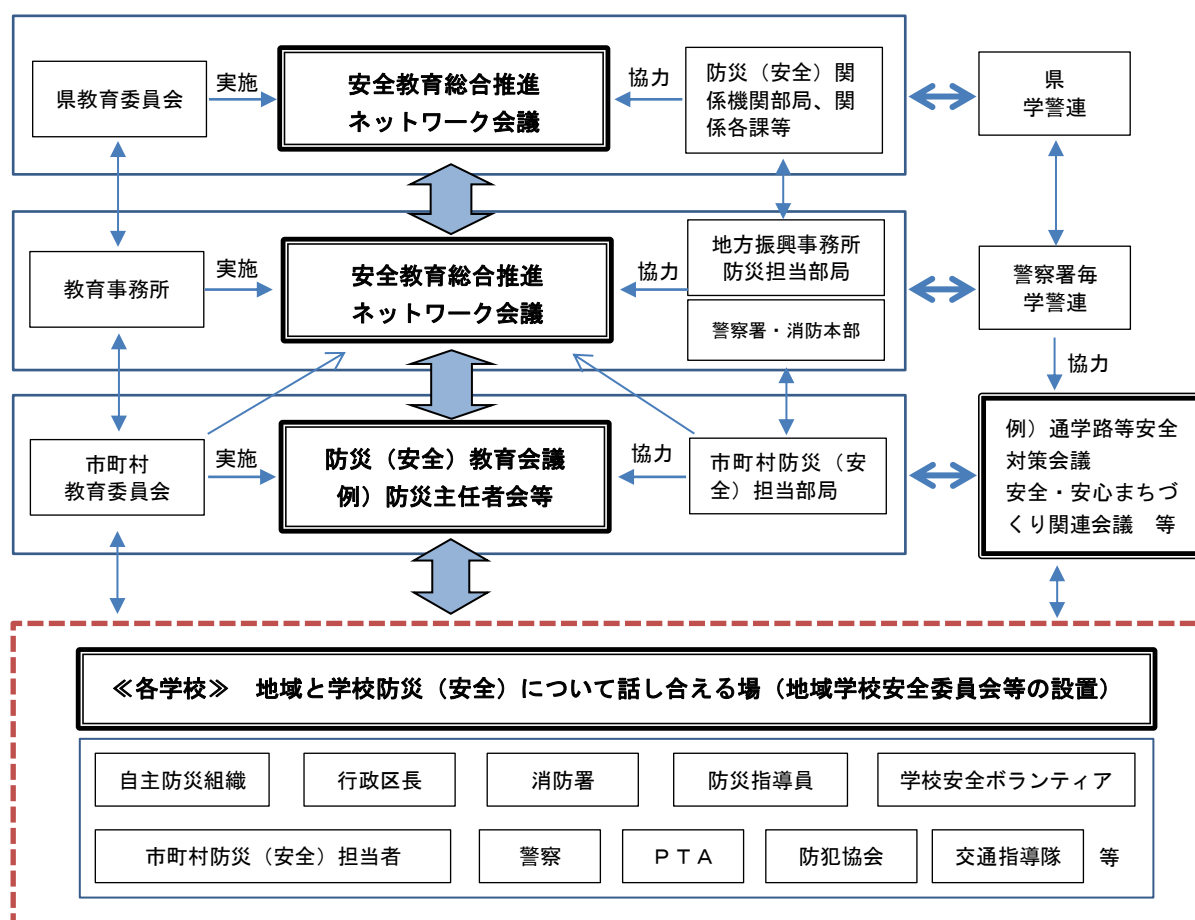
<方向性>

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した学校防災体制を構築するとともに、教職員の災害対応力の向上などを通じて、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る体制づくりを進めます。
- ・ 災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

(1) 地域と連携した防災・安全体制の確立 重点的取組10

- ・ いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守ることができるよう、地域住民と連携した避難訓練の実施などにより、地域と連携した学校防災体制を構築します。
- ・ 防災主任及び安全担当主幹教諭を中心として、外部有識者等の協力を得ながら、危機管理マニュアルの策定・見直しを行い、実効性のあるものに改善します。
- ・ 被災地訪問等により子供の命を守る意識の醸成を図る研修などを充実させ、様々な災害や危険から事故を未然に防ぐ安全体制の強化を図ります。
- ・ 地域学校安全委員会^{*24}やコミュニティ・スクール等の地域の連携・協働の仕組みを活用し、防災力の向上や事故防止に向けた取組などが円滑に実施できるように情報の共有を行い、学校を含めた地域の安全・安心の一層の充実を図ります。
- ・ 学校安全3領域（災害安全・交通安全・生活安全（防犯を含む））に関連する人的資源、教材学習の場などを家庭や地域に積極的に求めることで、防災・安全教育の活性化と充実を図るとともに、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
- ・ 地域住民の避難所等として、円滑な開設・運営を図れるよう、平時から自治体防災部局や地域の防災組織（自主防災組織等）などと連携を図ります。

<地域と連携した学校防災・安全体制>



(2) 系統的な防災・安全教育の推進

- いかなる災害や様々な危険からも、自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、防災教育副読本や震災遺構等の伝承施設の活用、防犯や交通安全に関する学習など、児童生徒等の発達の段階に応じて系統的な防災・安全教育を推進します。
- 宮城県多賀城高等学校災害科学科を中心として地域と連携した先進的な防災教育などの実践を行い、その成果を県全体で共有します。
- 地域住民との避難訓練や地域講師による防災・安全教室及び校内研修会などの実施を通して、児童生徒等の知識の習得や意識の高揚を図るため、幼・小・中・高等学校及び特別支援学校と地域が連携した防災・安全教育を推進します。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、地域社会と一体となった防災意識の向上と防災文化の醸成を図るとともに、震災の教訓を後世に伝える人材及び、将来の地域防災活動の担い手となる人材を育成します。

- ・ 震災伝承施設や語り部、東日本大震災アーカイブ宮城の活用など、震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を次世代に継承する取組を推進します。

＜基本方向7＞

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--------------------------------|-----------------|------------------|---------|
| 地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合（％） | 94.7% (R4年度) | 100% (R10年度) | 保健体育安全課 |
| 地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合（％） | 42.4% (R4年度) | 75.0% (R10年度) | 保健体育安全課 |

※24「地域学校安全委員会」:

日頃から関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保を円滑に行えるようにするため、学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議。各学校や地域の状況に合わせて、学校教職員のほか、PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関で構成される。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

基本方向8 学びの保障と教育機会の確保

<方向性>

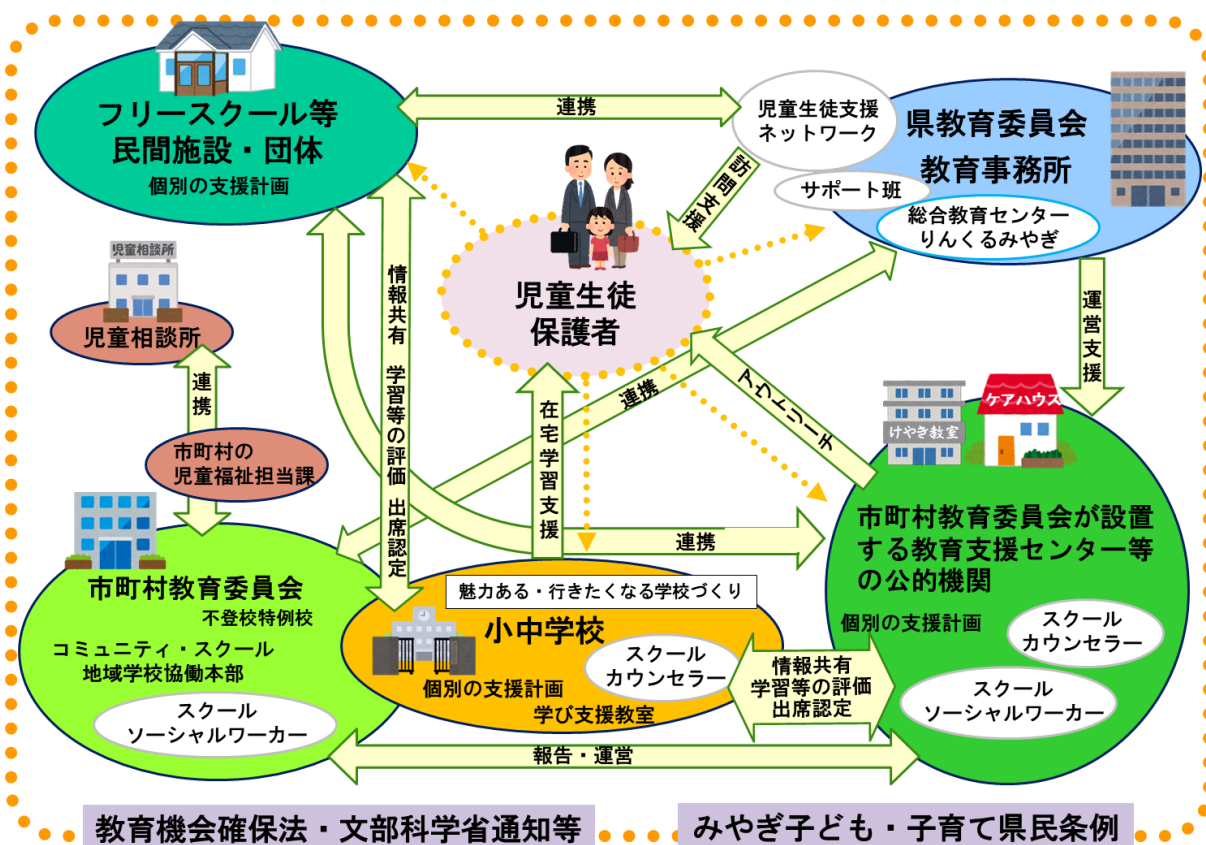
- ・ 全ての子供たちにとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指した学校教育活動を推進するほか、学校、市町村、民間施設等の強い連携のもと、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や、様々な困難を抱える子供たちへの支援に取り組みます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、就学支援や学習支援、居場所づくりなどにより、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

(1) 社会全体で子供を支援する体制の充実 重点的取組11

- ・ 児童生徒の学びを引き出す授業の実践や互いに認め合う学級づくり、道徳教育、学校行事を含む特別活動等の体験活動などを通してより良い人間関係づくりに取り組むことにより、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活に対する充実感を高め、全ての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校」づくりを目指します。
- ・ 児童生徒の心のケアをはじめとした教育相談体制の充実に向けて、学校、市町村、教育事務所などに専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置・派遣するとともに、教職員等の生徒指導や教育相談に関する専門的・実践的な研修を実施します。
- ・ 学校が児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、様々な困難を抱える児童生徒の変化に気付き早期発見に努めるとともに、適切に福祉機関等につなぐことができるよう、保健福祉部門と教育部門の連携を強化していきます。
- ・ 「どこにいても、誰かとつながっている」をコンセプトに、学校、市町村、教育支援センター等の公的機関、フリースクール^{※25}等民間施設・団体が相互理解に基づく連携を更に進め、学校に登校していない児童生徒やその保護者を中心に据えた支援体制の構築を推進します。

- ・ 学校外の居場所・教育相談の拠点として市町村が設置し、社会的自立に向けた支援や学習支援、アウトリーチ型支援等を行う教育支援センター（みやぎ子どもの心のケアハウス等）への支援や、不登校特例校の設置促進、定時制・通信制高校教育の充実等を通じて、児童生徒一人一人の状況に応じた居場所づくりと学びの機会の確保に取り組みます。
- ・ 学校に登校していない児童生徒や長期入院中の児童生徒、臨時休業時の対応など、様々な要因で学校に通うことが困難な状況になっても、ICTなども活用しながら、学びの保障に取り組みます。

<学校以外の場で学ぶ児童生徒の支援に向けた連携体制>



(2) 学習環境の整備充実による学びのセーフティネットの構築

- ・ 児童等の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図るとともに、支援を必要とする子供の早期把握や家庭環境に左右されることなく学力が保障されるよう、総合的な子供の貧困対策を推進します。
- ・ 保護者を亡くした小・中学生や被災した児童生徒等が、安定した学校生活を送り、希望した進路を選択できるよう、奨学金制度による支援を継続して行います。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金制度等による支援を継続して行います。
- ・ 子供の居場所づくりや学習支援の充実に向けて、市町村やNPO等民間団体などとの連携強化を図ります。

<基本方向8>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|---------------------------------|---------|----------|-------|
| 不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合 (%) | 小学生 | 95.0% | 義務教育課 |
| | 中学生 | 95.0% | |
| | (R3 年度) | (R10 年度) | |
| 「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%) | 小学5年生 | 87.0% | 義務教育課 |
| | 中学2年生 | 84.0% | |
| | (R4 年度) | (R10 年度) | |

※25 「フリースクール」:

不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

基本方向9 安心して楽しく学べる教育環境づくり

<方向性>

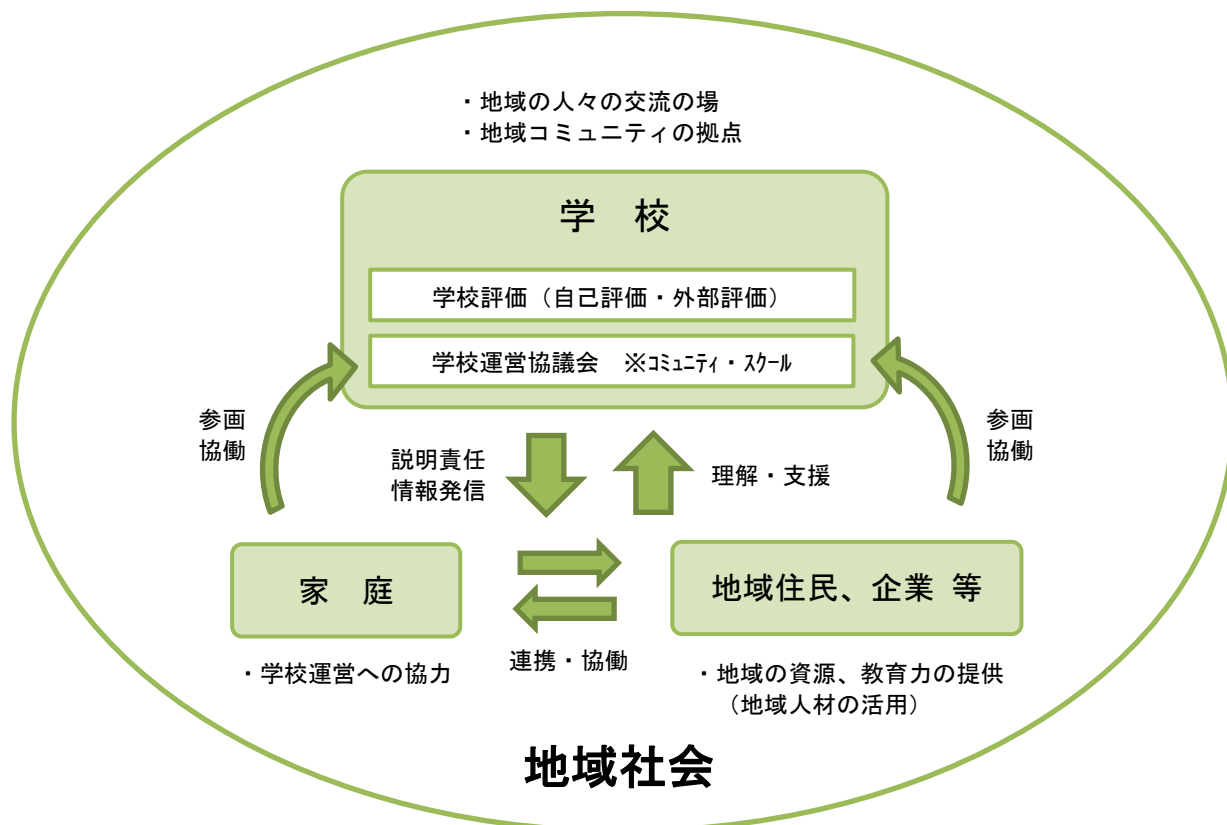
- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、働き方改革を進め教員としての本来の職務に専念できるようにするとともに、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子供たちが安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備を推進します。また、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

(1) 地域とともにある魅力ある学校づくりの推進 重点的取組12

- ・ 学校運営の組織的・継続的な改善を図るため、学校評価の充実に取り組むとともに、学校の教育目標や方針、教育計画の内容及び実施状況などを家庭や地域に積極的に発信し、適切に説明責任を果たしていきます。また、地域の人材の積極的な活用や、地域との連携・協働体制の構築などにより、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 地域の人材や社会資源の活用、社会教育との連携・協働など、社会や地域とのつながりを意識した教育を展開し、「社会に開かれた教育課程^{※27}」を実践していきます。
- ・ コミュニティ・スクールの導入を進めるため、メリットや魅力、成果等について、市町村や学校関係者への理解促進を図ります。
- ・ 高校教育を取り巻く状況変化に対応するとともに、地域資源等を生かした魅力と特色のある学校づくりを進めるため、県立高校将来構想に基づく教育改革を推進します。

- ・ 多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実を図ります。
- ・ 県立高校において、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度の検証、改善を進めます。

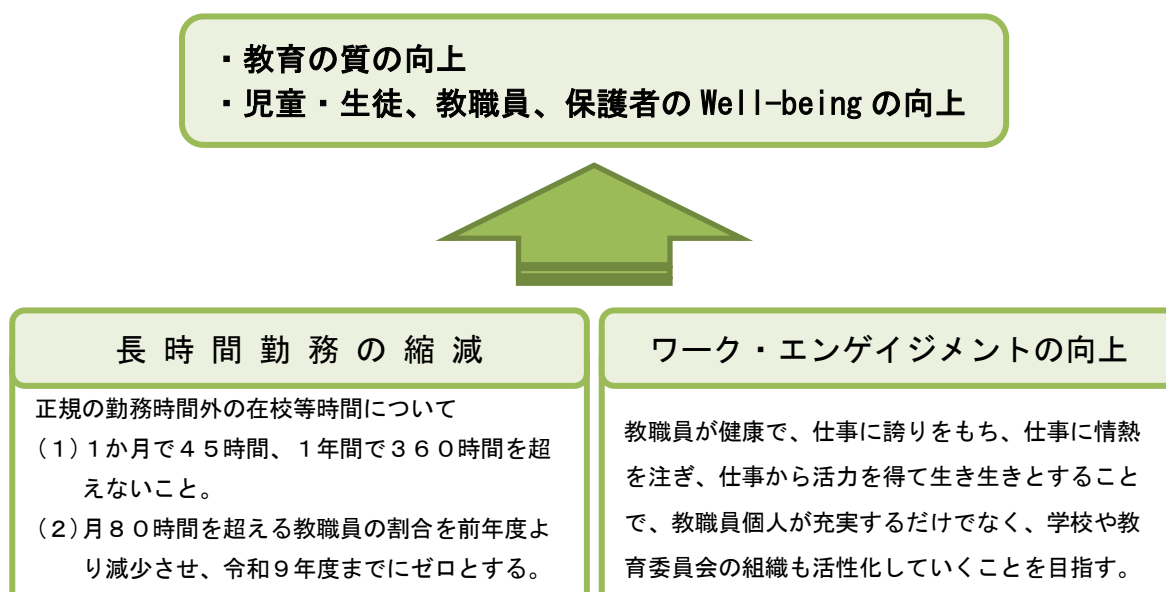
<地域とともにある魅力ある学校づくり>



(2) 教員の資質能力の総合的な向上と働き方改革の推進 重点的取組 13

- ・ 「みやぎの教員に求められる資質能力」(授業力、生徒指導力、子供理解、学校を支える力、教育への情熱、たくましく豊かな人間性、自己研鑽力)を踏まえ、教員の養成、採用、研修の一体的な充実を図り、資質能力の向上に取り組みます。
 具体的には、大学との連携により教員養成段階の充実を図るとともに、優れた資質能力を有する教員の確保に向けた教員の魅力発信や教員採用選考の改善に取り組みます。また、教職経験に応じた体系的な教員研修の改善と充実を図るとともに、OJT^{*27}の強化を図り、日常的に学び合える校内研修の充実にも取り組みます。
- ・ 教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員を表彰し、意欲の向上を図ります。
- ・ 教員の在校等時間の縮減とワーク・エンゲイジメント^{*28}の向上を図るため、学校業務の精選と見直しを行うとともに、専門スタッフの配置や、外部人材の活用も行い、チーム学校としての協働体制の構築を進めます。
- ・ 学校事務の共同化や学校運営支援統合システムの利用促進などにより、校務の効率化・情報化を図るほか、デジタル技術を活用することで学校業務の負担軽減につなげるなど、教職員の働き方改革を推進します。
- ・ 過重労働による健康障害の未然防止に向けた取組、メンタルヘルス等に関する各種セミナーの開催や健康診断事業等による心身のケアを計画的に行い、教職員が健康で職務に専念できるよう、健康管理対策の充実を図ります。

<教職員の働き方改革の推進>



(3) 学校施設・設備の整備充実

- ・ 安全・安心な学校教育を確保するため、老朽化した校舎や屋内運動場等の改築、既存施設を長期的に活用するための長寿命化改修など学校施設の計画的な整備を推進します。
- ・ 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境を実現するため、ユニバーサルデザイン^{※29}に配慮した多様な人々が利用しやすい施設づくりや、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な環境整備を推進します。
- ・ 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設について、天井・外壁等の非構造部材の耐震化を促進します。
- ・ 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮するとともに、少子化を踏まえた将来の県立学校の姿を考慮し、効率的かつ効果的な施設・設備の整備を推進します。

(4) 私学教育の振興

- ・ 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校に対し、運営費をはじめとした各種助成措置などにより支援を行います。
- ・ 公立学校との教員の人事交流や、公立私立の枠を越えた研修や研究などに積極的に取り組みます。

<基本方向9>

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|--------|---------|-------|
| 「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%) | | | |
| 小学5年生 | 81.2% | 87.0% | 義務教育課 |
| 中学2年生 | — | 84.0% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 保護者等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合 (%) | | | |
| 小学校 | 42.9% | 60.0% | 義務教育課 |
| 中学校 | 38.0% | 50.0% | |
| | (R5年度) | (R10年度) | |
| 学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合 (%) | 75.3% | 86.0% | 高校教育課 |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合 (%) | 79.5% | 87.0% | 高校教育課 |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 学校の業務改善方針や計画等を策定している県内教育委員会の割合 (%) | 59.9% | 100% | 教職員課 |
| | (R4年度) | (R10年度) | |
| 正規の勤務時間外における在校等時間がひと月でも80時間を超えたことのある教職員の割合 (%) | | | |
| 市町村立小学校 | 6.4% | 0% | 教職員課 |
| 市町村立中学校 | 30.6% | 0% | |
| 県立中学校 | 43.9% | 0% | |
| 県立高等学校 | 29.4% | 0% | |
| 県立特別支援学校 | 3.9% | 0% | |
| | (R4年度) | (R10年度) | |

※26 「社会に開かれた教育課程」:

“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む教育課程。

※27 「OJT」:

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。オン・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略

※28 「ワーク・エンゲイジメント」:

仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)、「仕事に誇りとやりがいを感じている」(熱意)、「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)の3つが揃った状態

※29 「ユニバーサルデザイン」:

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

基本方向10 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

<方向性>

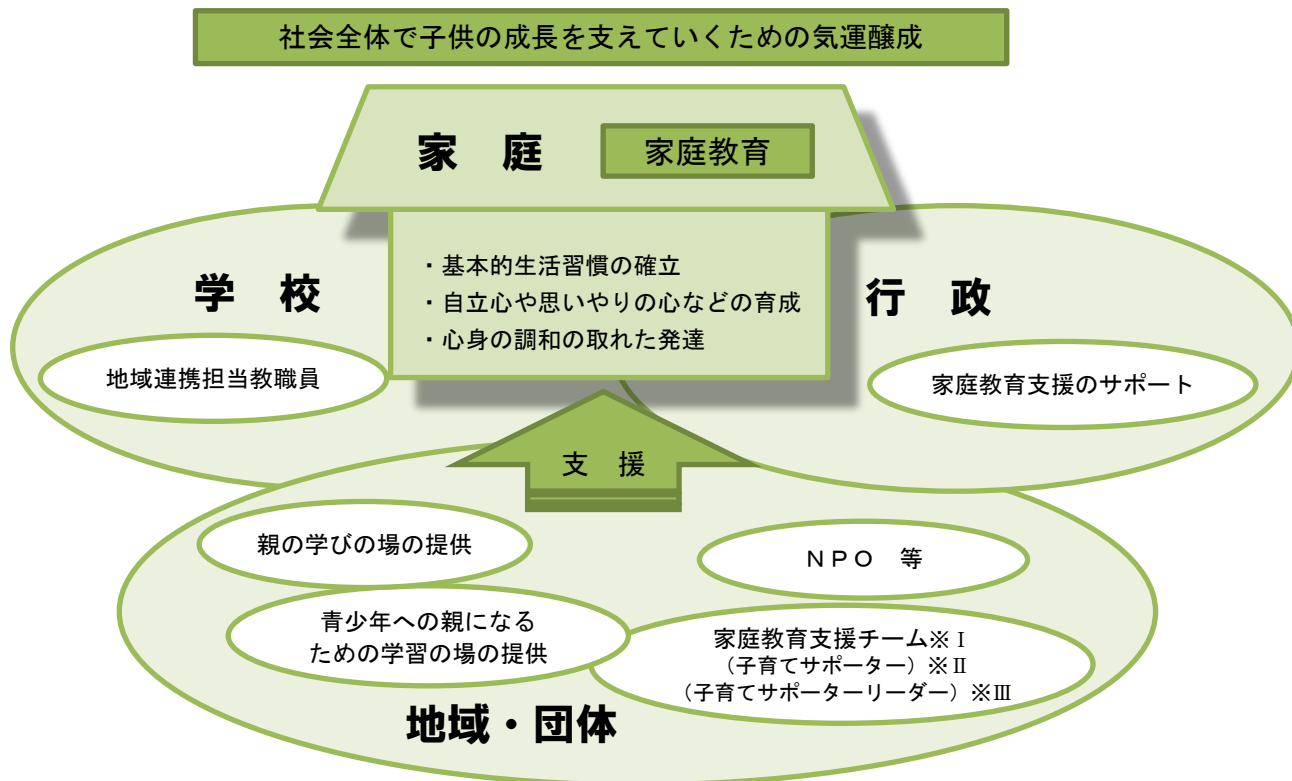
- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、思いやりの心などを育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものであり、また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援するとともに、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて、必要な体制整備を進めます。
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、スマートフォンなど情報機器の利便性と危険性についての理解促進や、放課後における居場所づくり等を通じて、子供たちが安全で安心できる環境づくりを進めます。

(1) 家庭の教育力を支える環境づくり 重点的取組14

- ・ 宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用した研修会の開催など保護者への「親の学びの場」の提供や、青少年への「親になるための学習の場」の提供などを通して、親としての「学び」と「育ち」を支援します。
- ・ 家庭教育に関する情報提供や相談対応を専門的に行う家庭教育支援員や地域連携担当教職員を学校に配置するとともに、子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど地域人材の養成や地域人材を活用した家庭教育支援チームの組織化の支援などにより、家庭教育支援体制の充実を図ります。
- ・ 行政や学校と地域のNPOをはじめとする様々な家庭教育支援団体との連携を促進し、地域で子供を育てるための環境づくりを進めます。
- ・ 男女共同参画の視点も踏まえながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※30}）がとれ、子供を生みたい、育てたいと思える社会を実現するため、子育て支援を進める県民運動を推進し、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」の気運醸成を図ります。

- ・ 学校、家庭、地域、団体や企業等が連携・協力し、ルルブル運動や、はやね・はやおき・あさごはん推奨運動など、子供の基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進します。

<家庭教育支援のイメージ>



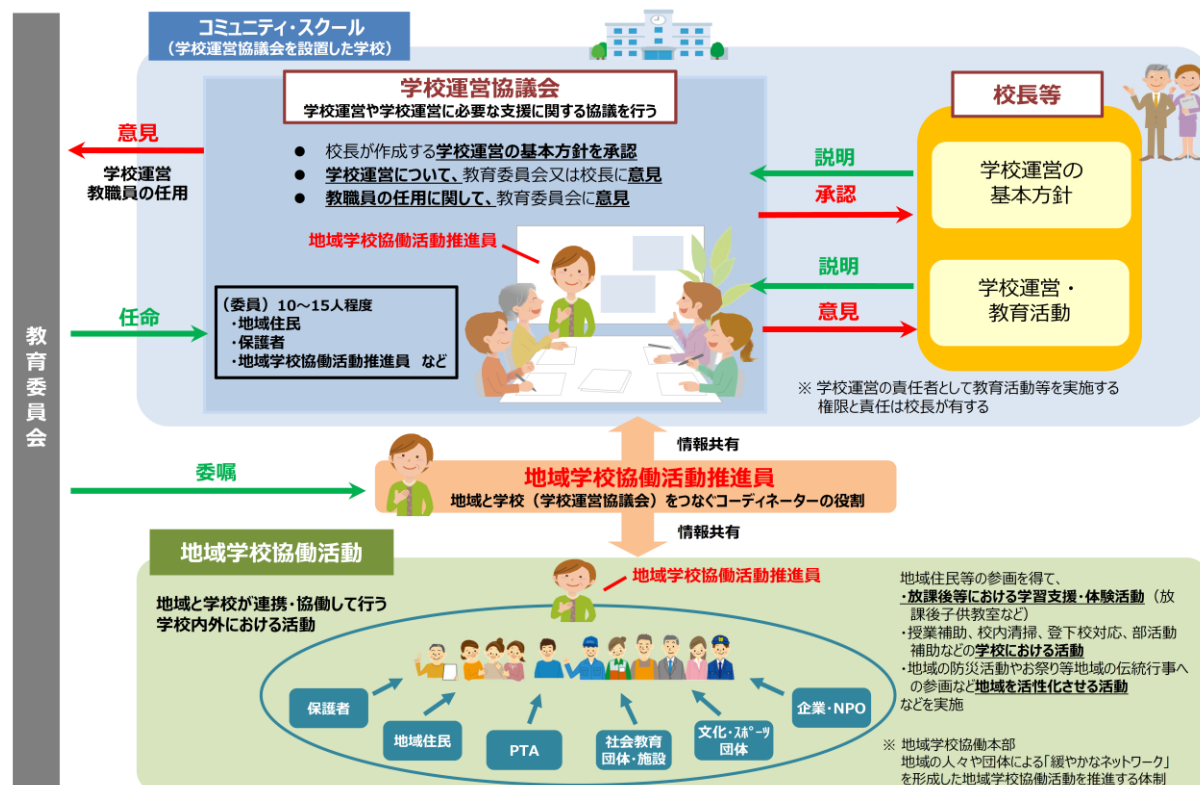
| 名 称 | 内 容 |
|-----------------|--|
| ※Ⅰ 家庭教育支援チーム | 子育てサポーターや子育てサポーターリーダー、保健師、民生委員等の地域人材によって構成し、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談を受けたり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする組織 |
| ※Ⅱ 子育てサポーター | 家庭教育や子育て、しつけ等について気軽に相談に応じたり、アドバイスを行う人材 |
| ※Ⅲ 子育てサポーターリーダー | 子育てサポーターの中心的役割を果たし、家庭教育講座等で学びの提供や演習のファシリテートを行い、家庭教育支援の振興と活動の活性化を図る人材 |

(2) 地域と学校の連携・協働体制の推進 重点的取組15

- ・ 本県が取り組んできた協働教育を更に推進し、地域と学校が連携・協働のもと、地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」の推進と、その活動を支える緩やかなネットワークによる「地域学校協働本部^{※31}」の体制整備を進めます。
- ・ 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育てる「地域とともにある学校づくり」のために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・充実を推進します。

- ・ みやぎ教育応援団などを活用しながら、民間企業、地域活動団体、ボランティア団体などとのつながりや交流の場、リアルな体験活動の機会を創出し、社会全体で子供たちを育てるための仕組みづくりを進めます。
- ・ 子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行に向け、市町村や地域団体を支援するとともに、学校と地域が一体となった体制整備を進めます。

<地域学校協働活動を推進するための体制イメージ>



※ 令和5年度文部科学省行政説明資料から抜粋

(3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり

- ・ 民間事業者等と連携し、児童生徒及び保護者への携帯電話やスマートフォンなどの利用に係るフィルタリング設定等の普及啓発や、発達段階に応じた情報モラル教育及び情報リテラシー教育^{※32}の実施などにより、ICT機器の利便性と危険性、節度ある利用についての理解促進を図ります。
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるとともに、活動プログラムの一体的な実施を促進することで、質の向上と機能の充実を図りながら、子供たちの放課後等における豊かな体験活動や地域住民との交流の場の拡充と安全・安心な居場所づくりを推進します。

- ・ 家庭、地域、関係機関等が連携・協働し、地域全体で有害環境の浄化活動や児童虐待防止、道路、公園などの環境整備などを行い、犯罪の発生しにくい、安全で安心なまちづくりを推進します。

＜基本方向10＞

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|-----------------|------------------|-------|
| 朝食を毎日食べる児童の割合（小学6年生）（%） | 93.9% （R5年度） | 95.5% （R10年度） | 義務教育課 |
| 毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童の割合（小学6年生）（%） | 80.9% （R5年度） | 82.0% （R10年度） | 義務教育課 |
| 毎日、同じくらいの時刻に起きている児童の割合（小学6年生）（%） | 90.3% （R5年度） | 91.0% （R10年度） | 義務教育課 |
| 「家庭教育支援チーム」の活動件数（件） | 268件 （R4年度） | 320件 （R10年度） | 生涯学習課 |
| 市町村の家庭教育支援チームで活動している支援者数（人） | 404人 （R4年度） | 415人 （R10年度） | 生涯学習課 |
| 地域学校協働本部がカバーする学校の割合（%）（公立小・中学校、仙台市を除く） | 67.4% （R4年度） | 90.0% （R10年度） | 生涯学習課 |
| 「みやぎ教育応援団」の活用件数（件） | 360件 （R4年度） | 400件 （R10年度） | 生涯学習課 |

※30「ワーク・ライフ・バランス」:

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

※31「地域学校協働本部」:

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。コーディネート機能の強化、多様な活動、継続的・安定的な活動を推進。

※32「情報リテラシー教育」:

情報や情報機器などを正しく使いこなすことができる能力を育成すること。

目標5：生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

基本方向11 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

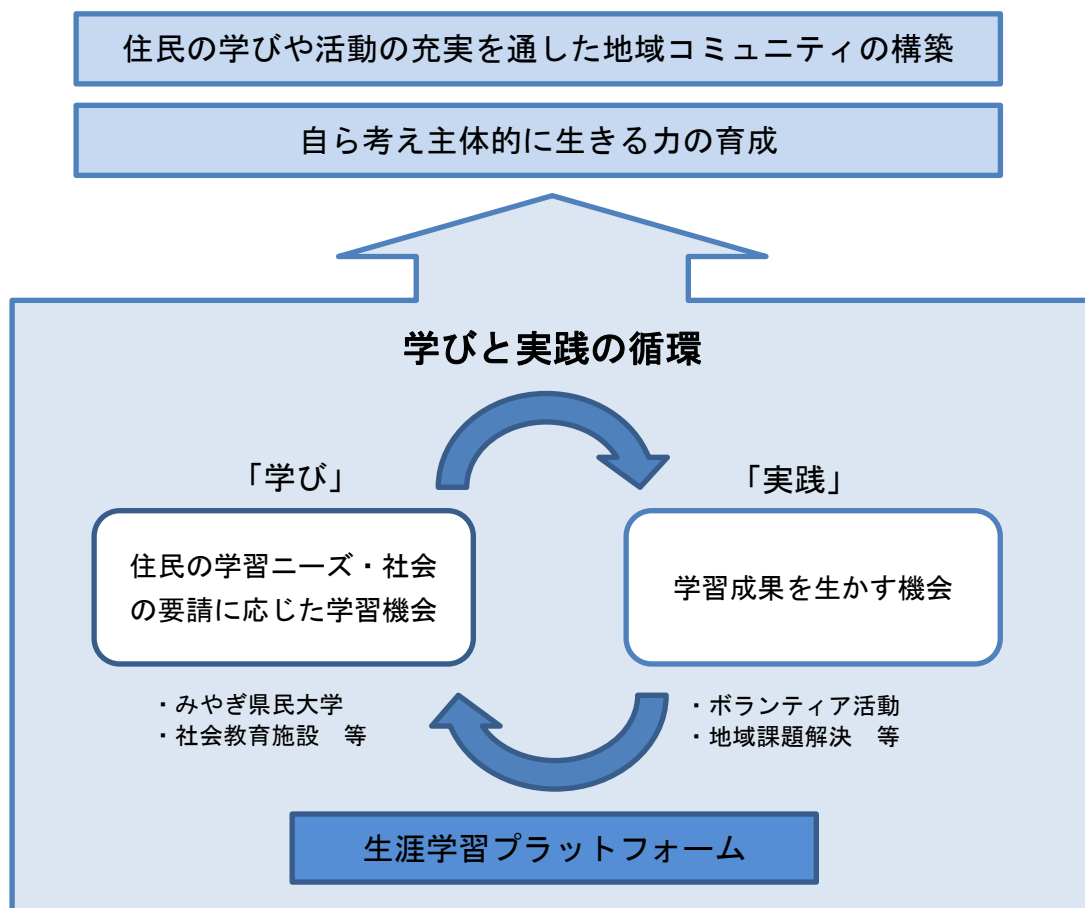
<方向性>

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる環境づくりを進めます。また、地域における多様な学習活動への支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、社会的包摂の実現につなげます。
- ・ 生涯を通じて豊かで活力ある生活を実現するため、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育める環境づくりに取り組むほか、スポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

(1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 重点的取組16

- ・ 高度化・多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、みやぎ県民大学の実施をはじめ、行政と地域の教育・福祉機関、NPO、民間企業等が連携し、ICTの活用なども図りながら、県民誰もが、求める学びを見つけ、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを進めます。
- ・ 学習の成果や習得した知識・技能を生かす機会の充実を図り、生涯学習活動やその成果が様々な形で生かされ、新たな学習や活動につながる「学びと実践の循環」の形成に取り組みます。
- ・ 地域の人々、行政、大学等の教育機関、NPO、民間企業等、生涯学習や社会教育に携わる人たちが情報を共有したり、行動連携を具現化するなど、緩やかなネットワークを結び、それぞれの地域の学びを支える基盤となる「生涯学習プラットフォーム」を構築します。

<生涯学習の目指す姿>



(2) 多様な学びによる地域づくり

- ・ 社会的包摂の実現を目指した、地域コミュニティづくりや地域の課題解決等に取り組める環境づくりに向けて、公民館等の社会教育施設が地域づくり部門と協力し、多様な地域住民の自発的な学習や交流、体験活動の場として取り組めるよう支援していきます。
- ・ 多様な学習成果の実践や活動への参画を通して互いに学び、それを地域に還元していくことで地域のネットワークを広げ、地域コミュニティの活性化につなげていきます。
- ・ 地域の生涯学習の推進を支えるリーダーの育成に取り組み、地域住民の主体的な学びと地域の特性に応じた活動を支援します。
- ・ 文化芸術活動とスポーツの双方の良さを理解するために、学校や地域における文化・芸術団体とスポーツ団体が協働して活動できる環境づくりを目指します。

(3) 文化芸術活動の推進

- ・ 子供たちに優れた文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、文化芸術に関する体験学習の機会や発表、交流の場を充実させ、個性、感性及び創造性を育む環境づくりに取り組みます。
- ・ 芸術家・文化芸術団体等の創意工夫にあふれた活動を支援し、制作環境の整備や発表・発信する機会を充実させることにより、文化芸術活動を担う人材・団体を育成し、本県の文化芸術の振興を図ります。
- ・ 図書館、美術館、博物館等の社会教育施設及び県民会館等の文化施設の充実や、デジタル化・ネットワーク化を図るなど、県民誰もが主体的に学べる環境づくりや文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

(4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築

- ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援や、学校体育施設の開放など、身近なスポーツ施設の充実によりスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、県民が主体となった地域のスポーツ環境を整備していきます。
- ・ 運動やスポーツを行うほか、スポーツ観戦やスポーツボランティア活動への参加など、多様な関わり合いを通じた“スポーツを「する、みる、ささえる」活動”により、スポーツへの関心と意欲を高め、生涯にわたるスポーツへの取組を推進します。
- ・ 中長期的な視点に立って本県のスポーツの振興を支えていくため、県有体育施設について、長寿命化対策を行うとともに、バリアフリー化の促進や環境に配慮した施設への転換を進め、多くの県民が利用したいと思える場となるよう整備を行います。また、県内のスポーツ施設の利用が進むよう、伝わりやすい情報提供を目指します。
- ・ 地域のスポーツ団体等に向けてインクルーシブスポーツの普及啓発を行うなど、県民誰もが参加しやすい体制づくりを支援し、スポーツに親しむことができる環境を整えます。

(5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進

- ・ プロ・トップスポーツチーム等と連携し、トップレベルのスポーツに触れる機会の提供や、本県ゆかりのアスリートのイベントへの招へいなどにより県民に競技スポーツの魅力を発信します。

- ・ 国際的なスポーツ大会・国民スポーツ大会等で活躍できる人材の育成に向けて、ジュニア期におけるタレント発掘・育成事業及び一貫した強化体制の充実を図ります。
- ・ 顕彰の充実や、競技力向上支援策の推進のほか、企業や地域スポーツ団体等が実施する各種競技団体大会の開催を支援します。
- ・ スポーツ指導者の育成や資質向上等に取り組むほか、次世代の指導者確保を推進、プロスポーツ等とも連携し、アスリートのセカンドキャリア等を見据えた指導者確保の方策を検討します。

＜基本方向11＞

| 目 標 指 標 | 現況値 | 目標値 | 担当課室 |
|--|-------------------|--------------------|----------|
| まなびのWEB宮城閲覧数（ページビュー数）（件） | 36,048件 (R4年度) | 72,000件 (R10年度) | 生涯学習課 |
| 市町村社会教育講座の参加者数（人口千人当たり）（人） | 373人 (R4年度) | 797人 (R10年度) | 生涯学習課 |
| みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化（文化芸術が身近な所で様々な分野に活用され地域の活性化に役立っていると思う人の割合）（%） | 73.3% (R4年度) | 80.0% (R10年度) | 消費生活・文化課 |
| みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化（不安を抱える方々の心のケアのために文化芸術の果たす役割が大切だと思う人の割合）（%） | 82.2% (R4年度) | 83.2% (R10年度) | 消費生活・文化課 |
| 総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率（%） | 77.1% (R4年度) | 100% (R10年度) | スポーツ振興課 |

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けた施策の在り方

(1) アクションプランの策定

本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、実施する施策の内容や年次計画などを具体的に示すアクションプランを策定します。

(2) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年度、定期的な点検・評価を実施するものであり、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

なお、本計画の点検・評価を実施するに当たっては、同条第2項の規定に基づき、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)に基づき実施される「新・宮城の将来ビジョン(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)」に係る「政策評価・施策評価」と連動しながら実施します。

2 学校における教育施策の着実な推進

学校は、本県教育を推進する上で中心的な役割を担っており、本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもとで、子供たちの教育に対し、学校が体系的かつ組織的に取り組んでいくことが重要です。また、学校種間の円滑な連携・接続を図ることにより、教職員が異なる学校段階にわたって教育を見通す力を養い、子供の発達や学びの連続性を確保していく必要があります。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮し、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、小・中・高等学校及び特別支援学校間の連携・接続を推進し、学校における教育施策の着実な推進を図ります。

3 関係機関、関係団体等との連携

(1) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供たちの健やかな育ちの基盤である家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、さらには専門的な知識や最新の技術を有する企業やNPO等の民間団体、大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握するとともに、家庭や地域、企業や大学等の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推進します。

(2) 市町村教育委員会との連携

教育施策を実効性のあるものとして着実に推進するためには、県と市町村教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換などを通じて、本県教育のより一層の充実を図ります。また、市町村教育委員会が、地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うとともに、それらの取組の成果を、県全体に波及させていきます。

(3) 県関係部局との連携

本計画の施策の推進に当たっては、県教育委員会をはじめ、子育て、福祉、地域づくりなど、部局横断的な取組が必要です。

このため、これまで以上に県の関係部局が相互に連携・協力を図りながら、効果的な取組を実施していきます。

(4) 国への働きかけ

国は、基本的な教育制度の枠組みの制定や学習指導要領等の教育活動の基準の設定などにより、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る役割を担っています。

本計画の推進に当たっては、国の制度や施策が及ぼす影響が大きいことから、必要に応じて、制度の見直しや施策の提案など、国への働きかけを行っていくとともに、必要な財政上の措置や、学級編制及び教職員定数等の改善などについて国に対して要請していきます。

4 県民総がかりによる教育施策の展開

復興の完遂とその先にある持続可能な地域社会を形成していくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成であり、そのために教育が重要な役割を果たすことを県民全体が認識し、教育施策を進める必要があります。また、本計画を着実に推進していくためには、学校・家庭・地域が緊密に連携することはもとより、民間企業やNPO、地域活動団体等の多様な主体が一体となり、県民総がかりで次世代を育てる教育が展開されることが大切です。

このため、本計画に掲げた目指す姿や目標、施策の方向性等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、多様な広報媒体を活用しながら、情報発信・広報活動等を行い、計画の周知を図ります。また、本計画の取組の現状や成果についても積極的に周知に努め、それぞれの責任と役割のもと、本県教育を推進していきます。

5 こども基本法を踏まえた対応

令和5年4月に施行されたこども基本法を踏まえ、本県のこどもに関する施策と連携を図りながら計画を推進していくとともに、国の動向を見据えながら、こどもの意見表明の機会の確保など、必要な対応を行います。

資 料

<中間見直しの経過>

- 1 諮問
- 2 審議経過
- 3 宮城県教育振興審議会委員名簿
- 4 教育振興審議会条例
- 5 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会 意見発表者一覧
- 6 第2期計画の中間見直しのための「こどもアンケート調査」 実施結果概要

<中間見直しの経過>

1 諮問

教 企 第 7 0 号
令和 5 年 2 月 1 日

宮城県教育振興審議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮 城 県 教 育 委 員 会

第 2 期宮城県教育振興基本計画の中間見直しについて（諮問）

このことについて、教育振興審議会条例（平成 2 0 年宮城県条例第 3 号）第 1 条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

（別紙）

理 由 書

本県では、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、平成 2 9 年 3 月に「第 2 期宮城県教育振興基本計画」を策定し、本県教育の柱である「志教育」の推進をはじめとする様々な施策に取り組んでいます。

近年、大規模自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の蔓延に代表されるように、今後の先行きが不透明な予測困難な社会の中で、子供たちの未来を切り拓く力の育成が求められています。また、誰もが生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向け、他者の多様性を尊重しながら、互いに高め合うことのできる環境づくりが必要になっています。

このような中、教育を巡る状況についても大きく変化しており、新学習指導要領の実施に伴う「主体的・対話的で深い学び」の実現や、教育機会確保法に基づく個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の実施、教育DXの推進等への対応が求められているとともに、多様で複雑化する教育ニーズに 대응していくことが重要な課題となっています。

そのため、計画期間中に生じた様々な状況の変化に対応しながら、本県の課題である学力、体力・運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の取組について充実・強化を図るなど、本県における教育施策の方向性等を整理する必要があるものと考えています。

このようなことから、「第 2 期宮城県教育振興基本計画」の中間見直しについて、諮問するものです。

2 審議経過

| 実施日 | 行事名等 | 内容 |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| 令和5年2月1日 | 第1回宮城県教育振興審議会 | <ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱、任命 会長、副会長の選任 諮問 第2期計画の中間見直しについて |
| 令和5年6月6日 | 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会（気仙沼・本吉圏域） | <ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 7名 その他参加者 3名 |
| 令和5年6月7日 | 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会（大崎・栗原圏域） | <ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 7名 その他参加者 5名 |
| 令和5年6月9日 | 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会（石巻・登米圏域） | <ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 7名 その他参加者 3名 |
| 令和5年6月12日 | 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会（仙台圏域） | <ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 7名 その他参加者 6名 |
| 令和5年6月13日 | 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会（仙南圏域） | <ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 7名 その他参加者 4名 |
| 令和5年8月8日 | 第2回宮城県教育振興審議会 | <ul style="list-style-type: none"> 圏域別意見交換会の結果報告 中間案の検討 |
| 令和5年9月12日 ～10月11日 | パブリックコメント実施 | <ul style="list-style-type: none"> 意見提出者 1名 意見等の数 1件 |
| 令和5年9月19日 ～10月6日 | 第2期計画の中間見直しのための「こどもアンケート調査」実施 | <ul style="list-style-type: none"> 回答数 29,930件 |
| 令和5年10月26日 | 第3回宮城県教育振興審議会 | <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント等の結果報告 答申案の検討 |
| 令和5年11月16日 | 答申 | <ul style="list-style-type: none"> 第2期計画（改訂版）について |

3 宮城県教育振興審議会委員名簿

任期：令和5年2月1日から令和7年1月31日まで

(五十音順)

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|---------|--|-------------------|
| 伊藤 宣子 | 宮城県私立中学高等学校連合会副会長 (聖ウルスラ学院英智小中学校・高等学校校長) | |
| 伊藤 秀雄 | 有限会社伊豆沼農産代表取締役会長 | |
| 小澤 ちはる | 宮城県特別支援学校長会幹事 (宮城県拓桃支援学校校長) | |
| 尾坪 博史 | 宮城県PTA連合会副会長 | |
| 鎌田 康彦 | 仙台市小学校長会会長 (仙台市立上杉山通小学校校長) | 任期： 令和5年6月1日～ |
| 川島 隆太 | 国立大学法人東北大学加齢医学研究所教授 | 会長 |
| 黒川 修行 | 国立大学法人宮城教育大学教職大学院教授 | |
| 佐々木 克敬 | 前宮城県高等学校長協会会長 (前宮城県仙台第三高等学校校長) | 任期： ～令和5年5月31日 |
| 佐藤 純子 | 宮城県市町村教育委員会協議会会員 (丸森町教育委員会教育長) | |
| 佐藤 健 | 国立大学法人東北大学災害科学国際研究所教授 | |
| 高橋 賢 | 宮城県高等学校長協会会長 (宮城県仙台第二高等学校校長) | 任期： 令和5年6月1日～ |
| 高橋 由佳 | 一般社団法人イシノマキ・ファーム代表理事 | |
| 田辺 泰宏 | 前仙台市小学校長会会長 (前仙台市立荒町小学校校長) | 任期： ～令和5年5月31日 |
| 玉野井 ゆかり | 宮城県中学校長会副会長 (名取市立増田中学校校長) | 任期： 令和5年6月1日～ |
| 千葉 睦子 | 前宮城県中学校長会副会長 (前大崎市立古川中学校校長) | 任期： ～令和5年5月31日 |
| 仲野 隆士 | 公益財団法人日本レクリエーション協会理事 (学校法人朴沢学園仙台大学体育学部教授) | |
| 根来 興宣 | 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長 (学校法人化度寺学園理事長) | |
| 波多野 ゆか | 宮城県家庭教育支援チーム協議委員 | |
| 堀田 龍也 | 国立大学法人東北大学大学院教授 | |
| 町田 さやか | 宮城県高等学校PTA連合会会長 | |
| 村上 由則 | 学校法人梅檀学園東北福祉大学教育学部教授 | 副会長 |
| 村松 敦子 | 半澤・村松法律事務所弁護士 | |
| 山田 理恵 | 東北電子産業株式会社代表取締役社長 | |

4 教育振興審議会条例

平成20年3月25日
宮城県条例第3号

(設置)

第1条 教育委員会又は知事の諮問に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため、宮城県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、10人以内とし、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

| | | |
|---------------|-----------------|----|
| 宮城県教育振興審議会の委員 | 出席一回につき 11,600円 | 6級 |
|---------------|-----------------|----|

5 第2期計画の中間見直しに関する圏域別意見交換会 意見発表者一覧

地域における教育の現状や課題等について、学校関係者や民間団体の代表者と意見を交換するとともに、教育に対する子供たちの意見を把握するため開催したものの。

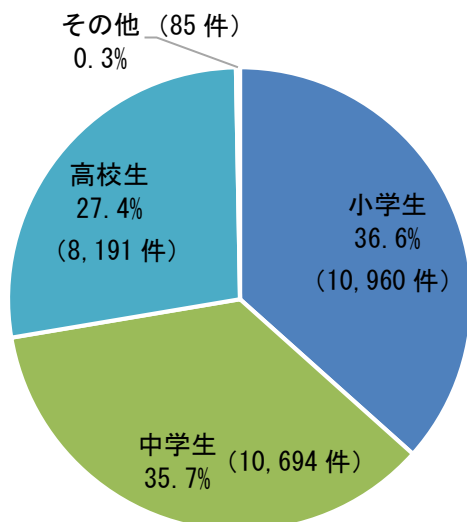
| 圏域 | 所属・職 | 氏名 |
|--------|--------------------------------|-----------|
| 仙南 | 白石市立白石南小中学校 校長 | 我妻 聡 美 |
| | 宮城県柴田農林高等学校川崎校 副校長 | 小野 寺 基 好 |
| | 仙南地区子ども会育成会連絡協議会 理事 | 竹 川 貴 子 |
| | 一般社団法人まなびの森 代表 | 坂 本 一 |
| | 株式会社ヒキチ 取締役社長 | 熊 谷 裕 一 |
| | 大河原町立大河原中学校 3年 | 佐 藤 絢 香 |
| | 大河原町立大河原中学校 3年 | 島 貫 晃 輔 |
| 仙台 | 塩竈市立第一小学校 校長 | 堀 内 瑞 |
| | 宮城県宮城第一高等学校 教頭 | 飛 鳥 貴 |
| | 仙台市PTA協議会 会長 | 高 橋 由 臣 |
| | 特定非営利活動法人アスイク 代表理事 | 大 橋 雄 介 |
| | 株式会社日立ソリューションズ東日本 品質生産性本部担当本部長 | 小 寺 竜 太 郎 |
| | 名取市立増田中学校 3年 | 伊 藤 歩 太 |
| | 宮城県仙台二華中学校 3年 | 千 葉 咲 玖 |
| 大崎・栗原 | 加美町立鳴峰中学校 校長 | 小野 寺 英 一 |
| | 大崎市立松山中学校 校長 | 日 野 口 香 |
| | 栗原市立金成小中学校学校運営協議会 会長 | 千 葉 文 彦 |
| | 特定非営利活動法人ルネッサンスファクトリー 理事長 | 菅 原 一 杉 |
| | キョーユー株式会社 代表取締役副社長 | 境 弘 志 |
| | 宮城県古川工業高等学校 3年 | 宍 戸 遥 太 |
| | 宮城県古川工業高等学校 3年 | 大 和 田 煌 太 |
| 石巻・登米 | 石巻市立湊小学校 校長 | 久 保 田 健 一 |
| | 登米市立南方幼稚園 園長 | 星 良 |
| | 東松島市PTA連合会 会長 | 松 谷 多 加 子 |
| | 特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク 代表 | 伊 勢 み ゆ き |
| | 株式会社鮮冷 代表取締役社長 | 石 森 洋 悦 |
| | 石巻市立蛇田中学校 3年 | 阿 部 建 虎 |
| | 宮城県石巻高等学校 2年 | 佐 藤 颯 |
| 気仙沼・本吉 | 気仙沼市立九条小学校 校長 | 白 倉 彩 枝 子 |
| | 南三陸町立志津川中学校 校長 | 高 橋 有 |
| | 気仙沼家庭教育支援チーム | 稲 荷 森 裕 子 |
| | 一般社団法人まるオフィス 代表理事 | 加 藤 拓 馬 |
| | 株式会社カネキ吉田商店 | 渡 邊 重 一 朗 |
| | 宮城県気仙沼高等学校 3年 | 内 海 紗 季 |
| | 宮城県気仙沼高等学校 2年 | 小 松 輝 |

6 第2期計画の中間見直しのための「こどもアンケート調査」 実施結果概要

(1) 回答数

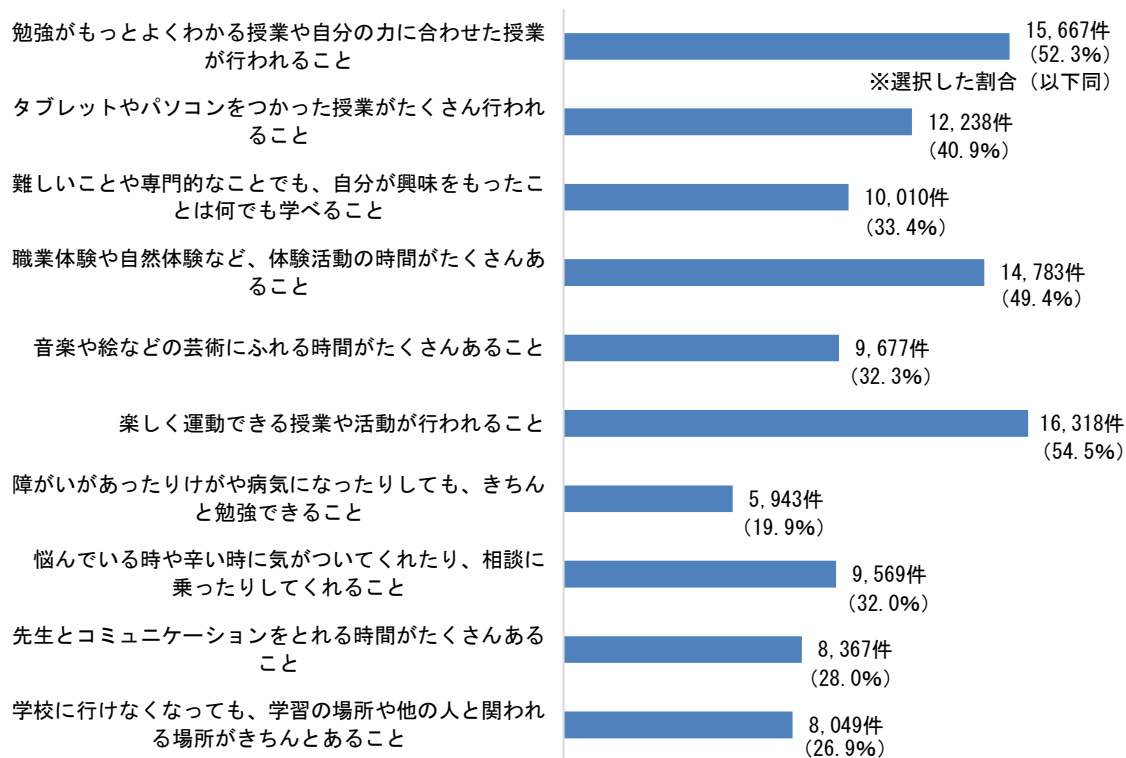
イ 回答数：29,930 件

ロ 小・中・高の別



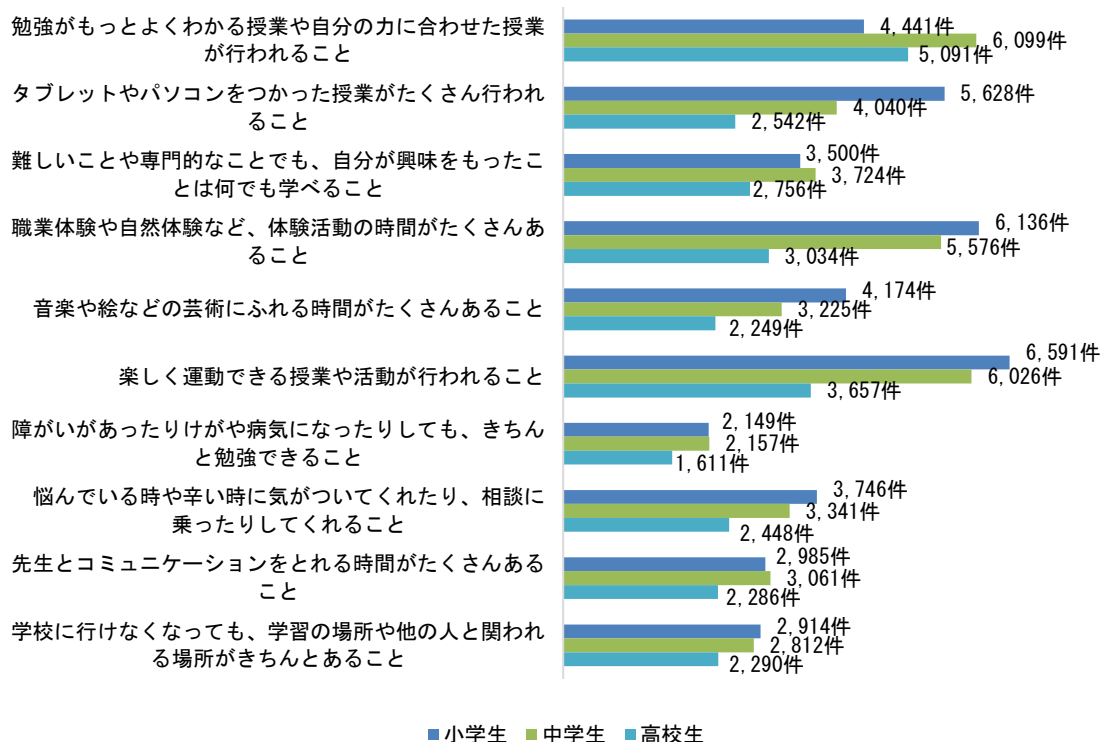
(2) 学校に望むこと、先生やまわりの大人にしてほしいこと（選択式）

イ 全回答（n=29,930 件）

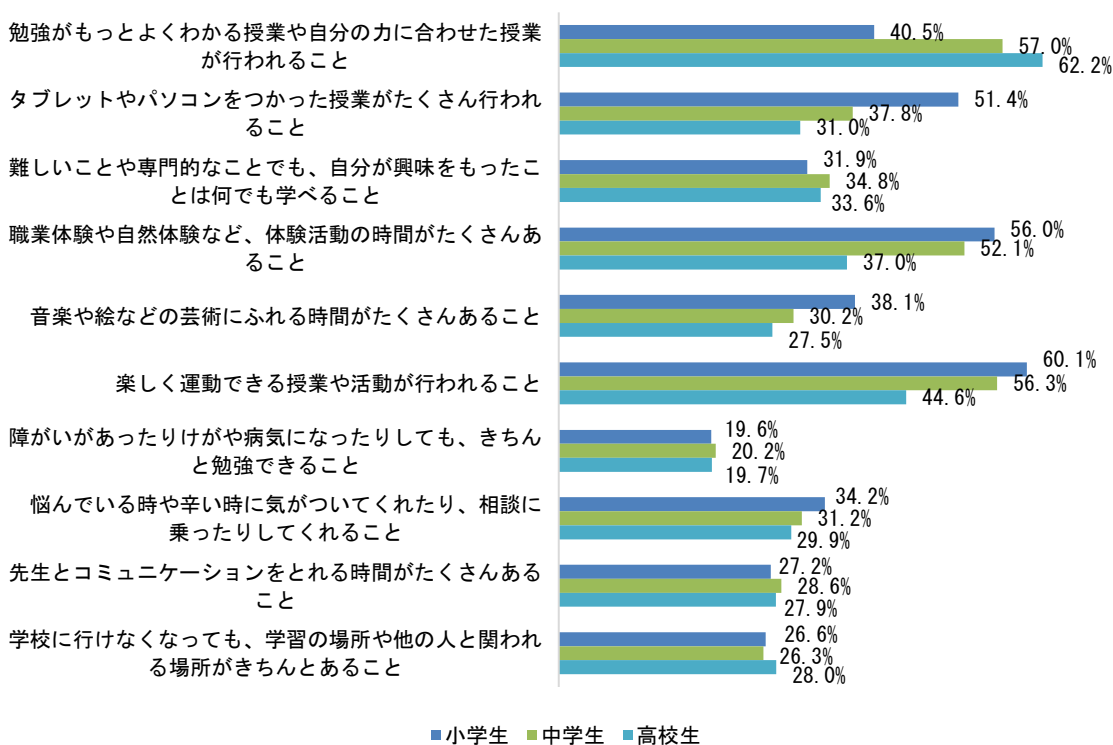


イ 小・中・高の別 (小学生 : n=10,960 件 中学生 : n=10,694 件 高校生 : n=8,191 件)

<選択した数>



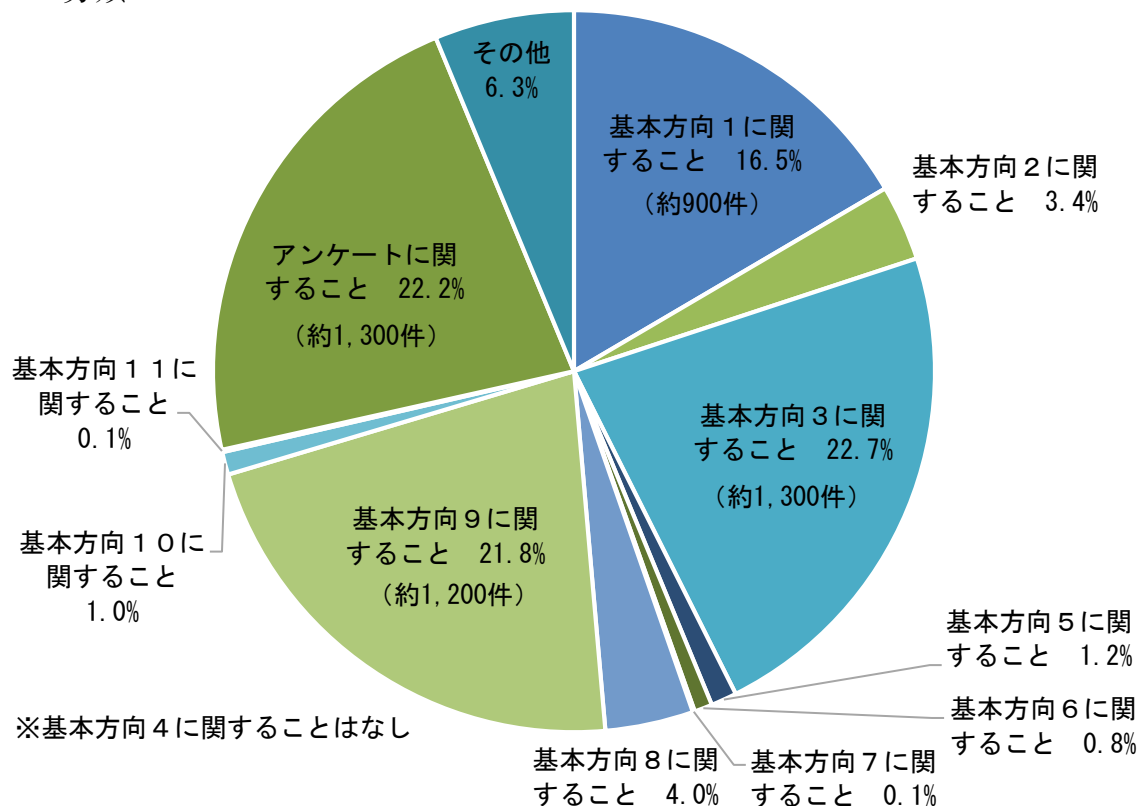
<選択した割合>



(2) 学校や教育をよくするためのアイデアや、アンケートへの感想等(自由記述)

イ 自由記述の件数：約 5,700 件

ロ 分類



ハ 自由記述の主な内容

<体験活動に関すること (約 200 件) >

- ・ 学校で学ぶ授業だけでなく、自然や社会について実際に体験してみる授業をもっと増やすと、子どもの考えがもっと深まっていくと思う。(小学生)
- ・ コロナがきっかけでいろいろなことができなくなっている。もっと学校について発信し地域の方からの協力を得るべき。これこそが「開かれた学校」だと思う。(中学生)
- ・ なりたい職業があっても実感が湧かない人は珍しくないと思う。調べ学習だけでなく、体を使って職業体験を実施することで、その職業の新たな魅力ややりがいを見つけ、職業を本気で目指しやすくなると思う。(高校生)

<いじめに関すること (約 200 件) >

- ・ 学校でのいじめや不登校をなくすためのアンケートなどを実施して、学校の生徒や児童の意見を取り入れる機会をつくってほしい。(中学生)
- ・ なくならないイジメや嫌がらせを大人も子供ももっと真剣に考える授業が必要。未来を変えるには自分が変わる事の大切さを教えてほしい。(高校生)

<体力・運動能力に関すること（約 150 件）>

- ・ もっと体育の授業を苦手な人も活動増やしたい。（小学生）
- ・ 外遊びの時間を作る。（中学生）

<授業づくりに関すること（約 900 件）>

- ・ 授業の始め 2 分や終わり 5 分前などに楽しいゲームなどを取り入れてほしい。（取り入れてくれている先生もいて授業が楽しく感じている。）（小学生）
- ・ 協力して問題を解く時間を増やした方がいいと思う。お互いの意見を聞き合い、それを基準として話して回答に辿り着くことにより、それが印象に残って覚えると思った。（中学生）
- ・ 授業の最初に、どこまで進みたいかや、どんなことをするかなどを簡単に説明して欲しい。また、問題を解く時などにタイマーなどをセットしていただらと時間が過ぎないように調整して授業を進めてほしい。（高校生）

<ICT活用に関すること（約 350 件）>

- ・ タブレットがあるのに有効活用出来ていない時の方が多いので、上手く活用できる工夫をした方が良くと思う。（小学生）
- ・ タブレットやパソコンを使える場面は多いし、使った方が早くできることも多いので使ってほしいが、得意でない先生や子どもがいて時間がかかることもあり、健康にも響くこともあるので、その人にとってより効率的な方法をとることができるようにしてほしい。（高校生）

<特別支援教育、多様な個性の尊重に関すること（約 50 件）>

- ・ 学習教材として、模型や触察出来るものがあると良い。（視覚支援学校通学中の息子より）（小学生）
- ・ いじめや障がい者などへの偏見を無くすために小学校からインクルーシブ教育を導入。お互いを知らないから共助の気持ちが芽生えないし、アプローチの仕方がわからないこともあるのではないかと思う。（高校生）

<専門教育、大学進学に関すること（約 50 件）>

- ・ 中学校でも、もっと専門的な知識や最先端の知識について学ぶことができ、体験することができるようになってほしい。（中学生）
- ・ 大学などの難しい内容を放課後にやるなど、もっと大学進学を見据えた授業を進めるのもいいと思う。（高校生）

<不登校児童生徒支援、相談体制、学びの保障に関すること（約 200 件）>

- ・ 学校に精神的な事情やその他の事情があって行けない子のために、リモートでの授業を取り入れたら良いと思う。授業が終わってもリモートをつないでいれば友達とも話せるし、授業での遅れなどを防ぐ事ができるかもしれない。(中学生)
- ・ 学校に通っている上での不安を生徒が1人で背負ってしまわないように、先生に話しやすい場や機会を設けた方が良いと思う。知らないスクールカウンセラーよりも信頼のある先生のほうが話しやすいと思う。(高校生)

<学校のルール・環境に関すること（約 700 件）>

- ・ 朝の時間になにか楽しいことを用意していたり、子供たちに聞いてやりたい遊びなどを聞いてやってあげたりするともっと学校に来たい、学校が楽しみななったりすると思う。(小学生)
- ・ 校則を緩くすれば生徒たちの個性が出て、気持ち的にも縛られてる感がなくなってよりよく過ごしやすくなると思う。(高校生)

<教員に関すること（約 450 件）>

- ・ わからないって思っても先生に話そうと思っても恥ずかしくて話しかけられない時があるから、自分からいかないといけないけど、いけない時は先生たちからも来てほしい。(小学生)
- ・ 生徒達のことはもちろんだが、教育現場に立っている先生方の勤務時間などの待遇面やメンタルケアなども改善していただければ良いのではないかと思う。先生方あっての教育現場なので。(中学生)
- ・ 週に一度先生との余談タイムがあったら嬉しい。30分ぐらいでクラスのみんなと担任の先生や副担任の先生と勉強以外のことを話す時間があれば、コミュニケーションを取ることも可能だしさりげなくクラスメイトのことについても知れると思う。(高校生)

<アンケートに関すること（約 1,300 件）>

- ・ このようなアンケートがあれば、学校に足りないことをちゃんと理解できるので、アンケートは続けてほしい。(小学生)
- ・ このような取り組みで来た意見を積極的に取り入れて行った方が、この学校にもメリットがあるのではないかと思うし、もっと楽しい学校生活が送れると思うので、このような活動をもっと多くして行った方がいいのかと思う。(中学生)
- ・ あまり自分から意見を他の人に言ったりする機会は少ないなと感じていたので、このアンケートを通して少しでもこれからの授業に組み込んでほしいと思う。(高校生)